

10月16日(月)

出席委員

委員長 塚本 よしひろ 君
副委員長 せ お 麻 里 君
同 松永 よしひろ 君
委員 のだて 稔 史 君
同 やなぎさわ 聡 君
同 おぎの あやか 君
同 ゆきた 政 春 君
同 澤 田 えみこ 君
同 ひがし ゆ き 君
同 山本 やすゆき 君
同 石 田 ちひろ 君
同 田 中 たけし 君
同 せらく 真 央 君
同 松本 ときひろ 君
同 新 妻 さえ子 君
同 えのした 正人 君
同 吉 田 ゆみこ 君
同 安 藤 たい作 君

委員 横 山 由香理 君
同 石 田 しんご 君
同 筒井 ようすけ 君
同 つ る 伸一郎 君
同 あくつ 広 王 君
同 まつざわ 和昌 君
同 こしば 新 君
同 木 村 健 悟 君
同 鈴 木 ひろ子 君
同 石 田 秀 男 君
同 高 橋 しんじ 君
同 西 本 たか子 君
同 須 貝 行 宏 君
同 藤 原 正 則 君
同 こんの 孝 子 君
同 若 林 ひろき 君
同 西 村 直 子 君
同 せりざわ裕次郎 君

欠席委員

中 塚 亮 君

その他の出席議員

渡辺 ゆういち 君

出席説明員

区 長
森 澤 恭 子 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
新 井 康 君

企 画 部 長
久 保 田 善 行 君

企 画 課 長
佐 藤 憲 宜 君

政策推進担当課長
吉 岡 孝 樹 君

財 政 課 長
遠 藤 孝 一 君

総 務 部 長
堀 越 明 君

総 務 課 長
勝 亦 隆 一 君

会 計 管 理 者
大 串 史 和 君

教 育 長
伊 崎 みゆき 君

教 育 次 長
米 田 博 君

庶 務 課 長
宮 尾 裕 介 君

学校施設担当課長
森 雄 治 君

学 務 課 長
柏 木 通 君

指 導 課 長
中 谷 愛 君

教育総合支援センター長
丸 谷 大 輔 君

特別支援教育担当課長
唐 澤 好 彦 君

品 川 図 書 館 長
吉 田 義 信 君

区 議 会 事 務 局 長
大 澤 幸 代 君

○午前10時00分開会

○塚本委員長　ただいまより、決算特別委員会を開きます。

それでは、令和4年度品川区一般会計歳入歳出決算を議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算、歳出のうち、第7款教育費のみとなっておりますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の説明を願います。

○大串会計管理者　おはようございます。本日も、決算特別委員会、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第7款教育費をご説明申し上げます。決算書の370ページをお願いいたします。

第7款教育費は、予算現額215億6,341万6,000円、支出済額は206億3,611万7,720円で、執行率は95.7%、対前年度比は3億1,076万6,215円、1.5%の増であります。増の主なものは、義務教育施設整備基金積立金、学校改築推進経費であります。

1項教育総務費の支出済額は63億8,099万6,963円で、執行率は95.3%であります。

1目教育推進費では、教育委員会の運営や文化財保存活用事業などを行いました。

次の372ページに参りまして、下段にございます、2目学務費では、就学援助費などを支出いたしました。

376ページに参りまして、3目教育指導費では、区固有教員の給与、生徒指導・いじめ防止対策、ルネサンス推進事業などのほか、マイスクールや特別支援学級の運営などを行いました。

続きまして、384ページに参ります。下段にございます、4目図書館費は、区立図書館の運営、資料の充実などを行いました。

388ページに参りまして、2項学校教育費の支出済額は、142億5,512万757円で、執行率は95.9%であります。

1目学校管理費では、学校ICT活用経費、空調や照明、体育施設の改修などの環境整備、学校給食の運営や児童・生徒の検診のほか、鮫浜小学校、浜川小学校、第四日野小学校などの校舎等改築工事などを行いました。

○塚本委員長　以上で、本日の審査項目の説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在31名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。えのした正人委員。

○えのした委員　おはようございます。本日も1日よろしく願います。

私からは、386ページ、図書館運営費、390ページ、学校図書館運営費についてお伺いします。

私も子どもの頃から区立図書館を利用させていただいている区民の一人ですが、品川区図書館の前身となる荏川町文庫が大正12年6月に開設されてから、今年で記念すべき100周年を迎えました。誠におめでとうございます。その当時から、地域の皆様、そして品川区役所の皆様には、大変ご尽力賜り、心より感謝、御礼申し上げます。

さて、4月は子どもの読書月間、10月は来週27日から読書週間が始まりますが、昨今、読書離れが進んでいるとの声をよく耳にします。民間の調査では、読書離れを感じている人は約8割、年代別では10代、20代の読書離れが多いようです。

文部科学省では、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定され、公立小中学校等の学校図

書館における図書標準の達成、計画的な図書の更新等、示されております。学校図書館に整備すべき蔵書の標準がありますが、基準や内容、また、品川区内の学校図書館の状況はいかがでしょうか。区のご見解をお知らせください。

○吉田品川図書館長 学校図書館についてのご質問をいただきました。標準図書の基準、内容等についてですけれども、文部科学省においては、小中義務教育学校の学校図書館に整備する蔵書の標準数として、平成5年3月に、学校図書館図書標準を定めております。算定方法は、小中学校別に、学級数によってそろえるべき標準図書数が定められているところです。

現在、区立小学校、義務教育学校（前期）においては、37校中30校が達成され、中学校、義務教育学校（後期）においては、17校中7校が達成されているところです。

また、ほとんどの小中学校におきまして、標準蔵書数の90%以上は達成されていることとなっております。

○えのした委員 ありがとうございます。確認がとれました。

これからも子どもたちのために、蔵書数の確保、計画的な蔵書の見直しを含め、学校図書館の拡充をお願いいたします。

私が校区教育協働委員を務めている荏原平塚学園では、特に小学生の国語の学力がアップしていると委員会で話題になりました。それは、蔵書も多く、担任の先生から本の貸出しの学級文庫、読み聞かせボランティア等、様々な取組の効果があらわれ、学力アップにつながっているのではないのかと。

そこで、実際、小学校、中学校で、本の貸出し数はどのようになっているのか、状況をお知らせください。

○吉田品川図書館長 傾向といたしましては、ここ数年、小学校の貸出数は著しく伸びが見られておりまして、令和3年度以降、100万冊の貸出数を超えております。

中学校につきましては、年間5万冊から4万冊と、少し貸出しが伸び悩んでいるところでございます。

○えのした委員 100万冊、貸出数はすごいですね。この数字は、国語の学力アップの実証にもなるかと思います。

品川区では、令和2年度、品川区子ども読書活動推進計画が改定されております。また、学校図書館の運営委託は、品川図書館が週に2.5日と認識しております。

そこで、これからも本への興味が湧き、貸出数が増え、新たな取組を行えるように、職員の充実はされていますでしょうか。

先日も学校公開へ行き拝見しましたが、本の紹介やポップ展示がとてもすばらしく、また、職員の方、学校の先生にも話を伺いましたが、やはり資格をお持ちの方、専門性の高い方などのお力が必要だと強く感じました。品川図書館の運営日数を拡充することが重要だと考えますが、区のご見解をお知らせください。

○吉田品川図書館長 学校図書館の運営支援についてのご質問です。現在の学校図書館運営支援につきましては、週2.5日の委託契約を49週間、年間735時間の委託を行っているところです。今年度より5年間の委託が新たに始まったところです。従事者に今回から司書資格等を求めるなど、今まで以上に充実を図っているところです。委託事業者が入らない時間帯等につきましては、地域のボランティア、放課後は図書委員等で運営されております。

図書館といたしましては、折を見て、これからも未来を担う子どもたちとの本の出会い、学ぶ喜びを与える場として、最も身近な学校図書館の支援を充実していければと考えております。

○えのした委員 引き続き、計画目標としている子どもたちが本等を活用して、自ら主体的に思考し、行動する人に育つためのさらなる取組を要望します。

続いて、地区図書館についてお伺いします。

令和5年3月31日に、しながわデジタルアーカイブが公開されました。私も品川区史を少し拝見し、映像は懐かしさを感じましたが、現在まで、どのくらい閲覧されていますでしょうか。

また、内容、今後の取組についてお知らせください。

○吉田品川図書館長 デジタルアーカイブの閲覧数等についてのご質問となります。本年3月末にホームページにおける公開をして以降、9月末までの合計で10万8,129件のアクセスをいただいております。その中でも品川区史に関するホームページについては人気の高いところとなります。現在、古い資料につきましては17資料公開中、今年度新たには10資料を公開の予定でございます。今後も総合実施計画に基づきまして、アーカイブの拡充を進めてまいります。

○えのした委員 10万8,000件以上、多くの方に拝見されているとのことで、デジタル化でどこからでも閲覧が可能になり、後世に歴史を伝えていく重要な取組だと考えます。今後も品川区の貴重な財産として拡充されることを願います。

事業概要として、品川区立図書館の地区図書館10館で指定管理者による運営を行い、地域の商店街や地元企業など、事業連携を図りながら、各館で様々なサービスを展開されていると示されております。

主な取組内容および成果をお知らせください。

○吉田品川図書館長 先週の土曜日、14日の日経新聞のほうにも載っていたところではございますけれども、21歳の6割が本を読まないという文部科学省の調査が現在出ております。まず、10代に本や図書館に親しんでもらうための対策をとってきたところでございます。

各図書館にはティーンズコーナーを設置しまして、ライトノベルをそろえるなどの対策をとっておることや、特に中学校にご協力を願ひまして、ビブリオバトル、POPコンテストの開催とか、あとは試験前の自習スペースも図書館での提供を行ってきたところでございます。

また、ティーンズボランティアを募集しておりまして、この応募につきましては、年々増加しているところでございます。

○えのした委員 本当に読書離れが進んでいるティーンズに向けてのイベントなど、様々な取組をされていることを確認できました。

私も図書館を視察した際に、読書ノートを配布されていて、これ、保護者の方から、メッセージや、お子様と本の思い出などを自由に書くことができ、こういった取組は本当にいいなと感動しました。様々な取組、よいと思いますので、これからも続けていただき、拡充を期待しております。

あと、施設整備についてなのですが、図書館の新しい、古い、いろいろあると思いますが、授乳室があるところとないところがありましたので、こういったハードの面でも今後の整備をお聞かせ願えますでしょうか。

○吉田品川図書館長 図書館においての授乳室は、今、6か所でそろえておるところでございます。図書館、古い時期に建ったところにつきましては、授乳室の整備等はなされていない部分もございませけれども、最近新しく建ったところ、比較的新しめのところについては、大きさの大小はありますけれども、授乳室を整備しているところでございます。

○えのした委員 学習環境、読書環境が向上するよう期待して、私からの質問を終わります。

○塚本委員長 次に、ゆきた委員。

○ゆきた委員 私からは、2点お伺いいたします。389ページの英検チャレンジ事業、381ページの市民科・各教科充実経費について、それぞれお伺いいたします。

まず初めに、英検チャレンジ事業について質問いたします。

品川区は、先進的な英語の授業を展開され、小学校一、二年生から英語に触れる機会を通して、楽しむ英語で外国人英語講師の学習や、ジュニア・イングリッシュキャンプの取組など、優れたカリキュラムによって、児童や保護者アンケートでも、小学校1年生からの英語教育について高い評価を得られていると思われま

す。また、2015年から、実用英語技能検定を受験する際の費用を、区立小中学校の5年生から9年生までを対象に、各学年ごとに、年度1回、全額補助され、大変すばらしい取組だと感じております。

ですが、一方で、区立小中学校以外の私立小中学校や、品川区在住で区外の私立小学校、中学校に通う児童に対しては、実用英語技能検定を受験する際の補助がないため、現場の区民の方々の声からは、同じ品川区に住み、税金も同じく払っているのに、平等にしてほしいというお声も聞いています。確かに学校には独自性があり、私立学校の中には、実用英語検定に補助を出している学校もありますが、全てではなく、こういった声が上がっていることも実情です。家庭の様々な事情から、私立学校を選択して経済的負担を感じている家庭もあります。このことを踏まえて、今後の区のお考えについてお聞きできればと思います。

○柏木学務課長 英検チャレンジ事業のお問合せでございます。委員からもご紹介ございましたが、品川区では、平成18年度から、1年生からの英語科を実施するなど、品川区の教育の特色として英語の教育について力を入れてございます。

その英語教育の達成度を数字で確認するとともに、英検を通じてさらなる英語への興味関心を高め、児童・生徒の学習意欲を育てるために、品川区立学校の教育の特色として、英検チャレンジ事業を実施してございます。

そのことから、私立等への拡大については、現在のところ、検討はしてございません。

○ゆきた委員 現在の実情を確認させていただきました。ですが、少し次元は異なりますが、まもるっちは、区立学校に通学しているかどうかに関わらず、品川区在住の児童に防犯上の観点から無償貸与されています。教育に関しても、経済、社会等のグローバル化が進展する中で、品川区内の児童が、国際共通語となっている英語のコミュニケーションの能力を身につけることが必要だと思われま

す。一昨年に開催された東京オリンピック・パラリンピックに向けて、国際都市品川区として、ボランティアで活躍できる人材の育成にも取り組んでこられてきたことだと思われま

す。区立学校に通学しているかどうかに関わらず、品川区内の子どもや大人たちの学習意欲の向上が、国際都市品川区の子どもたちの将来の発展につながると思われま

すが、改めて区の今後の方向性をお聞きできればと思います。
○柏木学務課長 先ほど、現状の考えについては答弁させていただいたとおりでございます。また、こちらは英検協会のほうと受験料の支払いについて少し約束事がございまして、現在、学校単位で、品川区立学校の単位で申し込んだものについて、英検協会のほうから直接教育委員会のほうに請求が来ると。ですので、学校なり保護者がお金を1回支払うということは発生していないという状況がござい

ます。受験料の支払い方法についても、英検協会とも協議等もする必要はあると感じてござい

ます。ただ、区民の方から、そういう声は教育委員会もいただいておりますので、今後については、そういう区民の声を参考に考えていきたいと考えてござい

○ゆきた委員 ぜひ現場のお声があることですので、さらに前向きに考えていただければと思います。

続いて、301ページの市民科・各教科充実経費に関連して、学校における救命教育について質問いたします。

先日の私の一般質問の中で、品川区の中学校における救命教育についての今後の展開について質疑させていただきました。

答弁では、第8学年の保健体育の授業で、心肺蘇生法の実習を行っていること、約半数の学校が消防署と連携して、AEDを用いて実施を行っており、実施していない学校に推奨していくとのことでした。

私は、今まで消防官として、実際に他区の中学校に出向して、命の大切さを訴え、AEDの取扱いと救命教育について携わらせていただいております。私は、救急隊として何度も心肺停止となり、到着してから手を尽くしても助からなかった命、傷病者を見てまいりました。それだけに、バイスタンダーの必要性、救命ボランティアの必要性を痛感しております。実技を通して基礎知識を身につけることができた後のさらなる一歩が必要だと実感しております。

先日の一般質問で紹介させていただいた公益財団法人日本AED財団から出されている無料アプリ「team ASUKA」は、東京、埼玉、つくばでの登録者数が多いと言われておりますが、つくば、埼玉では、中学、高校での救命教育の中で指導を受けた生徒が、その場で「team ASUKA」のアプリを登録するなど、市を挙げて救命教育、救命ボランティアを増やしているとのことでした。

当時、救急隊として実際に救命教育について学校現場で指導する中で、真剣な姿勢で学ぶ生徒たちの姿を覚えています。熱が冷めないうちに次なる手を打つことが意識の継続につながると思われます。瞬時にAEDの場所と道順が確認できるアプリ登録をすることで、社会貢献やボランティアに参加する意義を見いだせていくと思われませんが、区のお考えをお聞きできればと思います。

○丸谷教育総合支援センター長 心肺蘇生法救命教育についてのお尋ねでございます。一般質問でも答弁したとおり、第8学年の保健の授業で実技を行っているところです。

AEDの場所につきましては、各校で把握ができるように、10月の校長・園長連絡会で、学校保健のポータルサイトの紹介や、AED財団の『命を守る 心肺蘇生・AED』教本の紹介をしたところでございます。

○ゆきた委員 ぜひ無料アプリ、こちらの周知等についても、さらなる前向きな検討をお願いしたいと思います。

また、学校保健会から全国の公立学校に配布されている冊子『学校保健』第362号（令和5年9月号）に、AEDや救命に関する普及啓発資料の無償配布申込みチラシが投入されております。こちらは、team ASUKA普及啓発チラシと、AEDや救命処置について学べる冊子『命を守る 心肺蘇生・AED』を申込みされた学校に無償配布されるものですが、こちらの公立学校等へさらなる周知等について要望したいと思います。区のお考えをお聞きできればと思います。

○丸谷教育総合支援センター長 ご案内の無償配布の冊子につきましても、併せて学校のほうに周知を図っていきたいと考えております。

○ゆきた委員 ぜひ区立学校、それだけに関わらず、こういったチラシ等の普及啓発について、前向きに考えていただければと思います。

○塚本委員長 次に、山本委員。

○山本委員 本日もよろしくお願いたします。私からは、385ページの介助員等委託、373ページのクラブ・部活動等経費、389ページの学校ICT活用経費について伺います。

まず、385ページの介助員等委託について伺います。

昨年12月に文部科学省が発表した調査によると、通常学級に在籍する小中学生の8.8%に学習面や行動面で著しい困難を示す発達障害の可能性があることが示されており、1クラス35人として、1クラス当たり3人程度の割合となります。発達障害のそれぞれの子どもたちの困難度合いにもよりますが、学習面での個別指導の負担や、行動面での立ち歩いてしまうことでの負担など、教師の方々の負担は大変大きいと考えます。そのため、主に発達障害のある児童・生徒の学習参加に困難がある場合の支援を目的として学習支援員を、また、障害のある児童・生徒の安全確保や身辺介助を目的として介助員を配置しているとの理解ですが、現在、おのおの配置実績、増減について教えてください。

○唐澤特別支援教育担当課長 学習支援員、介助員の配置状況についてのご質問ですが、ともに学校からの申請に基づき配置をしております。

学習支援員の配置状況については、令和4年度の実績として、小学校（前期）課程は370人、中学校（後期）課程は58人となっております。

介助員の配置状況は、こちらも令和4年度の実績として、小学校（前期）課程は107人、中学校（後期）課程は5人となっております。

支援が必要な児童・生徒は増加しており、今後もニーズあるものと認識しております。

○山本委員 相応の児童・生徒が利用している、そして増加しているということで理解いたしました。

そこで、少し細くなるのですが、学習支援員、介助員の方々は、週何回、1日当たり何時間ほど働いていらっしゃるのでしょうか。

また、各学校に何名配置されているのでしょうか、教えてください。

○唐澤特別支援教育担当課長 まず、学習支援員についてでございますが、小学校（前期）課程には各校10時間、中学校（後期）課程には各校4から7時間程度配置しております。

週あたりとしましては、小学校（前期）課程では3日程度、中学校（後期）課程は1日程度の配置となっております。

介助員につきましては、申請に基づき、1日から5日の範囲で配置しており、1日6時間程度の配置となっております。

学習支援員は、基本的には1名の配置、介助員は、学校ごとに支援が必要な児童・生徒数に応じた配置となっております。1日配置が介助員についても多い現状となっております。

○山本委員 まず、学習支援員は、週10時間、1日4時間、3時間ぐらいでしょうか。週3回となると、残り2回は学習支援員が不在ということになります。毎日でなくても支援員の方が3日でもいらしていただけることはとてもいいと思います。しかし、残り2日、不在である教室の状況を想像すると、かなり大変になると考えます。

また、学校単位での割当ては、学習支援員は各学校1人とのことなのですが、品川区の公立小学校、義務教育学校は合計37校あり、普通学級が合計585クラスあります。1学校当たり約16教室あります。先ほどの文科省の調査によると、1クラスに3名ほどの発達障害を持った児童・生徒がいるとの確率が示されている中、16クラスある中で1クラスしか割当てできないというのは、やはり少な過ぎるのではないかと考えます。

加えて、中学校も15校分あります。介助員も1日配置が多いとのことでした。残りの不在時、やはり大変なのではないかと思えます。

そう考えますと、現状、要望がある児童・生徒に対して、十分に答えられていない状況ではないかと

の認識ですが、いかがでしょうか。応えられていない場合は、その理由は何なのでしょう、お教えください。

○唐澤特別支援教育担当課長 介助員、学習支援員ともに、まず、学校からの申請に基づき配置しております。その際、医師や心理士、専門的な見地の訪問や、その意見を聞きながら、通常学級での支援がどのようにできるのかというところや、介助員、学習支援員の配置、または特別支援教室の利用といった様々な観点から支援を実施しているところがございます。

人材の配置についてですが、予算や人材確保といった点で課題はありますが、こちらはより充実していくように努めていければと考えております。

○山本委員 学校からの要望に基づいているということですが、やはり、今お話ししましたように、数日ではなくて、週5全部あったほうがやはりいいのではないかと感じております。

区内公立小中学校の保護者の方から、学校の教室で子どもたちが立ち歩き、そのほかの児童の授業進行が妨げられる。または、いつも落ち着かないなどの状況があることなど、複数聞こえてきます。中にはうまくいっている学校、教室もあるでしょう。全ての学校一律である必要はないですが、要望する学校には週5回、そして少なくとも各クラス1名を配置できるよう、予算を増やしていただくことを要望いたします。

ちなみに、令和4年度の当初予算の内訳、Side Booksで確認しましたら、学習支援員予算は約3,000万円でした。1週間当たり2倍にして週5日とし、半分をカバーする8倍とします。3,000万円掛ける2倍掛ける8倍で4億8,000万円となります。約5億円。大きいです。しかし、学校給食の無償化の13億円まではいかないところがございます。人材確保は、民間事業者をうまく活用することがよいのではないかと考えます。品川区は、子育て、教育支援を一番の重点方針に掲げています。発達障害などのある子どもたちへの支援、教育環境が厳しいと言われている教師の方々の負担軽減、そして通常学級で学ぶ多くの子どもたちへの教育環境の確保をするために、これはとても大切なことであると考えます。早急に次年度から、大胆に大幅な学習支援員等の拡充を要望いたします。

また、予算の大幅増加が難しい場合には、現状、中学校で2校、それから、来年度、宮前小で設置する自閉症・情緒障害特別支援学級を拡充していくことが効果的であると考えます。

これだけ不足していると考えられる状況なので、ぜひ並行して拡充する準備の検討を要望いたします。区の考えをお聞かせください。

○唐澤特別支援教育担当課長 まず、人材の確保についてでございますが、令和4年度より、発達障害教育支援員をモデル実施しております。こうした発達障害教育支援員をはじめ、学習支援員、介助員については、それぞれの在り方を整理しながら、より充実していくよう努めてまいりたいと考えております。

続いて、自閉症・情緒障害特別支援学級については、委員ご指摘のとおり、中学校で2校開設しており、次年度、宮前小学校で開設する予定となっております。

小学校では、初めての自閉症・情緒障害特別支援学級となりますので、まずはこの立ち上げを確実に、就学人口の推移や、子どもたちのニーズ、特別支援学級の教室などを設置する場所の確保など、総合的に判断しながら今後の状況を検討してまいります。

○山本委員 いろいろ課題があるとは思いますが、ぜひとも前向きにご検討を進めていただければ幸いです。ありがとうございます。

次に、373ページのクラブ・部活動等経費について伺います。

現在進んでいる区立学校の部活動の地域移行に向けた取組について簡潔にお教えてください。

○中谷指導課長 現在、地域移行に向けましては、まず、運動部のほうで、8月末に第1回の協議会を開催いたしました。地域の方々などの中から指導者として関わってくださる方が一定数いらっしゃるというお声も聞きまして、今後どのようにして各学校のそれぞれの部活動に入っただけか、その仕組みづくりなどを協議しているところでございます。円滑な実施ができることを目指していきたいと考えております。

今年度は、ラグビーやホッケーなど運動部4種目の実証事業の検証を進めてまいります。その成果と課題を整理しまして、次年度の継続実施や、学校の部活動への民間委託の導入などを進めていくことを検討しています。令和7年度までの推進期間の中で、持続可能な活動の在り方を協議会の中で引き続き協議をして模索をしていきたいと考えております。

○山本委員 まず、新規地域部活動の導入で、ホッケーとラグビーなどを進めていることについて理解いたしました。こちらは初めての試みで、大変ご苦労があると推察いたします。週1回程度と聞いておりますが、週1回の練習で、どの程度の技術向上ができるか、多くの参加希望者がいた場合の平等性の問題、品川区全域から1つの練習場に集まるためのアクセスの問題、民間スクールとの違いやすみ分けなど、様々な課題があると考えます。これまでの学校部活動にない新しい競技ができる貴重な機会となりますが、どのぐらいの希望者がいるか、参加した生徒の満足度がどうか、今回参加した生徒が今後も続けていけるのかどうか、有意義で持続可能な枠組みとするため、ぜひとも有効な実施検証をお願いいたします。

続いて伺います。現在の区立学校の部活動の地域移行については、先ほどおっしゃいましたとおり、スポーツ庁が公表した方針に基づき、令和5年度から3年間で進める計画と理解しています。品川区では、中学校と義務教育校で合計15校、運動部は、1学校当たり平均13種目あります。それぞれの学校で、それぞれの部活動ごとに指導体制を探し整備する必要があります。そして、それを3年間でやるという方針です。これも本当に大変なことであると感じています。

これに対して、大倉議員も先日の一般質問でおっしゃっていましたが、地域スポーツクラブとのよい連携を模索することが得策であると考えます。現在の部活動指導員の枠組みをベースに、地域スポーツクラブとの関係性を深めていながら、段階的に移行を進めるイメージです。学校や地域によって難しい場合は、おっしゃいましたとおり、民間委託も有効であると考えますが、コストや地元地域との関係性を考慮すると、地域スポーツクラブを優先し、持続可能な仕組みを模索することがよいかと考えております。地域スポーツクラブの中には、学校と協議し、主体的に部活動の地域連携、地域移行に取り組みたい意向があるところがあるようですが、区としてのお考えをお聞かせください。

○中谷指導課長 検証事業の成果と課題を整理して次年度につなげていきたいと思っておりますが、学校における部活動のこれからの進め方につきましては、今現在行っている部活動指導員の拡大配置ですとか、また、先ほど申し上げた民間委託の導入など、複数のアプローチを持ちながら、各学校がその部活動にふさわしいと考える方法を取り入れていくことが持続可能な活動につながっていくと考えております。

ご提案いただいております地域スポーツクラブの方のご意向も踏まえた学校部活動の支援も、そのアプローチの中の1つとして、地域の実態に応じて学校と連携しながら導入をして検証してまいりたいと考えております。

○山本委員 地域スポーツクラブのやる気を生かし、学校と地域スポーツクラブが直接接点を持って、

よい関係性を構築できるよう、私もサポートしたいと考えております。各学校、地域には、様々な状況があると思いますが、ぜひ、子どもたち、学校、地域の現場の声を聞き、子どもたちにとって望ましい持続可能な部活動の体制整備を進めていただけることを要望いたします。

次に、389ページの学校ICT活用経費についてでございますが、GIGA構想で、区内小中学生にタブレットが配布されておりますが、せっかくのITインフラですので、授業以外にも有効活用し、効果を上げることがよいと考えております。行政と児童・生徒との双方向のコミュニケーションツールとして活用も今後展望でき、重要な役割を担うと考えます。そのような考えの下でお尋ねします。

まず、タブレットには、チャイルドライン等の子どもから外部団体へのヘルプラインへのリンクが入っておりますが、子どもたちの利用件数が分かればお教えください。

○丸谷教育総合支援センター長 正確な利用件数は把握できておりませんが、チャイルドラインからは、品川の児童・生徒たちからの利用が増えたという情報はいただいております。

○山本委員 やはり増えていると現状を理解し、また、こちら、正確な数が把握できていないということも分かりました。やはり実態を把握するには、こういったことをより丁寧に理解していく必要があるのではないかと考えます。匿名性を担保しなければならず、難しさもあると思いますが、ページ閲覧数のチェックやチャイルドライン等の利用件数に関する細かな外部団体からのフィードバックなども得るようにしたほうがよいと考えます。

時間も限られておりますので、この後の部分については、また別の機会でご質問、要望させていただきます。ありがとうございました。

○塚本委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 379ページ、いじめ防止対策費、383ページ、不登校児童・生徒支援事業について伺います。

まず、いじめ対策についてですが、一般質問で紹介したように、区長部局で設置したいじめ問題調査委員会の調査報告書は、今回のいじめ重大事態に対応した区教委事務局の姿勢と能力に対し、これ以上ない厳しい評価を下しています。それは、総務委員会の報告の質疑の中で、他の会派の議員からも、これだけ見ると、品川区の学校に子どもを預けられないような調査結果だと思ってしまうような内容だったのです。

〔「そこまで言っていない」と呼ぶ者あり〕

○安藤委員 同時に、報告書は、法に基づいて区教委がまず設置したいじめ対策委員会の答申の内容についても、調査内容と調査結果について6つの問題点を指摘しています。目立つのは、この調査が区教委に付度しているということなのです。

例えば、1つ目、調査報告書には、1回目の調査です。教育委員会の対応に関する記載はほとんどなく、そもそも教育委員会事務局担当者へのヒアリングが行われた形跡もないであったりとか、あるいは、学校の区教委への説明が不十分であったとは記載されているものの、何をもって不十分としたのかは不明である。当委員会の調査によれば、学校からは、随時教育委員会事務局に対し状況の報告が行われていたものと認められ、特段説明が不十分であったとは認められないとか、それと、区教委が学校に対して強い是正指導を行使できなかった点を問題点として挙げているが、本事案では、学校も一定対策をとり、有効な対策をとれなくなり、学校の対応能力を超えた状態にあった。本件学校の対応能力を超えた状況下で、学校に対して強い是正指導を行ったとしても、問題が解決するとは思えないなどございます。かなり区教委に遠慮しているのかなというふうに思いました。

伺いたいのですが、いじめ対策委員会、いじめ問題調査委員会、2つの委員会が立ち上がったわけですが、それぞれいじめ対策委員会、区教委のほうは5人、いじめ問題調査委員会、区長部局のほうは4人、人数は違うのですけれども、ともに弁護士、学識経験者、心理、福祉の各分野からの選出で、構成員はあまり変わらないように見えるのです。

区教委にまず伺いたいのですが、今回、調査を行った区いじめ対策委員会の委員長はどなたになるのでしょうか。令和4年度の委員名簿が公開されておりますが、その名簿で一番上の学識経験者という方になるのでしょうか、伺いたいと思います。

また、令和5年度の委員のメンバーについても伺いますが、構成員については変わりはないのでしょうか、伺います。

それと併せて、区長部局のほうにも伺うのですが、今回、言わば二度、2回目の調査を行ったいじめ問題調査委員会の委員長はどなたになるのでしょうか、伺います。

また、委員の選出は、どこで、どのような基準で決めたのかも伺います。

○丸谷教育総合支援センター長 まず、品川区いじめ対策委員会の委員の構成でございますけれども、委員長は、学識経験者の斎藤尚也氏にお願いをしていたところでございます。令和5年度まで、このメンバーに変わりはございませんけれども、先日、学識経験者の斎藤氏につきましては、本人のご事情で退任されるということでございます。新たに法律の専門家を1名追加したところでございます。

○勝亦総務課長 品川区の区長部局のほうのいじめ問題調査委員会の委員長でございますけれども、山口亮子弁護士、三浦法律事務所の山口弁護士をお願いしてございます。こちらにつきましては、これまで区には関わったことはございませんけれども、各分野の専門家としての実績のある方々をこちらのほうで探しまして、お願いした次第でございます。

この山口弁護士につきましては、企業ですとか行政のコンプライアンスに関わった経験が豊富な方ということでお願いした経緯でございます。

○安藤委員 すみません、区長部局のほうですが、総務課長のほうですけれども、誰が決めるのかという選出する方を教えてください。

○勝亦総務課長 委員会は区長部局で設置してございますので、区長で決定してございます。

○安藤委員 分かりました。いじめ対策委員会のほうは委員長が代わったということなのですが、区教委に伺いたいのですが、このいじめ対策委員会が、先ほど紹介したように、言わば、身内に近いというか、区教委に甘い答申を出したのはなぜなのでしょう。区教委としての認識を伺います。

○丸谷教育総合支援センター長 今ございました区教委に甘いのではないかとということですが、第三者的な立場で答申を出していただいたものでございます。

こちらとしては、内容につきましても真摯に受け止めるということで、特段、区教委に付度しているような内容というふうには捉えておりません。

○安藤委員 そういう認識はないようなのですが、先ほど紹介したように、様々、6つの調査内容と調査結果について問題点を指摘しているのですけれども、その問題点を指摘されたということについて、区教委としては、自らが法に基づいて立ち上げたいじめ対策委員会の報告書に対して、問題点を指摘されたということについては、どのように捉えているのでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長 今回、いじめ問題調査委員会からいただきました指摘につきましても、品川区いじめ対策委員会のメンバーもご覧いただいておりますので、そうしたものを踏まえながら、今後、同じような指摘を受けないように、調査、報告に当たっていただくというふうを考えておりま

す。

○安藤委員 少し答えていないと思うのですが、次に行きます。

区長に伺いたいのですけれども、区教委設置のいじめ対策委員会の調査では不十分だと判断されたわけですね。区長部局に、言わば第三者のいじめ問題調査委員会を立ち上げた。その理由は何だったのか、改めて伺いたいと思います。

また、先ほども言いましたけれども、立ち上げた調査結果が、いじめ対策委員会の調査の問題点を多数指摘したのです、6つと言いますけれども。それについてはどのように感じておられますでしょうか、伺います。

○勝亦総務課長 区長部局で立ち上げましたいじめ問題調査委員会につきましては、主に、諮問させていただきましてけれども、報告の遅れ、それから、重大事態としての認定の遅れがあったというふうに捉えてございまして、そちらについて調査を行っていくということで設置したものでございます。

また、こちらにつきまして、そういった形で、いじめ対策委員会の調査についても評価を行っているということでございます。

○安藤委員 やはり質問に答えていないと思うのですけれども、区長部局の報告書の中では、区長部局が思った以上に、もしかすると、厳しい指摘になったのですよね。報告の遅れだけではないのです。諮問事項も6つにわたっていますけれども、もう一回伺いたいのですけれども、区長部局が立ち上げたいじめ問題対策委員会の報告書で、いじめ対策委員会の調査が不十分だと問題点が多数指摘されたということについて、区長部局としては、諮問をした区長としては、どのようにその結果を感じているのか、伺いたいと思います。

○勝亦総務課長 いじめ対策委員会への調査内容および調査結果につきましては、原因の検証が結果の中では行われていないですとか、事務局の対応について調査が行われていない、それから、調査期間が長い等の指摘がされてございます。そういった部分につきまして指摘がございましたので、先ほど教育委員会から答弁がございましたけれども、そういった指摘が無いように教育委員会でも今後対策をとっていくというふうに考えてございます。

○安藤委員 この点については、もう少し別の機会でもやりたいのですが、少し気になったのが、品川区のホームページを見ますと、8月更新になっているのですが、このいじめの重大事態の発生についてとして、この2年前の重大事態があります。文教委員会には、5月にも新たに中学校で重大事態がありましたという報告がありました。しかし、さらに7月にも、小学校と中学校と、つまり、2年前から数えると4件の重大事態の発生報告が載っていたのです。これについては、4月のこの2件の案件については、小学校と中学校であると。一切文教委員会、議会に報告がないのですけれども、こういうものを見てしまうと、全然変わっていないのではないかと思ってしまうのです。隠蔽体質を引きずっていると言われても仕方ないのではないかと思うのですけれども、伺いたいと思います。

また、これは私、たまたま発見してしまったもので伺っているのですけれども、これらの重大事態は、重大事態の定義のどこに当たる案件なのか、答えられる範囲で伺いたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長 議会への報告につきましては、調査、報告が終了した段階で報告をする予定でございます。

また、重大事態の内容についてですけれども、こちらも今、調査の段階でございまして、調査結果を踏まえて、議会も含めて、ホームページ上にも公表する形で考えております。

○安藤委員 こういう事態が重大問題、しかもそれは区民のお子さん、教育の根本に関わる問題で

やっているわけですから、何かこういう事態が起こっていますということすらも報告がないというのは、これはいかなものかと思しますので、それはぜひ改善していただきたいと思います。

最後、いじめのほうでは、区教委は、今後の対策の1つとして、いじめ防止対策推進基本方針の改定を掲げておりますが、少しざっと、どこら辺を、改定のポイントはどこなのか伺いたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長 現在の基本方針につきましては、重大事態の対処についての記述が数行という形で、かなり短く書かれておりますので、そういったところをしっかりと学校が、または教育委員会が把握といいますか、対応できるように、ボリュームを増やすような考えでございます。

また、フローチャートにつきましても、調査委員会の報告書から指摘がございましたので、そういったものも盛り込むという形で、現在、改定の作業を進めているところでございます。

○安藤委員 この点については、引き続き、重大な課題なので、質問を続けていきたいと思います。

次は、不登校なのですが、不登校の急増が何を示しているかということ、やはり今の学校が安心して通える場所ではないと感じる子どもが相当増えているのだろうなということの1つの反映だと思います。

先日、毎年行っている文科省の調査が発表されましたが、全国では、小中学校の不登校は、2.2%増えて29万9,048人、10年連続で増加され、過去最多ということで、2017年に比べて5年で2.76倍ということになります。また、在籍児童生徒に占める不登校の割合は3.2%。前年度は2.6%の人でしたので、さらに増えているということでした。

品川はどうかというと、私、一般質問でも、不登校の子どものことを少し紹介しましたがけれども、2017年度から2022年度までの5年で、小学校で55人から286人、5.2倍、中学校では155人から362人、2.3倍ということを紹介しました。小中合わせて見ると、210人から648人と、同じ文科省の調査、全国と比べますと、品川の場合、5年間で3.85倍、全国は2.75倍ですので、かなり急増しているなということが分かると思うのです。

さらに、在籍児童生徒に占める不登校の割合も、品川区ですと3.81%となって、これも全国の3.2%に比べ高いなというふうに思います。

区教委としては、この原因はどこにあると、これは改善が必要だと思うので伺っているのですけれども、どこにあると分析しておられるのか、率直に伺いたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長 今ございましたとおり、不登校の児童生徒数は、ここ5年間で急増しております。特に小学生、児童の割合が非常に高まっているということで、こちらのほうも把握しているところでございます。

この増加の原因につきましては、我々、いろいろ検証を進めなければいけないところですが、実際のところ、何が原因でここまで増えているのかということまでは、現状のところ、把握ができておりませんというのが実際のところでございます。

○安藤委員 はい、分かりました。重要なのは、対策がすごく重要だと思うのですが、私は、一般質問でも、やはり複数のそれぞれのいろいろな立場から子どもを見守る大人の数を増やす必要があるのではないかなというふうな立場で質問しまして、川崎市では、不登校の子どもの支援に当たる専任の教員の配置などの例も紹介して、どうですかと伺ったのですが、区教委は、教員定数があるため不登校支援に特化した正規教員の配置は困難ということで、少し淡白な答弁だったのですが、困難とはどういうことなのでしょう、伺いたいと思います。やろうと思えばやれるのです。だから川崎市はやっているわけです。私はやはり、担任はとても大変なのです。その担任が中心だと思いますけれども、学校、複数というか、人が増えるということがすごく大事で、やはり川崎市のような、こういう不登校だけで

はないですけれども、不登校にもかなり特化した、担任を持たずに、そういう職員の配置はすごく大事だと思うのですけれども、やろうと思えばやれると思うのですけれども、やるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

あと、困難とはどういう意味なのでしょう、伺います。

○丸谷教育総合支援センター長 正規の教員の加配、配置については、定数が決まっておりますので、困難というか、できないということでございます。

ただ、そうした外から人を配置するということは大切だと思っておりますので、例えば学校と家庭の連携事業を推進したりですとか、現在、荏原第五中学校で実施しております校内別室指導支援員の配置等は進めているところでございます。そうした外部人材も有効に活用して、不登校対策に努めていきたいと考えております。

○安藤委員 ぜひたく、学校、教員の立場で、不登校の児童を支援できる教員の配置をぜひ考えていただきたいと思うのです。

あと、不登校の要因は本当に様々で、本人も分からない場合がありますし、言えない、言わない場合もあります。しかし、学びの保障は待たないだと思ひまして、子どもに合わせた様々な選択肢や支援を充実させる必要があると思うのですけれども、マイスクールの拡充も検討するという話がありましたけれども、フリースクールの点で、ぜひ東京都の事業も紹介して、周知と、さらに支援してほしいという話をしたら、いや、結構もうみんな知っているのですよと、申込みもあったということだったのです。東京都の調査研究事業、調査に協力すると支援金がもらえるみたいな、これは申込みがあったというのは、行き届いているとは、私、到底思えないのですが、実際何人ぐらい申込みがあったのでしょうか、伺いたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長 フリースクールの東京都の事業についてですけれども、調査協力金ということで、今年度は2万円の支給がされるというものになっております。令和4年度の実績でございますけれども、16名の申込みがあったところで、学校だけではなくて、フリースクールから案内が行っているというふうにも聞いております。

○安藤委員 まだまだ少ないと思うのです。やはり様々な選択肢を広げていくためにも、そこを選べるようになるためにも、ぜひフリースクール等への支援も、品川区としてもぜひ進めていただきたいと思います。

○塚本委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 よろしく申し上げます。私からは、379ページ、いじめ防止対策費、時間があれば、387ページ、図書館運営費についてお伺いたします。

令和2年に発生しましたいじめ重大事態に当たるいじめ事案についてお伺いたします。

品川区のいじめ対策委員会、また、いじめ問題調査委員会のそれぞれの報告書を読ませていただきました。やはりいじめ加害者の特定が非常に重要だと考えておりまして、それはすなわち、被害者、被害生徒からの強いご要望、また、加害者のためにも、これ、特定が必要かと思ひます。加害者は、特定されなかったことによって、いじめをしたことについての反省や後悔の機会をなくす、そうした機会喪失は非常に大きい。どこかでまた、ほかのところでいじめをやっているかもしれないということで、そういった意味でも特定が必要。そして、今回、加害者からいろいろ話を聞くことによって、いじめの事案の分析もできて、次のいじめがないような対策に生かせるかと思ひます。しかも、特定が早ければ早いほど、ここまで被害生徒の方が適応障害になって学校を転出することを余儀なくされるというまでの

ことはならなかったかもしれない。早期の解決にもなったかと思います。このいじめ加害者の特定というのは、非常に重要な要素だと思うのですけれども、品川区として、いじめ加害者の特定の重要性のご認識を伺います。

○丸谷教育総合支援センター長 いじめの行為の加害生徒、加害児童の特定ということでございますけれども、委員のご指摘のとおり、加害者を特定することによって、また、反省を促したり、今後の再発防止に努めると、また、被害生徒だけではなくて、加害生徒の心のケアもしていくということで、重要なことだというふうな認識でございます。

○筒井委員 ぜひそうした認識を持って加害者の特定に当たっていただきたいと考えております。本来、被害者、そして加害者のためにも、そして今後の分析のためにも絶対必要なことだと考えております。

それで、特定のために、やはり客観的な証拠を押さえる必要があるかと思います。この報告書とかでも、もろもろ述べられておりましたけれども、カメラの設置、残念ながら、これが必要かと考えております。警察のほうからも、早い段階でカメラの設置を提案されており、そして、被害生徒の保護者の方からもご要望されており、そして、関係した生徒たちも、カメラの設置があればよかったという、この3者からも要望を受けております。こうしたことを受けて、現在、げた箱に防犯カメラを設置したというような文教委員会でも報告があったかと思うのですけれども、現在、品川区の学校の防犯カメラの設置の状況についてお伺いいたします。

○森学校施設担当課長 防犯カメラの状況ということで、外もあるのでございますけれども、屋内に限りますと、現在、31校で158台、〔10月19日に「86台」と答弁訂正あり〕屋内に向けてカメラがついている状況。31校は全体の67.4%でございます。

○筒井委員 その屋内というのは、具体的にどこの場所なのか、教室なのか、廊下とかもあるのか、その点をお伺いしたいのと、また、そのカメラの位置は、生徒たちに認識をされてしまっているのか、一目でカメラだと分かるような状況で設置されているのか、そうした設置状況についてもお伺いいたします。

○森学校施設担当課長 屋内の場所ですけれども、詳しくは資料がないので分からないのですが、基本的に、廊下と、それから昇降口に設置されているというふう聞いております。

カメラの位置が児童・生徒に分かるかどうかというところですが、恐らく隠しているわけではないので、ある程度は認識されているとは思いますが、教室内にカメラを設置するというふうには聞いてはございません。

○筒井委員 分かりました。そうすると、やはりカメラがあると生徒が分かっていたら、いじめを行いたいという生徒は、そこではやろうとはしない、逆に言うと、カメラがない場所で、いじめを行いたいと思ったら、いじめをカメラがない場所で行おうとする可能性が非常に大きいかと思えます。設置した場所には一定の抑止効果があって、いじめをする場所はそれによって狭まれていくのですけれども、カメラがない場所で恐らくいじめをやってくるだろうなというふうには考えております。教室には置かれていないということなのですけれども、今回のいじめ事案も、げた箱以外にも、机の中に置いてあったものに対して、いろいろ名前を消されたとかやられているので、やはり教室内で起きるという可能性がかなり大きいかと思えます。いろいろプライバシーだとか、教育的観点だとかという理由で、なかなか教室での設置をためらっておられるかもしれませんが、やはり時限的で、条件付で、柔軟なカメラの設置、教室でもカメラの設置をするべきかと考えております。何回かいじめの事案があった後、例

えば一定期間に限って、当然その録画したものは保存管理のルールをしっかりと作った後で実施するということが、特定のための客観的証拠集めには非常に有効かと思えます。

それは本当に、いかにも置きましたよというのではなくて、本当に隠しカメラのような感じで生徒に分らないように置くようなものが必要かと思えますけれども、その点、いかがお考えでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長 教室の中に常時つけるということは、プライバシーの観点からもなかなか難しいものだと考えておりますけれども、いじめ事案が続く、継続されるというときには、時限的に条件付にということで、保護者、子どもたちの了解を得ながら設置するという必要措置かなというふうに考えております。

ただ、設置には、ある程度、日数等もかかりますので、まずは、学校の中で教員が巡視をしたりとか、日頃から常に見守る、見張るといったようなことも併せて行うことが大切だと考えております。

○筒井委員 ぜひよろしく申し上げます。時限的、条件付のカメラの教室への設置、非常に残念なことですけれども、特定のためにはやむを得ないかなと考えております。当然、そもそもいじめをしようと思わせないような教育が必要だと思えますので、その点をよろしくご申し上げます。

また、気になったのが、いじめ対策委員会の報告書で、生活指導主任の方の指示に従わなかった教員の方がおりましたけれども、学校組織として大丈夫なのかなと不安になってしまいますけれども、この点、今後そうした学校の体制整備とかはいかがお考えなのでしょう。

○丸谷教育総合支援センター長 学校の中では、学校いじめ対策委員会がいじめの対応を検討し、実施していくということになっておりますので、こうしたところを徹底的に学校へは指示、指導しながら、組織的な対応ができるように働きかけていきたいと考えております。

○筒井委員 ぜひよろしく申し上げます。区長は、「子育て・教育で選ばれる しながわ」を重点政策の1番上に掲げておりますので、ぜひ生徒、保護者が安心して学校に行ける体制、組織づくりをよろしくご申し上げます。

また、調査報告書にもありますとおり、学校教育委員会から独立した組織も検討していかなくてはならないのかなと考えております。その点、最後に、いかがお考えでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長 区長部局とも連携して、いじめ対策を進めていきたいと思えます。

○塚本委員長 次に、せらく委員。

○せらく委員 よろしくご申したいします。381ページの習熟度別学習推進経費、385ページ、介助員等委託から、一般質問でもご提案させていただいた教員の補助要員について、細かいところをお聞きし質問させていただきます。また、379ページの教育相談事業から、スクールカウンセラーについても質問いたします。もう既にほかの委員からも、介助員委託や学習支援員、また、大人の目が必要という質問も出ておりますが、なるべく重ならないように質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

通常学級への支援をという目線から質問をさせていただきます。

いじめや不登校の防止に、教員補助をクラスに1名配置などの見守り体制を強化してほしいという趣旨の一般質問をさせていただきます。様々なスタッフを配置しているという答弁をいただきました。この中から、指導助手、学習支援員、介助員、それぞれの役割について確認させていただきます。あとの2つは、もう既に出ていますので、指導助手については、一人一人に合わせた学習指導をするためのスタッフというふうに認識しておりますが、相違や補足がありましたらお願いいたします。

こちらについて、学級単位でどれくらいの補助のスタッフがつくか、指導助手と通常学級の学習支援

員の予算から、ざっくり単純計算すると、指導助手は、1学級年間29時間なので、週に1コマあるかないかというところだと思います。通常学級の学習支援員は、小学校で一月約25時間、中学校で約29時間、そこから各学校の学級数で割ると、1学級あたりはほんの僅かな時間になっています。この2つの予算執行率、実際の配置実績はどの程度でしょうか、伺います。

○中谷指導課長 ご質問いただいた指導助手についてお答え申し上げます。

こちらの活用につきましては、児童・生徒の読み書き、計算に関する力の定着、向上を主なねらいとしておりまして、習熟度別学習を導入する中で、学習の定着状況に合わせて、個に応じた学習指導の充実につなげていくことを目的としています。

登録数としましては、60人から70人程度となっております。希望する学校による実績ということで、昨年度、総時数が1万5,000時間を超えてとなっております。経年変化で見ましても年々ニーズが上がっております。

チームティーチングで行っておりますので、同僚性を育むとともに、教員が一人で抱え込む負担感を軽減する効果も一定程度あると認識しております。

○唐澤特別支援教育担当課長 私からは、学習支援員、介助員の役割についてご説明申し上げます。

まず、学習支援員については、通常学級において発達障害等のある児童・生徒への学習参加に困難がある場合の支援を行っております。

介助員につきましては、児童・生徒の安全確保や身辺介助を行っております。

予算執行率については、ほかの事業と収まっているところでありまして、90%を超えて高い執行率となっております。

○せらく委員 それぞれ役割がある中で、やはり週に1回程度、顔を合わせることもあるという状況で、クラスや児童・生徒の小さな変化に気づける大人の目という点では、十分ではないというふうに感じています。

指導助手がこの中では最もクラスの全体的な様子を見られるのではないかと思います。こちらを拡大できれば、見守り体制がより安心できるものになるのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

併せて、指導助手の年間29時間という時間数についても考え方を教えてください。

○中谷指導課長 指導助手ですけれども、こちら、学級数掛ける29時間を定数としまして、学校の希望等を考慮しまして、指導課で査定して決定しているというものになります。ほとんどの学校でこちらの希望は上がってくるのですが、一部の学校では活用していないというような状況もございます。

今後、拡大の方向でということで、全体を通しては、先ほど申し上げたとおり、ニーズが上がってきているということ把握しておりますので、学校からの希望をしっかりと把握をして事業を進めてまいりたいと思っております。

○せらく委員 ぜひニーズに応えていただきたいと思います。

現在の配置体制をとる中で、児童・生徒やクラスの変化にスタッフが気づいた際、連絡の情報共有などは重要な業務だと思いますが、これらの2つと、学校、担任とのコミュニケーションにおいて、そういった情報共有はされていますでしょうか。いじめや不登校を未然に防ぐためにも、大人が見守るということを実践していただきたいのですが、サポート役について一般質問でも、今後、支援の充実を図っていますというご答弁もいただいたところですが、新しい役割をつくるなど、今後の方向性をお示しください。

○丸谷教育総合支援センター長 担任以外の配置された方が、何かクラスの中、児童・生徒の様子を見て気づいたことがありましたら、担任との情報共有は欠かさずに行っているところがございます。

今後の方向性でございますけれども、多くの人材を学校に、今、配置されているメンバーをしっかりと情報共有も含めて児童・生徒の支援に役立てていきたいというふうに考えております。

○せらく委員 引き続き、よろしくお願いいたします。

次に、スクールカウンセラーについて質問いたします。

当区の学校には、週1回程度、カウンセラーがいらっしゃって相談を受け付けていると思います。こちらは、以前、会議録にもありました予約がいっぱいのときもあるということで、なかなか予約がとれないとお困りの方の声が届きました。ある保護者からは、カウンセリングの予約が取れなくて1週間過ぎていくうちに学校へ行けなくなってしまい不登校になったということを聞いています。本当にぎりぎりのところで頑張っていたところが、カウンセラーとすぐにお話ができなくて崩れてしまうということが起きていると思いました。

現在、5年生と7年生で全員面談を行っていると思いますが、その期間は、カウンセラーの人数を増やして相談体制を準備したほうが良いと思いますが、そういった取組はありますでしょうか。

また、大田区の小学校では、週に2回、2人体制でカウンセリングをやっているという学校の資料を見ました。同じように探したところ、中学校では週3回カウンセラーが在籍しているということです。品川区の学校現場でのニーズをどのように考えていますか、伺います。

○丸谷教育総合支援センター長 現在、スクールカウンセラーは、各小学校、中学校に1名、年間38回の配置を行っております。義務教育学校では2名配置を行っているところです。

1校当たりの児童・生徒数が267人以上の学校には追加配置を希望できて、これは5校で実施しているところです。

5年生、7年生の全員面談の間の期間ですけれども、特に現在、追加の配置は行っておりませんが、この期間は子どもたちが全員、スクールカウンセラーと対応することで、認知度を上げたりですとか、そういった取組を行っております。

この場合、1対1の面談ではなくて、集団で行うなどして、なるべくこの期間を調整しながら伺いますか、困る家庭、お子さんがないように努めているところがございます。

○せらく委員 全員面談を行っている期間は、集団でやっていらっしゃるということで、相談したい方、お問合せがあったときに、なるべくしっかり対応していただきたいと、こちらは要望させていただきます。

また、スクールカウンセラー以外にも電話相談なども実施していると思うのですが、やはり対面でいつも見るスクールカウンセラーとお話することで安心ができるのではないかと考えておりますので、引き続き、取組をよろしくお願いいたします。

○塚本委員長 次に、横山委員。

○横山委員 よろしく願いいたします。私からは、379ページ、教育相談事業費、いじめ防止対策費、381ページ、ICT活用推進経費、383ページ、品川英語力向上推進プラン、時間があれば、389ページ、教材教具等経費について伺います。

1点目に、ICT活用推進経費について伺います。

学習者用デジタル教科書について伺います。

東京学芸大学附属小金井小学校教諭の鈴木秀樹先生の書籍、『ICT×インクルーシブ教育 誰一

人取り残さない学びへの挑戦』では、デジタル教科書によって余計な手間を省くことにより、授業設計を考えることや考える時間を中心に据えることができるよう、様々な実践例が紹介されています。学習者用デジタル教科書を支援するツールとして活用する方法について、現在のデジタル教科書の活用状況と、区教委のご見解をお聞かせください。

2点目に、教育相談事業費についてお伺いいたします。

歳入の続きなのですけれども、子どものグリーフ、兄弟を失った兄弟のグリーフケアについて、保育園、幼稚園、学校など、子どもたちにとっての身近な場所における現状を教えてください。

また、引き続き研修などを通して保健センターなどとも連携をしながら、子どもに対するグリーフケアの理解を深めていただきたいと思うのですけれども、また、実践を重ねていただきたいということを要望いたしますが、区教委のお考えをお聞かせください。

3点目もいきます。品川英語力向上推進プランについてお伺いいたします。

今年予算特別委員会の続きになりますが、公教育で日本人が英語を話すために、現在はどのような課題があるのでしょうか、区のお考えをお聞かせください。

私は、行政評価シート626ページで、指標の項目の設定の仕方がすごく素晴らしいというふうに思いました。オンライン英会話レッスンの実施時間数や、GTEC、CEFRの推移が分かるようになっています。4技能のスコアから、それぞれの推移を追うことが可能かと思いますが、スピーキングの令和3年度と令和4年度の状況をご説明ください。

○丸谷教育総合支援センター長 まず、学習者用デジタル教科書の活用についてですけれども、こちらは、学習者が、例えば写真の拡大や、そうしたことで細部を見たりですとか、音声による読み上げなど、紙ではできなかった活用ができるということで、現在、工夫して進めているところでございます。

また、子どものグリーフについてですけれども、学校では、スクールカウンセラーや養護教諭、その子にとって話しやすい教員が中心となって、いわゆるグリーフ、悲しみについての心のケアに努めているところでございます。

また、HEARTSをはじめ保健センターとも連携をして、子どものケアに当たっているところでございます。

○中谷指導課長 英語でございますが、まず、スピーキングの伸びということですが、英語については、まず、9年生の時点で英検3級相当の取得者率が、国は50%以上ということをお求めしておりますが、品川区の子どもたちは約8割に達するなど、着実に力をつけていると考えています。

お話しいただきました話すことにつきましては、外部試験であるGTECで、4技能の中でも特に伸びている技能となっております。8年生や9年生には、授業で行うオンラインのレッスンなど、定期的に英語を使って海外の方と直接交流する機会があるということで、お子さんの英語学習に対するモチベーションの醸成にもつながっていると考えております。

○横山委員 デジタル教科書についてなのですけれども、6年生の国語の教科書の最後に掲載されている物語文、立松和平さんの『海の命』の授業での実践について、先ほどの書籍から一部引用いたします。

課題は、君たちが振り返りに書いたことから、僕が大切なところをピックアップして設定することが多かったと思います。まとめ方も僕が指示していたし、友達と共有するやり方も指定していました。これまでに学んできた単元での課題を振り返りつつ、そうそう、確かにそうだったよねということを見直しと確認します。その上で次のことを伝えました。

今回の単元でも、読む、課題に沿って考えをまとめる、友達と考えを共有する、考えを広げるという学習の筋道は変わりません。でも、その自由度は大幅に高めます。どんな課題をつくれればいいか、どんなまとめ方があるか、どんな考えの広げ方があるのか、君たちはもうたくさん経験しています。だから、課題は自分で考えてください。考えをまとめる方法も自分で考えてください。友達と共有する方法も、そこから考えを広げる方法も自分で考えましょう。

これには私の突拍子もない話には慣れているはずの児童も、かなりぎょっとしたようです。そこに追い打ちをかけるように、こう伝えました。

この単元が終わったとき、君たちはたくさんある学び方、学ぶことの中から、自分はどれを選び、どんな力をつけたのか明らかにできるようにするんだよ。

私は、多様な学びの選択肢から子どもたちが選べるようになることが大切だと考えています。

例えば、国語の教科書の物語文を理解するときに、紙の教科書で読む、タブレットで読む、タブレットの音声で聞くなど、自分に合った学びの選択肢を自分で選び学んでいくというイメージです。『ICT×インクルーシブ教育』が個別最適な学びを取り入れていくことについて、現状と今後の展望をお聞かせください。

また、英語力のほうなのですけれども、様々効果が出ているということで、引き続き、ぜひ力を入れていっていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

4点目へいきます。いじめ防止対策費についてお伺いいたします。

私は、子どもたちを被害者にも加害者にもしないために、学校において生命の安全教育を推進することが重要だと考えています。万が一、加害者となってしまった子どもたちがいた場合に、どのようなケアをしていますでしょうか。いじめの加害者が特定できたケース、特定できなかったケース、それぞれについて現状を確認させてください。

さらに、非行少年、不良行為少年や、補導などの非行に関する相談については、子どもたちの立ち直りのための学校における子どもの心のケアや、家庭を含めた支援の在り方、適切な関係機関との連携について、現在の体制を教えてください。現在の加害者は、過去の被害者であったというケースもあります。加害が見逃されることによって、家庭への医療や福祉的な支援につなげることができなかつたり、過去の被害で受けたトラウマなどのケアがされないまま成長していくケースもあるかと思しますので、加害という形になってしまっても残念ですけれども、あらゆる子どもたちのSOSのサインを受け止め、引き続き長期的な時間軸の流れの中で、上下左右に想像力を巡らせながら、区教委としての対策を検討していただきますよう、お願いしたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長 まず、ご紹介いただきました学びの選択肢についてですけれども、子どもたちがやりたい、調べたい、学びたい、そういった子どもたちの主体的な意欲というものを、例えば小学校ですと6年間、中学校でしたら3年間かけて育成するということは大切だというふうに考えております。

次に、いじめについてですけれども、加害者となってしまった子どもたちへの対応ですが、単発な指導にとどまることなく、組織的、継続的な指導を行うとしております。スクールカウンセラーが加害の話の聞いたりですとか、いじめの行動の背景等を配慮しながら指導するということで学校には周知しております。

また、補導や非行傾向のあるお子さんについては、警察や少年センターとも連携をしながら、保護者とともに子どものケアについて努めているところでございます。

○横山委員 いろいろやっただいていてということは知っておりますので、ぜひ引き続き検討も進めながら、様々な関係機関と連携していただけて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

5点目に、教材教具費等経費についてお伺いいたします。

小学校、中学校、義務教育学校などの監査で指摘を受けた後、学校ではどのような対応をされているのでしょうか。通常時の物品等の管理体制、特に外部団体の私物管理、目的外使用許可の現状と、各学校における基準の有無について、学校現場での現在の状況を確認させてください。

○宮尾庶務課長 私からは、学校における物品管理の方法等についてお答えをさせていただきます。

まず、監査での学校に関するご指摘をいただきますと、私どものほうで、校長・園長連絡会等で、いただいた指摘の内容、それから原因がどこにあったか、そして今後の対応策等を校長たちと共有をさせていただきます。

内容によっては、例えば指導主事が講師役となって研修を行ったり、あるいは、その内容が特定の学校によるというものであれば、直接その学校等に対する支援、それから指導等を行っております。

物品の管理規則ですけれども、こちらは教育委員会のほうで物品管理の規則を有しております。こちらで大きな取扱いの方法、考え方に基いて記載をしております、それに基づきまして、各学校のほうで物品等は適正に管理をするよう、支援、指導を行っているところでございます。

○横山委員 目的外使用の許可の現状について、簡単に教えていただけますか。

○宮尾庶務課長 こちらは、規則には細かく表示はないのですが、各学校、地域との良好な関係づくりに沿ってというところでございます。

○塚本委員長 次に、西村委員。

○西村委員 よろしくお伺いいたします。383ページ、不登校児童・生徒支援事業、389ページ、学校ICT活用経費、391ページ、ICT支援員経費、項目はありませんが、自由進路学習についても伺えたらと思います。

まず、GIGAスクール構想ですけれども、成果報告書にも、電子黒板、プロジェクターなど様々活用していただいていることが示されています。GIGAスクール構想から3年がたちまして、子どもたちはどのように変わったのか、端末活用の成果と課題、教育の変化があればお聞かせいただきたいと思います。

また、GIGAスクール構想は、2025年頃に大型更新を迎えると言われております。そのタイミングがNext GIGAと呼ばれているそうですが、どのように何を備えるか、各自自治体が準備を始めております。区のお考えや方向性があればお聞かせください。

○丸谷教育総合支援センター長 およそ3年前にタブレット端末が各校児童・生徒に1人1台配布されました。当時、まだ使ったこともない教員も多かったものですから、教育委員会のほうでは、教員研修をはじめ、児童・生徒が円滑に学習のアプリ等を使えるように支援してきたところです。

現在では、各学校、特にロイノートと呼ばれる子どもたちが意見交換をしたり、意見を提出して黒板に一斉に表示させるなど、そういった機能を持つものでございますけれども、そうしたものを有効に活用しながら、子どもたちの意見交換ですとか、学びを深めているところでございます。

○柏木学務課長 私からは、2025年度のNext GIGA構想でございますが、こちらについては、教育ICT関連団体から、文部科学省とか国のほうに提案されているということは聞いてございますが、まだ国のほうから正式に通知等は来てございませんので、それが来ましたら、品川区としての対

応を検討してまいります。

○西村委員　すみません、Next GIGA構想は、そのようなご答弁になるかなと思っていたのですが、さらなる可能性を、広がりを感じておりますので、お伺いさせていただきました。

コロナ禍で、このGIGAスクール構想が始まりまして、ICT活用が子どもたちの日常になってきていることを感じています。また、教育がすごく立体的というか、躍動感のある教育になってきているなということを感じておりまして、さらなるICTの活用を期待したいと思っております。

一方で、当初、タブレットなどツール、端末の活用が、自治体間ですとか学校間、先生間でも大きな差があり課題になっておりました。昨今の状況を伺えたらと思います。

○丸谷教育総合支援センター長　本区のタブレット端末ですけれども、家庭でもWi-Fi環境がなくても使えるような仕様になっておりまして、家に帰っても学習が個々に応じて進められるような配慮をしているということで、他の自治体に比べてもかなり活用は進んでいるというふうな認識でございます。

○西村委員　もうすぐ学習発表会があるのですけれども、そういった動画でのフォローでしたり、日頃から2次元コードなどを使って子どもが学習しているのを親としても実感があります。

一方で、活用できる先生と、できない先生の課題はまだまだ残っていると感じておりますが、どのように対応しておられるのか、課題と今後の取組も併せてお聞かせください。

○柏木学務課長　GIGAスクールのICTの先生たちの対応でございますが、基本的には、研修等を実施してございます。また、教育委員会のほうでICT支援員を委託しまして、各学校に週1回程度になりますけれども、訪問させ、得意な先生、あと苦手な先生がいらっしゃいます。その苦手な先生の底を上げるために、今、ICT支援員等を活用しながら行っているところでございます。

○丸谷教育総合支援センター長　昨年度、各校の実践事例を集めまして事例集を作成して配布をして活用を広げているところでございます。

○西村委員　正に今、それを伺うかなと思っていたのですが、ICT支援員の方々が、それぞれに知見をお持ちだろうと思っております、これだけ長く学校の中で活動していただいておりますので、学校によって支援員の方に依頼していることも様々異なってきているのではないかなと思っております。こういった知見を学校内外でシェアする機会はあるのかということをお伺いと思っております。

3年がたちまして、導入当初と、ICT支援員の方々の業務内容がどのように変わってきているのか伺えればと思います。

○柏木学務課長　ICT支援員の業務内容の変わっているところでございますけれども、当初は、本当に機器の使い方とか準備がメインとなっておりましたが、今は、そのICT機器を活用した授業を行うために、教員と連携しながら、学習活動のめあてや、その狙いに沿った活用提案、そちらのほうにシフトしている状況でございます。

○西村委員　そういったICT支援員の方々が持っている改善案を学校側に伝えることも大変重要だなと思っております。そういった支援員の方々が、実際に会いながら共有できる機会もあるといいかなと思っておりますので、好事例の共有を引き続きお願いできればと思います。

また、ある教育者の方がおっしゃっていたのですが、既にもう活用できるICTはそろっていると。方法もあるし、環境もあるが、個別最適化には一斉授業をどれだけ手放せるかとおっしゃっていました。

品川区は、先生だけが教えるのではなくて、生徒同士で学び合う授業の時間も増えているのではない

かと実感しております。区内の授業状況を伺えればと思います。

また、自由進路学習も全国的に広まっておりますので、自由進路学習について区内で取り入れている事例や、区のお考えがあれば、教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長 生徒同士が教え合うというようなお話ですけれども、一斉授業の中で、ペア活動やグループワークなど、児童間、生徒間でも意見交換をしたり、話し合いの場を設けている授業が増えてきております。

また、自由進路学習ですけれども、子どもたちが、将来、義務教育を終えて、どのような職業に就いたり、夢を持って羽ばたいていくかということの中で、そうした子どもたちの夢や希望というものをしっかり教員が把握しながら推し進めていきたいと思っています。

○西村委員 めあても正にそうだと思いますし、公開授業を見ていまして、子どもたち同士が活発に意見を交換して、子どもたち同士で教え合う姿を本当によく見かけるようになりました。得意なことを教え合って、それが相手に伝わると自信につながります。ぜひ引き続き子どもたち一人一人の資質と能力を育む教育をお願いしたいと思います。

最後に、不登校の課題につきまして、歳入でも提案をさせていただきました。都内でフリースクールを運営している方にヒアリングをさせていただいたのですけれども、学籍と出席が認定されるフリースクールが増えてきたとおっしゃっていました。その都度、学校に子どもたちの状況や学習状況を報告し連携しているとおっしゃっておりまして、不登校の子どもたちがどこで何をしているのか、フリースクールに通っている子どもたちは出席認定を出しながら把握をしていくと。ホームスクールの子供たちには、例えばですが、メタバースが活用できるといいなと私は思っております。ログインで出席確認ができ、家にいることが分かったり、家にいるけれども、メタバースにも入ってこないということが分かるなど、生徒児童の安心安全にもつながると思うのですが、区のお考えをお聞かせください。

○丸谷教育総合支援センター長 不登校児童・生徒のお尋ねでございます。

現在、フリースクールに通われているお子さんも出席の扱いにできるよう、学校がしっかりと家庭と連携しながら進めるということが大切だと認識しております。

また、メタバースの活用についてですけれども、他の自治体の取組等も参考にしながら、本区においても検討をしていきたいというふうに考えております。

○西村委員 先んじて申し上げましたフリースクール経営者の方が、まだフリースクールは社会の理解など不十分な部分もあるけれども、とはいえ、全部学校でやっていくとなると難しいことも現実にあるのではないかとおっしゃっていました。ぜひとも連携を前向きにお考えいただければと思います。

○塚本委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 私からは、373ページ、就学事務費、383ページ、不登校児童・生徒支援事業、389ページ、児童・生徒用タブレット端末等運用について、関連をして伺ってまいります。

まず最初の就学事務費について伺います。

英語の教育熱の高まりとともに、日本人でも児童・生徒の入学が増えているインターナショナルスクールについてお伺いいたします。

区内にも数か所、インターナショナルスクールが開設されておりまして、送迎用のスクールバスを見かけることがあります。まず、インターナショナルスクールの法的な位置づけを教えてください。

また、区内のスクールと品川区との連携や関わりについても伺います。

そして、区内での利用者がどれだけいるのか、把握されていまして、お知らせいただきたいと思

ます。

○柏木学務課長 まず、インターナショナルスクールの法的な位置づけでございますが、学校というのは学校教育法で定められております。小学校、中学校等は、第1条の中で定められておるのですが、インターナショナルスクールについては、ほとんどが第1条には定められない学校、各種学校という扱いだと思います。

次に、区内のインターナショナルスクールと区立の学校との連携等でございますが、実績については把握をしてございませんが、多分ないと思われま。

インターナショナルスクールの就学の状況でございますが、例年30人から40人程度がインターナショナルスクールに就学していると把握してございます。

○新妻委員 区内でも30人から40人、通われている方がいるということが分かりました。

先ほど確認をいたしましたインターナショナルスクールの学校法上の位置づけにつきましては、委員長に許可を得ましたので提示をさせていただきますが、この学校案内にもしっかりと明記されております。インターナショナルスクールにお子さんを通わせている区民の方からご相談を受けました。学校案内にもしっかりとこのことが書かれているのですが、インターナショナルスクールの小学校などを修了した児童が、国公立中学校や義務教育学校へ入学することは認められませんという、このような一文が明記されております。しかしながら、この一文を見逃しており、インターにお子さんを通わせている保護者の方が、インターナショナルに行って、子どもが中学校を地元の学校に行きたいと思ったときに、通わせられないということに直面することがある、大変不安に思っているという、そういうお声をいただきました。既に学務課長にはご相談をさせていただきました。ここに書かれております学校案内の説明では、少し説明が足りないのかなと私は思いました。

まず、来年度の入学案内がもう始まっておりますが、改善されたことがありましたら、お知らせください。

また、インターから義務教育学校へ通う際には、どのような方法があるのか。また、どこでご相談をお受けいただいているのか、お知らせください。

○柏木学務課長 初めに、学校案内の記載の改善でございますが、インターナショナルスクールに通わせようと思っている保護者の方からも学務課のほうにはお問合せをいただいております。実際、ご案内のとおり、学校案内のほうに記載があるのですけれども、少し周知が足りないというふうに感じておりましたので、今年度から、来年度の学校選択の封入の中に、「外国人学校（インターナショナルスクールなど）に就学される方へ」という紙を別に作りまして、冊子を見なくても、その1枚を見れば分かるような形で周知をさせていただきます。

次に、インターナショナルスクールからの小学校、中学校へ入る方法でございますが、こちらは、まず、先ほど委員からもございましたとおり、通常の中学校につきましては、小学校の教育課程が修了していることが前提になりますので、インターナショナルスクールの小学部を修了したとしても、小学校の教育課程を修了していないので中学校には入ることができない。認められないというのが原則です。インターナショナルスクールの中学部から中学校に編入する場合も同様の扱いでございます。通常の中学校に入る場合は、小学部の段階でインターナショナルスクールをやめていただいて、正式に区立の小学校ですとかに就学をしていただく必要がございます。

それらの相談の先でございますが、教育委員会の学務課が就学を担っておりますので、学務課でお受けしております。

○新妻委員 需要があるというふうに思っております。多様な学びを選ぶ時代となりましたので、区立小・中・義務教育学校だけではなく、インターに通わせるという判断もされるご家庭も多くなっております。

また、このようなご相談があった際には、丁寧にお話を聞いていただきまして、ご説明をしていただきたいと思っております。

次に、不登校児童・生徒支援事業、タブレット端末等運用について、関連して伺ってまいります。

午前中の時間にも、先ほど、国が行ったアンケートの調査結果を基に質疑が出ておりました。不登校児童の対応というのは大変重要だと思っております。品川区におきましては、特に小学校の増加があると認識されているこのような現状と伺いました。そしてまた、この原因がなかなか把握し切れない、そのような現状があるということも確認いたしました。

文科省においては、全国の不登校の実態について分析を進めるとしておりまして、全国で不登校となっている児童・生徒、家庭へのアンケートを、令和5年度内に結果を取りまとめるとしております。この国がまとめたアンケートが、どのように品川区に生かされてくるのか、このアンケートについて少しお伺いしたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長 今回、不登校を対象にアンケートを国が行うということですが、そちらの結果が示されたところで、本区と、大きく増加の理由等は変わらないと思っておりますので、そうしたものをしっかりと把握しながら、今後の施策に生かしてまいりたいと考えております。

○新妻委員 子どものことなので、何かちょっとしたきっかけ、また、理由がない場合も不登校になってしまうケースもあるかと思っております。よくその子の状況を知っていただく、そしてまた、保護者と当事者、学校との連携が大事なかなと思っております。よくご相談を受けますが、なかなかやはり、その連携が少しづれがあるのかなというふうにも感じております。HEARTSや担任の先生、校長先生、それぞれ丁寧にご相談をお受けいただいていることと思っておりますが、より一層、様々な学びの場があるという提供も含めて、ご相談に応じていただきたいと思っております。

最後に、お子さんが不登校になっている保護者からのご相談ですけれども、勉強したいけれども学校に行けない、児童のお子さんからの要望で、タブレットを使ってZ o o mでの授業に参加したい、そういうお声があったときに、担任の先生から、コロナ禍の対応だったために、不登校でのZ o o m対応はできないという、そういう残念な回答があったと伺いました。これにつきましては、本当に、Z o o m、コロナ禍だけの対応でないと思っています。いろいろな学びの場ができるわけでありましてけれども、ご相談をさせていただきましたが、この学校についての対応がどうなったのか、また、希望される児童・生徒がいた場合には、全ての学校でのZ o o mでの授業、しっかりと進めていただきたいと思っておりますが、見解を伺います。

○丸谷教育総合支援センター長 オンラインでの授業参加につきましては、特段コロナ禍だからやったものではございません。不登校児童・生徒が、家庭でも授業を受けられる環境づくりは非常に大切だというふうに考えておりますので、今ご指摘いただいたことが全ての学校でないように、しっかりと対応するように学校への指導を進めていきたいと考えております。

○塚本委員長 次に、おぎの委員。

○おぎの委員 本日もよろしくお願いたします。本日は、383ページ、389ページの英語教育と、それに関連して品川区の教育方針全般、また、381ページ、市民科・各教科、時間があれば、373ページのクラブ・部活動についてお伺いいたします。

まず最初に、品川区としては、こういった人物を育成したいのか、教育の方針や目標などをお聞かせください。

○中谷指導課長 品川教育ルネサンスを未来を切り拓く子どもの育成ということで、子どもたちが粘り強く生き抜く力を養えるようにということで推進させていただいております。

○おぎの委員 品川教育ルネサンスということで、様々な検討を重ねて今の形になっていると思います。粘り強くということで、子どもたちの生きる力とか人間性がキーワードになっていくと思いますので、本当に今後さらなる検討を重ねて、いろいろやっていっていただきたいと思います。

品川区の長期基本計画にもあります「未来を切り拓く学校教育の推進」ということで、多様化する社会、グローバル社会で対応、活躍していくためにも、品川区独自の英語教育に力を入れているということが、こちら、決算書のほうからも読み取れますが、そこで、品川区の英語教育について、詳細をお聞かせください。

383ページの品川英語力向上推進プランを見ますと、1年生から6年生の英語科経費と英語力向上推進経費、2項目ありまして、こちら、後半のほうが7年生から9年生の学習かなと思われませんが、こちら、双方にあります外国人英語講師学習指導、イングリッシュキャンプ、こちらをどのように行っているのか、また、7年生から9年生のグローバル人材育成塾、こちらの対象や内容をお聞かせください。

○中谷指導課長 英語科ですけれども、品川区で、平成18年度より、1年生から9年生までを対象に実施しております。他地区ですと、学習指導要領に基づきますので、3年生からの外国語活動が主流になっておりますが、品川区としましては、1年生から英語を実施しているということが特徴になっております。

トータルで9年間、こちらの系統的な英語教育を展開する中で、まず、スタートとしましては、親しむ英語、そして、身につける英語、そして、活用する英語と発展をして指導していきます。

目指しているところとしましては、英語を使うことを通じてコミュニケーション能力を育てていくといったところになります。

先ほども少し触れさせていただきましたが、オンラインのレッスンですとか、こういったものは、今、授業の中で行っているのですけれども、英語というのは、やはり授業の中と、それ以外のところで自分のペースで学習するというのも大事なことで、それに合わせてグローバル人材育成塾という、希望者を対象にして、さらに深めていけるような機会も設けさせていただいております。

さらに、グローバル人材育成塾で、非常に出席率、参加率が高い生徒に対して、イングリッシュキャンプを福島のほうで実施させていただいているという状況でございます。

○おぎの委員 非常に様々な取組をしているということが分かりました。

また、先ほどのお話の中でも、オンライン英会話レッスンでもスピーキングが伸びている結果が出せているということで、非常に手厚い英語教育なのかなと思います。

今のお話の中で、1点、グローバル人材育成塾、こちらは希望者ということになっておりますが、今、生徒の中では何割ぐらいの生徒が希望して参加していますでしょうか。

また、こういった様々な事業は、品川区教育委員会が独自で企画を行っているのか、または民間の業者に委託しているのかもお聞かせください。

○中谷指導課長 グローバル人材育成塾についてですけれども、実数が出ておりまして、昨年度の前半までは262名、そして、昨年度後半から今年度前半という期間の中では207名が参加しております。今年度、今、後半がスタートしたところなのですけれども、224名が参加しているということで、

同じ方が継続しているケースもあれば、新たに申込みをされるようなケースもあるかなというふうに思っております。

こちらにつきましては、民間に対して委託という形で実施させていただいております。

○おぎの委員 国際化社会に向けての取組といったことで、非常に手厚い英語教育ということが分かりました。

私たちの頃は、まだ英語の本を読んだりとか、海外の友達と文通しようとか、そういった企画しかありませんでしたので、今の子どもたちは本当に英語が身近になっていると感じます。

一方で、日本の文化や歴史についての学習はどのようなことを行っているのか、お聞かせください。

○中谷指導課長 日本文化についてのご質問ですけれども、昨年度は、学校2020レガシー事業としまして、狂言ですとか、能の鑑賞を行うことを通じて、日本伝統文化を理解する取組を行っております。日本の伝統文化を理解することは、日本で昔から育まれてきたことのすばらしさや、長い間大切にされてきたことへの敬意を育むとともに、同時に、他国の文化に触れたときの気づきを促したり、理解を深めることにもつながっていると考えております。

日本文化を相手に発信していく態度や、異文化を理解しようとする意欲の醸成によって、相互理解を深めていくということが目指していくところになります。

○おぎの委員 グローバル社会において、英語が話せて、海外から多くを学び、国際感覚を身につけるということは非常に大切だと思いますが、今度は、その交流の中で自分が何を話すのか、自分が何を伝えていくのかといったことが、この先、重要になっていくと思います。

今回、コロナが明けまして、多くの海外からの観光客が日本に訪れている状況を見ても、円安の影響で日本が安いからといった見方もありますが、それでも日本に興味を持ってきているのかな、興味を持っている方が多いのかなと感じます。海外に出ますと、留学や海外で何年か仕事をされた経験のある方はご存じだと思いますけれども、物すごく日本のことについて聞かれます。このようなときに日本はどうしているの、日本はどのようなシステムになっているのから始まりまして、日本はどのような国家なの、君が代の意味は何、さきの戦争についてどう思うか、戦後の高度成長を日本はどうやって成し遂げたのか、あなたは、この先、この日本や世界の未来をどうやってつくっていききたいのか、そういったことを非常に多くのことをやはり聞かれます。自分が日本のことを知らないと言えられませんが、その討論の輪にすら入れません。

先ほど、えのした委員が、質問で図書館でのデジタルアーカイブの閲覧数で、品川の歴史が多く見られているとか、先日、つる委員から、品川区史についての質問もありましたが、自分の生まれ育った土地の郷土愛であったりとか、国家観であったり、自分なりの哲学や、海外で成し遂げたい目標など、品川区で育った子どもたちには、自分の中にきちんとそういった何か軸を持って、広い世界に大きく羽ばたいていけるよう、そういった教育をお願いしたいなと思います。

最後に、クラブ・部活動等経費についてお伺いします。

373ページ、375ページ、こちらで、今、外部の指導員の方を随分お願いしているようですが、こちら、外部の指導員の方は、どういった方で、今、何人ぐらいいるのか、現状をお聞かせください。

○柏木学務課長 クラブの外部の指導員でございますが、すみません、どういう方かというところまでは、すぐは分からないのですけれども、年度途中でありますが、今年度の状況でいきますと、約100人ほど雇用をしている状況でございます。

○丸谷教育総合支援センター長 部活動指導員も配置をしております。

○塚本委員長 次に、ひがし委員。

○ひがし委員 本日もよろしくお願いたします。私からは、383ページ、不登校児童・生徒支援事業について、381ページ、市民科・各教科充実経費について質問をさせていただきます。

最初に、不登校児童・生徒支援事業についてですが、先ほど、他の委員の質疑で、品川区でも不登校児童が増えているということ、そして、特に小学生児童の不登校が増加しているとの答弁を確認することができました。

そこで、お伺いたします。不登校児童の対応として、現在、フリースクール、マイスクール、フリースペースなどが品川区にはあると思うのですが、これらの違いについて改めて教えてください。

また、学校や教育委員会との連携方法、マイスクール、フリースペースなどの各事業間での連携はどのようになされているのか、それぞれお聞かせください。

○丸谷教育総合支援センター長 マイスクールですけれども、こちらは区教育委員会が設置している適応指導教室となりまして、区内に3か所ございます。

フリースペースについてですけれども、こちらは区の子ども若者応援フリースペースは、子ども未来部子ども育成課が主催をしているものとなっております、一般社団法人が運営している施設となっております。

また、フリースクールは、NPO法人や企業、学校法人等が運営する民間の教育施設ということで違いがございます。

それから、それぞれの連携についてですけれども、マイスクールは、学校とマイスクール、教育委員会のものですので、直接的なやり取り、連携ができております。

フリースクール、フリースペースにつきましては、今、連携が求められているものであり、現状としては、なかなか学校も把握できていない部分もございますので、今後広げていきたいと考えております。

○ひがし委員 それぞれの違いについて、また、連携の現在の状況について把握することができました。ぜひ連携というところも強めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

学校に行けない児童・生徒にとって、このような場所は重要です。そして、品川区の教育委員会が運営するマイスクールは、五反田、浜川、八潮にあり、それぞれマイスクール五反田は5から9年生に対応、マイスクール浜川は7から9年生、マイスクール八潮は3から9年生に対応となっております。今までは、不登校というと、小学校高学年から中学生が想定されていましたが、近年の増加率を見ますと、小学1年生、2年生の不登校児童が増えているとの記事も読みました。

一方で、現在、品川区のマイスクールでは、1年生からを対象にしたものはありません。必要としている児童が通えるような整備拡充が必要だと思うのですが、今まで小学校1年生、2年生を対象にしていなかった理由、また、現在の不登校児童の増加による今後の区の方針について、お考えをお聞かせください。

○丸谷教育総合支援センター長 マイスクールの対象の学年でございますけれども、5年前までは、例えば一、二年生の不登校の児童の数は10人にも満たないということで、かなり低い数字でございました。昨年度は20名を超えておりますので、そういった意味で、今後、必要な取組かなというふうに考えております。

○ひがし委員 ぜひ1年生からも対応できるマイスクールの整備、また、定員も、不登校児童が増えているということを含めまして、拡大も前向きに検討いただけるように要望をさせていただきます。

また、品川区で不登校になっても、学校以外にも通える場所があるということ、先ほど他の委員から

のご答弁でもありましたが、保護者の方々にも分かりやすくまとめて示せるように周知についても引き続き取り組んでいただければと思います。

先ほど少し返答はありましたが、1年生から対応できるマイスクールの整備、定員の拡大ということ、現在、検討している状況があればお聞かせください。

○丸谷教育総合支援センター長 一、二年生の場合ですと、マイスクールへの往復の負担も大きくございますので、マイスクールだけではなくて、例えば、学校の中に居場所をつくるというような取組も広げていきたいというふうに考えております。

また、保護者に分かりやすいものということで、現在、ガイドブックの作成を検討しておりまして、また、ホームページの充実ということで保護者への周知も図っていきたいと考えております。

○ひがし委員 ぜひ前向きに進めていただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。

続いて、市民科・各教科充実経費に関連して、性教育についてお伺いいたします。

今回の決算特別委員会期間中には、幼少期からの性教育、また、大人の性教育についての議題も上がっていたと思います。性教育は、本来、子どもが自分の人生や将来のことを考える足がかりであり、重要な教育であるとされていますが、日本では授業で取り扱われている時間を比較しても、今まで積極的に行っていたとは言えません。日本の性教育は遅れている、そのような声も耳にします。

ただ、近年、包括的性教育、今年度より全国の小学校、中学校、高校および特別支援学校において、子どもたちを性暴力の被害、また、加害者、傍観者にしないための教育として、生命の安全教育が本格導入され、性教育の必要性についても改めて見直しをされております。

品川区として、この包括的性教育、生命の安全教育についての必要性について、どのようにお考えでしょうか。

また、現在、どのような形で授業が行われているのか、お聞かせください。

○丸谷教育総合支援センター長 まず、生命の安全教育についてですけれども、本年度より全校で教育課程に位置づけをして全学年で実施をしております。

必要性といたしましては、国も進めているとおり、本区においても必要なことだというふうに考えております。

また、包括的性教育につきましては、基本的に性に関する教育は保健体育の保健領域で行っておりますけれども、それだけではなくて、理科や市民科の中で、生命、性に関連づけた教育は進めているところでございます。

○ひがし委員 実は私は、先月、品川区の私立中学校で行われていた東京医療保健大学の教授による「自分たちの心と体を守ろう」というテーマの特別授業に参加させていただく機会がありました。毎年、各学年ごとで実施されており、生徒たちも積極的に手を挙げて授業に参加している様子が伺えました。このように専門知識のある教授、また、産婦人科医、助産師などの外部講師を招いての出前授業も有効だと思います。

文部科学省によると、学校内で性教育、性に関する指導を行う場合には、必要があるとすれば、学校で指導することが可能とされていますが、様々留意しないといけないことがあり、教えるはならないものではないとしつつも、教えるために考慮すべきことが多く、現場のハードルが高くなっているとも言われております。

そこでお伺いします。品川区公立校の中で、外部講師を招いての授業をしている学校はあるものでしょ

うか。また、もし行われている場合は、実施した際の生徒、保護者、教員などから反応はどのようなものだったのでしょうか。分かる範囲でお聞かせください。

○丸谷教育総合支援センター長 外部講師を招いての性教育についてですけれども、区立学校においても、例えば浜川中学校で、今年の7月に9年生を対象に「ライフスキル講座」という名称で、産婦人科医を呼んだ講演会を行っております。生徒からも、初めて知った内容が多かったですとか、保護者、教員からも、なかなか自分たちで教えられないことを教えてくれた大変よい取組であるというふうに評価をいただいております。

○ひがし委員 既に品川区の公立校でも外部講師による授業を取り入れているということは、とても素晴らしいことだと思います。

また、反応についても前向きなご意見がたくさん寄せられたということで、ぜひ品川区としても進めたい授業だと思っております。

正しい知識を教えるのは私たち大人の役目であり、近年、スマートフォンの所持率が上昇して、SNSを通じた被害や、ネットから間違った知識を取り入れるリスクもあり、学校で正しい知識を教育する必要があります。外部講師の授業を、現在、1校開始しているということで、ぜひ進めたいのですが、教えるために考慮すべきことが多く、現場のハードルが高いとの声もあります。知るということは、自分や相手を守り思いやることにつながり、男女平等、人の多様性を考えるきっかけにもなります。この取組を品川区が後押ししているということが分かるように、ぜひ、がん教育推進事業のように、予算化も検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長 今回、1校が行っておりますけれども、学校のニーズに応じた取組支援ができるように努めてまいりたいと考えております。

○ひがし委員 ぜひ前向きに検討していただけますように、よろしくお願いいたします。

○塚本委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時06分休憩

○午後1時10分再開

○塚本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。やなぎさわ委員。

○やなぎさわ委員 午後もよろしくお願いいたします。諸先輩のいいところを見習って、私も今日は何の日か調べてみたのですが、今日は、欠席されているのですが、中塚委員のお誕生日ということで、欠席ではございますが、おめでとうございます。あと、10月2日は松本委員のお誕生日でもありまして、会議初日、決算特別委員会1日目でした。後ればせながらおめでとうございます。ということで、始めさせていただきます。時間がないのに。376ページの職員給与費、これは時間があればですけれども、382ページの特別支援教育費、378ページのルネサンス推進事業と、あと、380ページの市民科です。お願いします。

職員給与なので、指導課の職員が20名に対して、会計年度任用職員が245名。教育総合支援センターの職員数16名に対して、会計年度任用職員が75名ということで、大体1対9の割合で会計年度任用職員がいるということで、非常に多いと思います。この中には職員の負担軽減を担うような仕事をされているような方もたくさんいらっしゃる。ただ、会計年度任用職員だと、原則、3年で

雇い止めというようなことになっていると思うのですけれども、やはり質の高い教育、教職員の負担軽減という意味では、非常に大事なポジションである会計年度任用職員、3年で雇い止めになってしまうような状況に今なっているのか、その辺のご認識をお願いします。

○中谷指導課長 まず、指導課の会計年度任用職員ですけれども、この245名の内訳としましては、教育アドバイザー、スクールサポートスタッフ、区費講師、英語専科指導員、代替職員、学校地域コーディネーター、副校長補佐となっております、主に学校の現場の教職員の方を支援していただくようなお仕事ということで、勤務場所は、区役所だけではなく、学校というところも含めてお考えいただければというふうに思っております。

会計年度任用職員ということなので、単年度でという契約になっておりますが、品川区のことを非常によく分かっておられる方が任用されているというところもございますので、そういった意味では、今の品川の学校を非常に助けていただいているというふうに考えております。

○やなぎさわ委員 そうですね。よく学校のことも分かっていらっしゃる方も多いと。例えば、スクールサポートスタッフであるとか、学校地域コーディネーターの方とか、特に学校地域コーディネーターの方、やはり元保護者だったり、PTAの方だったりということで、非常によく地域のことを分かっていらっしゃるって、私も一緒に地域活動をしているのですけれども、非常に今、貴重な存在だと思いますので、ぜひ継続的に雇用をしていただいて、さらに地域と学校、そして生徒との関係を深めていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひ、報酬面、一覧を確認させていただいたのですけれども、比較的報酬が低いということで、物価高もありますし、今、私の手元にあるのは令和5年度の募集要項なのですけれども、こういったところもぜひ、雇用環境もそうなのですけれども、やはり報酬も上げていく必要はあるかなと思うのですが、その辺の受け止めはいかがでしょうか。

○宮尾庶務課長 教育委員会全体の会計年度任用職員に関わることでございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

会計年度任用職員は、規定に基づいていろいろな職別に勤務条件が定められておまして、その中に、当然ですが、給与のことも入っております。

給与に関しましては、職務の内容、それから度合い、量の多少によって決められるものでございます。当然ながら、例えば物価高等の状況が変わりましたら、その状況に応じて、当然に見直しはされるべきだというふうに思っております。

○やなぎさわ委員 ぜひ前向きにご検討いただいて、安定して働けるような環境を整えていただければというふうに思いますので、ぜひお願いいたします。

次へいきます。380ページの市民科なのですけれども、先ほど、ほかの委員、ひがし委員とかも質問がありました性教育に関してです。

先ほど、浜川中学校で9年生が外部講師の方を招いてということでお話がありました。これ、ぜひ進めていただきたいです。一例として、非常にいい取組であると思うのですけれども、あえて言うなら、9年生だと少し遅かったかなと。もっと早いほうがいいかなということと、あと、1校まずは始めて、これから増やしていくというようなことでおっしゃられていて、最後に、学校のニーズに応じて支援していくというようなご答弁があったのですけれども、これ、学校のニーズではないと思うのです。生徒に正しい知識を、大人からというか、先生からというか、教えることで、いろいろな被害に遭わないようにとかということを進めていくものであって、学校のニーズではないと思うので、ぜひそういったことは積極的に取り組んでいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長 性に関わる指導についてですけれども、こちらは保健体育の中で行われているということを基本にしながら、外部講師によって、より深く学べる機会を得るということで、浜川中の取組を紹介した次第でございます。

そういった意味で、全校で取り組んでいることは取り組んでいるのですけれども、外部講師を呼ぶというニーズには応えていきたいという趣旨での答弁でございました。

○やなぎさわ委員 私からの提案なのですけれども、こういった性教育は、なかなか先生と生徒で、まだ今の日本の下地だと、踏み入った話はしにくいというところがあるので、こういうことは外部講師の方に来てやってもらったほうが、日々顔を合わせる先生と生徒だと、少し恥ずかしかったり、いろいろ相談もしにくかったりすると思うので、やはりこういう外部講師の方が来てお話とかがあると、例えば、その後に何か直接生徒から相談があったりとか、そういうつながっていく可能性もあると思うので、ぜひこういったことは外にというか、外部に任せてというようなことをすると、非常に生徒も先生もやりやすいのかなというふうなことを思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいという要望で終わります。

次です。378ページのルネサンス推進事業なのですけれども、こちらは品川の教育ということなのですけれども、これ、義務教育、公立だけに限ったことなのではないでしょうか。私学に関しては無関係なのではないでしょうか。その辺を教えてください。

○中谷指導課長 一貫教育ということで、こちらに掲げさせていただいておるのは、品川区の公立の学校の9年間の教育をどう充実させていくかというものになってございます。

○やなぎさわ委員 分かりました。これ、仮になのですけれども、品川にある私学で何か問題が起きて、例えば、学校教育というか、運営が悪いとか、何かそういったことが起きたときは、品川区としてどういった対応をとられたりとか、窓口は、相談体制はどのようになっていますでしょうか。

○柏木学務課長 まず、学校ですけれども、品川区が所管するのは、品川区が設置者になっております品川区立学校となります。それ以外の私立等については、基本は運営する学校法人または東京都になります。

○やなぎさわ委員 実際起きている話なのですけれども、私自身が、とある品川にある私学の生徒とか保護者の方から相談をいただいている、学校の運営に対して少し不満があるというか、入学前の話と全然違うような指導が実際に行われているということで、それを東京都の私学行政課に相談しているのですけれども、私学行政課から学校に、そういう苦情がありましたということしか言えないということで、なかなか解決が進まなくて、やはり品川区にある学校の問題なので、ぜひ何か区としてできるようなこととか、相談体制とかがあるといいなというふうに思ったのですけれども、そういったことはいかがでしょうか。何か進めていったりとかということ。

○柏木学務課長 保護者、生徒から、品川区立の学校に関わってとか、本人の相談というのは受けられるのですが、私立の学校自体に品川区教育委員会では指導する権限等がございませんので、そういうものはうちでは受けられないということになります。

○やなぎさわ委員 かしこまりました。少し区内のことで……。〔時間切れにより答弁なし〕

○塚本委員長 次に、こしば委員。

○こしば委員 よろしくお願ひします。私からは、383ページ、英語科経費、英語力向上推進経費について、381ページ、市民科・各教科充実経費に関連して国語教育について、377ページ、人権尊重教育推進経費に関連した「Peace of Cake」を使った平和教育についてお伺ひいたします。

まず初めに、383ページ、英語科経費、推進経費についてお伺いいたします。先ほど、おぎの委員からも質問がありましたけれども、なるべく切り口を変えて質問させていただきたいと思います。

今、品川区の児童・生徒に向けました英語教育、小学校1年生から外国人の指導助手による授業、ALTを通じて、他国の言語や文化に興味を持たせ理解を深めるとともに、聞く、話すなど、実践的なコミュニケーションの素地を養うものとしています。この外国人の指導助手（ALT）ですが、あくまで担任の先生が主であって、その補完をするというふうなイメージを持ちますが、その辺りについて教えていただければと思います。

○中谷指導課長 外国人の指導されている方についてのご質問かと思います。まず、学級の中で授業を教えるに当たって学級担任がおりまして、その方とチームティーチングということで、指導される外国人の方に入っていくというふうなところになっておりまして、お二方で1つの英語の授業を教えるというようなスタイルになっております。

○こしば委員 担任の先生と共同して行われるということで、このコミュニケーションの素地を養うというふうになっておるのですけれども、これは恐らく先ほどのおぎの委員の質問に対する答弁で、英語に親しむといったお答えをされていたと思いますが、正にそのとおりかなと。まずはありのままに受け入れることが必要ではないかなと考えております。

そういう意味では、今後、子どもたちの英語力を向上させていく点では、大変に意義の大きいものであると私も認識しております。

このALTの先生なのですけれども、これまでは委託であったということですが、今回、令和4年度から人材派遣に変更になったと聞いています。一見すると、委託のほうが定着をするのではないかと、人材派遣だと、コロコロ変わってしまうのではないかと、そういった懸念があるのですが、その辺り、どのような経緯で委託から人材派遣に変わられたのか、教えていただければと思います。

○中谷指導課長 派遣に変わったことによるメリットが一定程度ございまして、これまでですと、決められた指導内容だけであったものが、例えば、授業外でお子さんの作品に対して採点をしたりですとか、見守るといった直接的な指導をしたりですとか、授業プラスアルファの部分で様々な支援をいただけるようになったということが一番大きなメリットとしてございまして、現在もそのようなところで非常によかったというような学校からのお声もいただいているところでございます。

○こしば委員 学校のほうからもよかったと大変評価をいただいているということで、質は担保されているというふうに分かりました。

この素地を養うで、ここは言わば英語力の下地なるものを指すものだと思いますけれども、児童・生徒の英語力を、教育委員会はこれまで分析し、評価をされてきたと認識しております。この英語力の評価というところで、9月20日に行いました議会運営委員会で議長のほうから報告がありました友好都市締結30周年のニュージーランドへの公式訪問の場で、30年に及ぶ品川区の児童・生徒を受け入れているリンフィールド・カレッジという学校の先生と森澤区長との対談の中で、この30年間で、日本人生徒の語学力が相当向上しているといった話があったとお聞きいたしました。これだけでも、この30年間にわたります児童・生徒の英語力の向上は歴然としているのだなと分かった次第でございまして、行政評価シートなどを読みますと、小学校1年からの英語教育だけではなく、高学年に上がるにつれまして、授業時間が35時間から70時間に伸びていき、相当力を入れているということは分かるわけですが、4年生、ちょうど35時間から70時間になる最後の35時間の授業を受ける4年生には、イングリッシュキャンプといったキャンプがあるということで、先ほど、おぎの委員からもイン

グリッシュキャンプについての質疑がありましたから、その中身についてはお聞きませんが、このキャンプを通じた教育委員会の気づき、評価について教えていただければと思います。

○中谷指導課長 まず、イングリッシュキャンプにつきましては、お話しいただいたジュニア・イングリッシュキャンプというものと、あと、ジュニアがとれましたイングリッシュキャンプというものと2つでやっております、4年生のほうでやっておるものがジュニア・イングリッシュキャンプ、こちらに関しては、宿泊型ではなく、T G G (TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN) に行つて、実際に体験型のものを経験してくるですとか、自校での実施ということもやっております、そこで直接的な体験活動をする、2つでやっております。

もう1つのイングリッシュキャンプにつきましては、こちらについては、先ほど申し上げた福島のほうで2泊3日の体験型のキャンプということで、オールイングリッシュで3日間を過ごすという、かなりチャレンジングなプログラム内容となっております。

こういったところをトータルで9年間の授業がどうかということを見させていただいておりますが、やはり英語を理解する知識、理解という側面だけではなくて、実技的な要素を持っておりますので、使うことによって、達成感であったりとか、また、ほかの人ともしゃべってみたいというような意欲ですとか、こういったものが英語学習に大変重要で、その機会をしっかりと与えることができているなど思っております。

また、イングリッシュキャンプという選択肢だけではなくて、様々なオンラインも含めて提供してございますので、お子さんの希望に沿って提供できるような事業推進を進めていきたいというふうに考えております。

○こしば委員 この英語を1日の過程の中で使っていくと、実際に話をする中で達成感を感じる生徒もいらっしゃるということで、そういう意味では、実学に近いものともいえるのではないかと考えます。

この実学の教育というのは、品川区でも様々、英語に限らず、例えば、就業経験をさせたりだとか、あと、ファイナンス教育で実社会で一面を体験したり、また、第一線で活躍する士業の方々に講師になっていただいて授業を受けるといった、そういったものが展開されていると把握しておりますが、こういう将来の未来像を描く選択肢を与えてくれる事業の中に、ぜひ英語を主にした事業をたくさん展開していただきたいと思っております。

例えば、区内在住で、以前、海外に駐在した経験のあるビジネスマンだとか、また、外国で国交の維持、そして発展を担う外交官、海外で事業を始めた個人事業主など、様々な外国で仕事をしている、また、してきた人から話を聞くことが、またそれが英語力の向上、英語を学ぶというモチベーションの向上にもつながると考えますが、品川区のお考えについてお聞かせいただければと思います。

○中谷指導課長 学年が上がるにつれて、やはり自分の将来の姿を考える時期が来ますけれども、実際に英語を使って仕事をしている職業の方から直接お話を聞く機会を持つということは、ご指摘いただいたとおり、英語への学習意欲のみならず、職業を通じて自己実現をどう図っていくかを考える機会につながっていると考えております。

現在、区内の学校の中で、ドリームジョブ事業で、航空会社や商社、宇宙開発等でお仕事をされている方から直接お話を聞く取組を行っている学校がございます。英語教育の成果と、このようなドリームジョブ事業の成果を合わせて見ていながら、品川区で行っている様々な施策がトータルで学習者であるお子さんを支えていけるように、これからも継続して支援していきたいと思っております。

○こしば委員 既にこういった社会の一線で活躍をされている方を招いた授業も行っている学校もあ

るということで、それをぜひ全区で展開していただきたいと思ひまして、次に、今度は、市民科・各教科充実経費に関連しまして、日本人の母国語となる国語教育についてお聞きしたいと思います。

これまで市民科教育については何度かやり取りをしてきたと思ひますが、今回は、行政シートを読み進めている中で、品川区独自の教材として「ことのは」というものが上がっております。この「ことのは」というのは、大和言葉といひますか、古の時代から続く言葉でして、言葉の力、その言葉に魂が載っているような、そういった本来我々が使っています言葉以上のものを感じ取ることができたわけなのですけれども、まず、この品川区のオリジナルの教材「ことのは」について、簡単に教えていただければと思ひます。

○丸谷教育総合支援センター長 従来は、我々教育委員会で「漢字ステージ100」という教材を作って配布していたわけですが、学習指導要領の改訂に伴ひまして、漢字だけではなく、言葉を日常生活でしっかりと適切に使ひこなすことができるようにという意味を込めまして、「ことのはノート」というものを作成いたしました。1年生から6年生までは各1冊ずつ、7年生から9年生で1冊という形で、各児童・生徒に配布をしているものでございます。

○こしば委員 言葉を適切に使ひこなす力を養っていくというところで、最近では、ニュースは、なかなかテレビだけではなくて、若年世代になりますと、SNSを通じて知る機会が多いかと思ひます。そういう中で、なかなか文字数の限られた情報では、どうしても一定の読解力がないと、なかなか正確に読み取ることができない。もちろん読解力以前にも正確な知識が必要なわけですが、どのような点を気をつけているのか。また、それを国語教育の中で結びつけていることがあるとすれば、どういったものなのか、教えていただければと思ひます。

○丸谷教育総合支援センター長 SNSの活用につきましては、子どもたちが、やはり発信力、読んだ相手がどう感じ取るかということも想像しながら発信していくということが大切だと考えております。

また、それを受け取った児童・生徒が、どのように読み解くのかということで、発信力、読解力ともに必要なものだというふうを考えております。

区立学校では、「SNS東京ノート」というものも活用しながら、情報リテラシーの充実向上を図っているものでございます。

○こしば委員 ぜひ情報リテラシーの力を養っていただきますよう、そして読解力をぜひ向上していただきたいをお願いをしまして、続きまして、377ページ、人権尊重教育推進経費に関連しまして、平和に関する指導についてお伺ひいたします。

去年の2月から始まりましたロシア軍による一方的なウクライナの侵略、さらには、先日行われましたハマスによるイスラエルへの攻撃など、中東、東欧では、戦争の惨禍が続いています。ウクライナへの侵略を続けるロシアは、極東では、いまだに日本固有の領土を不法占拠しているわけでありまして、決して対岸の火事ではないと認識しております。戦争やテロに対する言葉が「平和」だとするならば、もう既に品川区でも平和を求める教育が実践されていることと認識しております。

その中で、これまでは戦争の体験者、実際に戦地で戦った方、また、戦争の惨禍の中で防空壕に逃げ、また疎開をされた方、地域の方々からもこれまで聞いておりましたが、時代が変わっていきますと、そういったの方々から声を聞く機会もなくなってきます。

そういう中で、今後の平和の教育、今、「Peace of Cake」といった目新しい議論型の平和教育がされていると認識しておりますが、この「Peace of Cake」、他者を理解する、その上で、争いの中で着

地点を生み出していくという教育だと思いますが、これについて少し教えていただきたいのと、今後の平和教育の在り方について、お気持ちをお聞かせ願いたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長 毎年、区立学校の8年生を広島に派遣させていただいて、それを校内で還元するという事業を進めております。また、平和に関する指導資料を作成して各校に配布しています。そういったものを活用しながら、各校での取組を充実させていきたいと考えております。

○塚本委員長 次に、つる委員。

○つる委員 375ページ、就学支援費、395ページ、給食運営費、387ページ、図書館運営費、391ページ、学校図書館経費について伺っていきます。

まず、就学支援費に関連して、学用品に関連してという形になりますが、教材費、学用品費についてであります。

学校給食の無償化については、今年度、品川区の英断で実施していただいているところでありまして、学用品につきましては、この間、議会からも何度も繰り返し無償化等を求める声が現場の声として上げられているところであります。

ここにつきましては、いろいろな観点で、その捉え方はできると思うのですが、学用品、これは学校で当然授業の中で必要だからというところであるわけではありますが、我が家で6年生の学納金の一覧を見ると、年間2万4,877円、約2万5,000円。学年によっては多少前後すると思うのですが、これを就学支援としては数字は出ているのですが、給食を提供している児童・生徒数で掛けていくと、年間約5億5,000万円ということで、森澤区長が公約で掲げられている1%の見直しで捻出しようとされている20億円の4分の1に当たる金額になると思うのですが、当然これが全てではないわけでありまして、新たに単費で何かをやっていただくというところにあっては、そうしたところの財源になっていくのかなというふうに思います。

また併せて、給食運営費についても、これは今年度からというところで、何度か一般質問でも、恒久化というところでの質問もあえてさせていただきました。無償化に伴って、夏休みの栄養価の落差というか、その辺が気になる家庭もあるところでありますけれども、9月、10月の子どもたちの様子で、特に栄養面でどうなのかというところ、年間で平均して6万円が給食費として各家庭の負担軽減になったわけではありますが、夏休みの40日で割り返すと、1日当たり1,500円。それが全て昼の食事代というわけではないですけれども、そうしたところで、夏休みの食事がどうだったのかというところも少し気になるところであります。この辺についてご見解をお知らせください。

○柏木学務課長 今年度から無償化に伴って、夏休みの子どもたちの食事の件でございますが、特に教育委員会として把握しているところではございませんが、学校から何か子どもたちに異常があるとか、気になるところがあるという声は、特には寄せられてございません。

○塚本委員長 学用品についての質疑もあったと思いますけれども。

○つる委員 学用品については、単純な計算でありますけれども、年間5億円強ぐらいなのかというところで、これは全体的な考え方になると思うのですが、過日の質疑、答弁等を確認させていただくと、学用品も含めたさらなる家庭への負担軽減というところでご答弁があったかというふうに記憶しているので、ここについては、しっかりと何かからとか、何を、また、どういった方をと、いろいろな角度からの検討があらうかと思いますが、やはり教育においては差がないような形で、なおかつ、子どもへの支援というところ、こういう視点でぜひお願いしたいと思います。

私も学用品というところでは、以前にも話をしたことがあるのですが、中学校へ上がるときに制服で、

一度も新品を買ったことがなくて、制服交換会が、昔、荏原一中でありました。もうテカテカのもので、この辺がもうピカピカになっている、この辺がガビガビになっている。だけれども、どうせ大きくなるからと言って、そういうものしか3年間、どうせ大きくなるからと言って、私、3年間、新しいものを買ってもらえずに卒業しました。

だから、いろいろな家庭があると思うのです。そうした形で、やはりそうした支援というのは、何十年たとうと、今もそうした家庭の負担が大変な状況というのは変わらないと思いますので、ぜひいろいろな観点で充実を図っていただきたい。場合によっては、その財源でありますとか、新公会計制度で、今回、行政評価シートを出していただいたりとかしてありますが、アカウントビリティの部分でも発信を既にいただいているところがあるのですけれども、例えば、自治体IR的な形で、いわゆる単費の財源だけではなくて、いろいろな観点で寄附等をいただく観点でも、そうしたことに活用して、また、品川区が学校給食の無償化とか、期待をするところでもありますこうした学用品などの無償化を図ることで、子どもたちがこういうふう成長していく、どういう就職、また進学、活躍をしていく、こういったことをお伝えすることで、企業や、また、そうした寄附を考えていらっしゃる方が、品川区ではこのように立派な人材を、先ほど来、品川区が求める人材像、そうした視点の質問もありましたけれども、品川区にこうした寄附、また投資をすれば、日本に、また世界に活躍できるこれだけの人材を育ててくれるのだと、そういう期待のできる教育環境の整備、そうしたところでも、新公会計制度なども活用しながら、未来への投資をしっかりと品川区がつかんでいく、こういったことも大事なのかなというふうに思いますので、その辺りもお願いしたいと思います。

次にいきます。図書館関係であります、委員長の許可を得て提示させていただきます。これは『長くつ下のピッピー』であります。かつて一般質問で引用しました作家のアストリッド・リンドグレンの作品でありますけれども、いじめ関係のときに引用しましたが、小学校2年生のときに、朝読書で、担任の先生が読んでくれるのです。だけれども、無表情で読んでいました。何の感情もなく、ダーッと読んでいて、苦痛でしかなかったかなと思います。今は子どもたちが、学校の図書だったり、図書館の本とかを、朝読んでという時間を学年ごとに応じてやっていたらと思うのですが、非常に読書の大切さというのは午前中の質疑でもありました。私も学生になって初めて本を読むようになったぐらいです。以前にもこの場で言いました。小学校の読書感想文、『よりぬきサザエさん』を読んで読書感想文を書きましたと、それもラジオに放送されたというようなことを紹介させていただきましたが、学生のときに、ある方から、心に読書と思索の暇をつくれということをお教えていただいて、初めて読んだのが『永遠の都』、そうしたところから私の読書人生が始まったわけでもありますけれども、そうした中で、先日、荏原図書館に子どもと行きました。意外なことを子どもから言われて、「えっ、ここで本いいの？ お金かからないの？」と言われたのです。「お金はね、品川の区民の皆さんが一生懸命出させていただいて、みんなの本棚なんだよ」というお話をしながら、本を11冊お借りして、読み聞かせに今やっているところでもありますけれども、そのときにふと思ったのが、僕らが小さいときに、小さい黄色い手提げかばんをいただいていた記憶があるのです。確認したら、今も配布している、小学校1年生以下の方が図書カードをつくられた方に最初に配布をしているというところで、図書館に出入りするときも、小さなかわいらしいお子様が、5冊ぐらいいかな、両手にこうやって抱えて、ニコニコしながら、もう本当に微笑ましかったのですけれども、ああ、手で抱えているのだと思ったのです。そうしたときに、例えば、性善説に立って、「あっ、かばんないのかな」ということでスタッフが声をかけていただいて、「こういうかばんあるよ、使う？」というような声かけをしていただくことが、また図書館に来ようと

いう、そういう気持ちにもつながるのではないのかなと思ったり、また、荏原図書館はじめ9館で、障害者の方が作っていただいた作品も置いていただいているわけでありますが、例えば、20冊入るようなトートバッグとか、10冊用とか、そうしたことを施設とも相談をしながら販売をしてみるとか、そうしたことも障害者の就労の機会の拡大という部分でもいいのかなと思うのですが、この辺りについて教えてください。

○吉田品川図書館長 たくさんの本を借りていただきまして、ありがとうございます。

黄色いかばんにつきましては、小学校1年生も含めましたそれ以下のお子さんが初めて図書カードを作ったときに、委員言われるとおりに、お配りするものでございます。なかなかそれを忘れてしまったりする子も中にはいらっしゃいます。手で持って帰る方も中にはいるという話も聞いているところでございます。そういう方につきましては、原則1回しか配らないのですけれども、以前作ったもので、図書館の電話番号が違ったりするものが少し古いものでございます。そういうものを使いまして、お声かけをするなり、お持ち帰りの際に不便にならないような対応をしているということは聞いているところでございます。

それから、福祉の関係で各地区図書館で取り扱っているものの中で、トートバッグという話が今出てまいりました。こちらについては、先方を含めまして研究させていただければと思います。

○つる委員 ぜひ検討してください。

ちなみに、今日はウォルト・ディズニー・カンパニーの創立100周年で、ウォルトということで、かつて「美女と野獣」のベルの読書の本でお話ししたことがあるのですが、最後、別のウォルトでウォルト・ホイットマンは、「僕は、納得のいく結果がでるまでは、挑戦、挑戦、そしてさらに挑戦する。そのうえで、必要なら、一からだってやり直すのだ」という言葉が、ウォルト・ホイットマンのほうで言葉があります。私も今まで様々な決算特別委員会の提案をさせていただきました。結果が出るまでは頑張っていきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○塚本委員長 次に、石田しんご委員。

○石田（し）委員 よろしく申し上げます。私からは、今日の何の日はないですが、371ページをはじめとする給与費について、同じく371ページをはじめとする不用額について、そして379ページ、生徒指導対策等経費に関連して不登校について、時間があれば、379ページ、ルネサンス推進事業について、それぞれ質問していきます。

まず、給与費についてですが、いわゆる給特法で教員の方たちは4%残業代がついているのですが、これ、例えば、教育委員会で、教員の方が教育委員会で働いていると、それは適用がされていて、一方で、区から、品川区から事務職の方が教育委員会で働いたときの残業代というのはどのようになっているのかお知らせください。

不用額についてです。令和4年度をはじめとし、コロナ禍において、様々不用額が出てきたと思います。これはどうしてもコロナ禍で我慢をせざるを得なかった、事業ができなかった。そういった様々不用額があると思いますが、令和4年度ではどのくらい総額があったのか、大体で、ざっくりで構いませんので教えてください。

不登校についてです。様々な委員から不登校についてお話がありました。この質疑、答弁を聞いていて、まず、根底に、例えば数字が上がっている、不登校の数が上がっている。これが問題なのかと言ったら、私はそうでもなくて、でも、一定、不登校の子たちを減らしていこうという動きというのは大事だと。これ、教育委員会として、不登校について、是なのか、それとも非なのか、まず、根本的な考え

方を教えてください。よろしくお願いします。

○中谷指導課長 最初のご質問で、教育委員会に勤務する教員の勤務についてということで、教育委員会には、指導主事と呼ばれる教員免許を持っている、要は教員が勤務しております。区の職員の方と大きく異なることとしては、指導主事の職務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められておりますとおり、学校における教育課程、学習指導、そのほか学校教育に関する専門的事項を扱うというふうになっておりまして、ご一緒の机で座らせていただいておりますが、区の職員の方とは異なる職に当たっているというところを申し上げさせていただきたいと思います。教職調整額による支払いということで、残業代ではないというところになります。

○丸谷教育総合支援センター長 不登校についてのお尋ねでございます。確かに数字が上がっているということで、減らす努力もしているところではございますけれども、子どもたちが何より安心して学習できる環境づくりというものを大切にしております、できれば学校に通って集団生活で学んでいただくこと、大切なことがございますけれども、それが全てではないというふうな捉えで、是とも非とも言い難いところはあるのですけれども、それぞれの子どもに応じた対応をしていきたいと思っております。

○大串会計管理者 教育費における不用額、こちらにつきましては9億2,729万8,280円という形でございます。

○石田(し)委員 給与費については、ぜひ、いわゆる公平性の観点からもやっていただきたい。

これ、なぜ質問をしたか、私はもともとこの給特法が、そもそも改正をするべきだと思っていて、これをぜひ区教育委員会からも、私からもしっかりと東京都や国に対して働きかけもしますが、品川区としても、品川区教育委員会としても、やはりこういった今の時代に合わないような法律は改正をするべきだということを強く訴えていただきたいというふうに思います。これは要望で終わります。

不登校についてです。これは確かに是でも非でもない。特に今、森澤区長も言っていますけれども、多様性の時代で、いろいろな学校の通い方が出てきたのかなといった中で、いろいろな議員からもフリースクールの話とかが出ています。ただ、根本的な教育委員会としての考えを持っていないと、是でもなく非でもなく、例えば数字が上がったから何とかしなければいけないではなくて、やはりその子たちそれぞれの、多分もう全然違う悩みだったり、悩みでもなく不登校の方もいると思うのです。そういった子たちもぜひ考えていただきながら施策を進めていっていただきたい。根本的な考えをしっかりと持っていただきたい。それは是でも非でもなくてもいいですけれども、はっきりと多様性に合ったこの社会の、今の時代に合った教育にしていくのだという思いを、ぜひもう一度、答弁いただければと思います。

不用額についてです。この間、コロナ禍でどうしても事業が実施できなかったり、様々なことで不用額が出てきたのだと思います。この子たちの青春時代は返ってこない。私が言いたいのは、その子たちに使ってあげられなかった予算が不用額としてあるわけです。これはもちろん単年度制だといろいろあるのですけれども、私は、ぜひその子たちに何らかの形で還元というか、返す機会を与えていきたいと思うのです。

例えば、修学旅行に行けなかった子たちがいる、その世代がいて、その子たちには、ふだん、今まで当たり前のように使われていた教育費が使われなかった。その子達の経験は、その部分に関しては取り戻すことができない、失ってしまった。やはりそれをぜひ、この不用額がどうこうとかではないのですけれども、ぜひその子たちに、そういった機会を提供していただきたいなど。そのときに使うべきお金が、単純に言えば、コロナ禍において浮いてしまったわけですので、その部分をぜひその世代の子たち

に何らかの形で返していただきたいなど。それは、区ができるのは、例えば、成人式の日に関何特別なことをやるだとか、そういう返し方があるのかと、なかなか今、義務教育を終えた子たちにどうやって追いかけて、みんなで修学旅行に行こうとできるかと言ったら、なかなか難しい。ただ、そういった様々な皆さんの知恵をぜひ絞っていただいて、私も何が正しいのか、何ができるのかということは今後も探っていきたいなと思っていますが、例えば成人式などで、そういった還元ができれば、そういったことで、ぜひその子たち、その失われた3年間を、何らかの形で取り戻していただきたいなと思いますが、その辺のご見解をお聞かせください。

○丸谷教育総合支援センター長 不登校の児童・生徒への根本的な考え方というところですけども、最終的には、社会的な自立を目指すということで、義務教育9年間を終えた子どもたちがどう社会に羽ばたいていくか。そういったところをしっかりと支援していきたいというふうに考えます。

○森学校施設担当課長 不用額の大きなところは、学校の整備関係でかなり不用額が大きくなっております。契約落差であったりとか、大きいのは、国有地の購入についての半額ぐらいが、何億という単位で起こっているということがございます。

○米田教育次長 不用額の考え方でございますけれども、これまでコロナ禍において修学旅行が実施できなかった。あるいは、移動教室に行けなかったというようなことがございます。例えば、移動教室などで、次年度に繰越しができるという内容については、翌年度1年遅れましたが実施したりというようなことになっております。最終学年はなかなか難しい部分もありますが、同じ年度に思い出づくり事業ということで別に事業を実施したりということで、できるだけ学校在学中に、その不用額について、当該児童・生徒たちに還元できるようにということで、その他もいろいろありますが、取り組んでいるところでございます。

ご提案の内容については、また別途、関係所管とも相談してまいります。

○石田(し)委員 いろいろ取り組んでいただいているということは分かりました。けれども、何かそういったことが新たにできるものがあるのだったら、ぜひ様々な関係機関で検討いただいて実施をしていただきたいというふうに思います。これは要望で終わります。

時間がないので、この後、ルネサンス推進は、また別の機会で行いたいなど。特にやりたいのは、ジェネレーションギャップについてであります。我々と今の子どもたちでは、圧倒的に教育内容は違わなければいけないのだと思うのです。このジェネレーションギャップをどうやって埋めて、教員が子どもたちに新たな新しい時代に生き抜く力をつけていくということがとても重要になってくるのかなと思うので、これはまた別の機会で行いたいと思いますが、ぜひ心の準備だけしておいていただければと思います。

○塚本委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、391ページの学校図書館経費に関わって、図書館司書の配置拡充を求めて質問をします。

学校図書館は、法律にも位置づけられた重要な施設であり、子どもたちの学びをより充実させるために大切なものだと思います。学校図書館の活用を進めるためにも、この間も区議会に学校図書館司書を週5日、毎日配置してほしいということなどを含めた陳情が提出されています。私も毎日配置をしていただきたいと思っています。

こうした要望も含めて、契約更新の際に配置を増やす予定だと審議の中でも説明されていましたが、新しい契約では、配置日数は、これまで同様、2.5日、週15時間の配置に据え置かれました。なぜ

この学校図書館司書の配置を増やさなかったのでしょうか、伺います。

○吉田品川図書館長 図書館といたしましては、学校司書の拡大について前向きに検討してきたところでございます。そのように進めてきたところでございますが、所管の考え方が所管としてありまして、また、予算となりますと、全体の中で調整をする形になると思います。そういう中で判断された内容が今回の結果のものとして受け止めているところでございます。

○のだて委員 図書館としては検討してきたけれども、予算上、無理だったということだと思いますが、予算上無理だと判断をした理由を伺いたいと思います。

○吉田品川図書館長 この辺は繰り返になってしまうかもしれませんが、所管の思いと、それから、区は当然、所管の思いだけで動いているわけではございませんので、全体の中で必要なところに必要な額というところで、全体を調整された結果としての数値がこのようなものというふうに所管として受け止めているところでございます。

〔「図書館だけじゃないでしょう」と呼ぶ者あり〕

○のだて委員 所管としては求めてきたけれども、財政的、予算的なもので駄目だということなので、ぜひ企画や財政の担当の方、お答えいただければと思います。なぜ図書館司書の配置を増やさなかったのかということ伺いたいと思います。

併せて、今回、拡充されなかったということで、やはり国も図書館の活用ですとか、読書を増やしていこうということで推進をしている中で拡充されなかったということは、教育環境の整備が遅れてしまったと思いますが、いかがでしょうか。

○遠藤財政課長 予算がつかなかった理由というところですが、予算は、それぞれ優先事項等もありますし、あるいは、費用対効果とか、様々なものがありますので、所管としては、いろいろな形でぜひやりたいという形でいただいているのですけれども、予算上の制約などもあり、今回については見送ったというところでございます。

○のだて委員 優先事項などいろいろあって見送ったということですが、今回この契約更新の時期が拡充をするチャンスだったわけです。そこで拡充をしていくということがやはり求められていたと思いますけれども、そこをなぜ重視しなかったのか伺いたいと思います。

それとあと、教育環境の整備が遅れてしまったのではないかという質問もしたので、お答えいただきたいと思います。

○吉田品川図書館長 予算については、所管としては、折りを見て、必要な時期にまた事業の拡張について考えているところでございます。

教育環境の整備が遅れたかどうかについては、現在も23区の中で学校司書の配備としては大体真ん中辺、時間数としては、23区の中で大体真ん中辺のところの位置を占めておりますので、著しく遅れたというふうには認識しておりません。

○塚本委員長 のだて委員、質問を続けてください。

○のだて委員 ぜひ財政課からも改めて、なぜ重視をしなかったのかというところを伺いたいと思います。

〔「なぜ重視しなかったのか」と呼ぶ者あり〕

○のだて委員 拡充です。拡充をするために予算をつけなかったのかということですか。

学校図書館司書が、やはり子どもたちの学び促進をしていくために私は重要だと思うのですけれども、区としては、これを重要だと考えていないのか、伺います。

○遠藤財政課長 大事な事業ということは理解はさせていただいているところでございますけれども、やはり先ほど言いました、どうしても予算には限りがございますので、どうしても取捨選別しなければいけない部分がありますので、ご理解いただければと思います。

○吉田品川図書館長 区として重視しなかったのかということなのではございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、23区の中で真ん中辺の図書館司書の確保をしているところでございます。そういう部分もありまして、重要と考えていないわけではございません。

○のだて委員 重要と考えていないわけではないということだと。重要だと思いますので、ぜひ財政的などころでは選別しないといけないという話でしたけれども、この間、ずっと基金も積み増してきて黒字になっているということですので、予算はあると思いますし、やはりこの契約更新の機会を捉えてやっていくということが必要だと思いますので、そうしたところでぜひ財政課としても拡充をしていただきたいと思います、重視していただきたいと思います。

配置について、23区の中で真ん中ぐらいたということではございますけれども、やはりほかの区では、進んでいるところは週6日配置をしているところとか、週5日配置をしているところもあるというところで、やはりそうした促進をしていくことこそ必要だと私は思います。

品川区は、今、特に子どもの数が増えております。学級数も増えているということで、図書の時間が十分にとれていないという状況です。週15時間の配置ですので、15クラス以上ある学校は、図書の時間をとることができないクラスがあるということです。しかも、司書の仕事は図書の時間だけではなくて、蔵書の管理はもちろん、子どもたちが読書を楽しむことができるように工夫をいろいろしたりしますので、時間内には終わらないということにもなります。こうした状況を区は把握をしているのか、ぜひ教育環境が確保できるようにしていただきたいと思います。今の状況では確保できていないというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○吉田品川図書館長 学校からの要望では、図書の時間を増やしてほしいという要望をいただくこともあります。それを含めまして、全体、必要などころと、足りていないところもあるとは思いますが。ただ、現在は、できるところで頑張っているというところでございます。

○丸谷教育総合支援センター長 学校現場におきましては、例えば委員会活動を通じて子どもたちが読書の推進を図ったりですとか、また、朝読書の時間、昼休みの時間に図書の貸出しを行うなど、そうしたことで読書の推進を図っているところでございます。

昨年度よりも、1か月の貸出しの冊数も、若干ではありますけれども、増加傾向にございまして、着実に学校のほうでは推進を図っているところでございます。

○のだて委員 学校のほうからも図書の時間を増やしてほしいという声もあるということですので、そうした声も生かしてやってほしいと思いますし、私が学校に通っていた時には、一時期、図書館に通っていた時期もありますが、昼休みに毎日図書館に通って本を読んでいたということがありました。やはり1冊読むには1日では終わりませんので、通い続けたという記憶があります。司書がやはり週2.5日しかいないので、そうしたことも今の子どもたちはできないということだと思います。司書の方からは、やはり5日開いていると、子どもたちが変わってくるという話も聞いております。やはり本を読みたいときに読める、安心して行けるということが、学び、読書につながっていくということだと思います。やはり今、図書館が居場所としても注目されていますので、ぜひこうした面からも、週5日、毎日学校図書館司書を配置することが子どもたちの学習をよりよいものにすると思いますが、いかがでしょうか。

○吉田品川図書館長 学校司書は確かに2.5日配備ですけれども、その間、それ以外の日が図書館が開いていないということではございません。図書館につきましては、ボランティア、それから図書委員等で、そういった方を含めて運営しているところもございますので、図書館が開いていないということにつきまして、図書館を開けていないというふうには思っておりません。

○のだて委員 開いていないわけではないと。お昼休みとかは開いているということですか。それはそれでよかったですけれども、やはり司書を毎日配置することが、子どもたちの学習をよりよいものにすると思いますが、いかがでしょうかということも伺ったので、お答えいただければと思います。

○吉田品川図書館長 例えば、ボランティア等も使いながらやっているところでございますが、ボランティアに関しても、品川図書館で研修などをするによりまして、司書までにいかないかもしれませんけれども、一定程度のサポートはしているところでございます。

そういうことを含めまして、図書館司書、ボランティア、地域、それから学校の図書委員等を含めまして、みんなで学校図書館を盛り上げていければと思っております。

○のだて委員 ぜひみんなで盛り上げていくということはやっていただきたいと思うのですが、司書を配置しない理由にはならないというふうに思いますので、5日はぜひ、毎日いるような形で司書配置をしていただきたいと、これは求めておきたいと思います。

併せて、やはりより子どもたちに合った図書を提供したりですとか、学びに寄与していくためには、図書館司書が子どもたちをよく知るということが必要だと思います。国のガイドラインでも、学校教職員の一員として、職員会議や校内研修に参加するなど、教員との連携を深めることが示されています。ぜひそうしたことを強めていっていただきたいと思うのですが、現在、図書館司書は、職員会議に参加しているのか、伺います。

○吉田品川図書館長 現在の図書館司書が職員会議等に参加しているかという件についてのお答えですけれども、今回、図書館司書については委託でございまして、委託の社員と学校が直接調整を行うということは、偽装雇用になりますので、そのところは行っていないところでございます。職員会議等でもし必要であれば、委託の事業者の長、責任者に話していただいて、それが実際の社員のほうに話が伝達される形になります。

○のだて委員 これ、どのような子どもなのかということが分かれば、その子に合った図書を提供できるということにもつながっていきますし、やはりそれが学びを深めることにもなると思います。東京都も直接雇用が今進められておりますけれども、やはり区としても、直接雇用を進めていくことが必要だと思います。そうすることで、先ほどありました職員会議にも参加でき、子どもたちと接する機会も増えてくると思います。区が図書館司書を直接雇用して図書環境の充実を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田品川図書館長 直接雇用については、いろいろこれまでも課題としてございます。例えば、職員として採用するに当たっては、司書という枠での採用がないということと、あとは、例えば会計年度任用職員とかで採用した場合、要員の欠員、あと、休暇とかが起きた場合、代替の職員を確保することが、急にはかなり困難な形でございます。そういう中では、一定レベルの知識、技術を持った専門業者に委託したほうが安定的運用を図れると考えて、現在の形をとっているところでございます。

○のだて委員 子どもたちのために充実をさせていくというところで進めていっていただきたいと思います。

○塚本委員長 次に、田中委員。

○田中委員 教育に関して、国家百年の大計を僅か10分でしか質疑できないので残念ですが、ページで言いますと、379ページのいじめ防止対策費、それとルネサンス推進事業に関しましてお伺いたします。

教育委員会に関してですが、教育には、いわゆる特定の政党の影響を受けないために、中立公平であるべきだという観点から、教育委員会は、区長部局からは独立された行政委員会として存続されております。今、少し退席をされていますが、令和2年のいじめ問題に関しまして、まず重大事案としての認定が遅れたとか、区長への報告が遅れたというようなことで問題視されている中で、区長の出席の下、記者会見が行われました。本来は、学校においてのいじめ問題でありますので、区長、今、お戻りになりましたけれども、区長が出席の下での記者会見ということに、私は、最初、少し違和感を感じました。その後、教育委員会のほうで設置をされたいじめ対策委員会において調査が行われ、報告がありましたけれども、それに対しましても、区長は、いじめ問題調査委員会を区長部局内に立ち上げて調査をしていただきました。

この両方の報告書も見させていただきましたが、やはり区長がまず記者会見で自らが責任を持っていじめ問題を対応するという。また、調査委員会を立ち上げて、その結果としての報告もあったわけですが、これは区長自身の英断であるという一方で、逆に、教育委員会側は何しているのだというような捉え方を私はしますし、ぜひ教育委員会の皆様には、区長にまでわざわざお出ましいただかなくても、自らに自己改善力を発揮していただいて、こういった記者会見は区長からのお話もあったのかもしれませんが、調査委員会の結果報告というか、調査結果も、やはり自らの問題として取り上げていくべきだと思いますし、これまでの経緯を見ておきますと、教育委員会自らに、責任感が少し薄れているのではないかというふうな印象を強く持つのですけれども、これまでの経緯に対しましての教育委員会としての受け止めにぜひお伺いしたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長 令和2年に起こったいじめに対する、今回、記者会見という形をとらせていただきましたが、ホームページへ調査報告の結果を掲示するというのもともとは考えておりました。今回、教育委員会の中での区長への報告ができていなかったこと、そういったことも踏まえまして、記者会見の場をお借りして我々のほうからも説明をしたという流れでございます。

○田中委員 記者会見は、もちろんあれなのですけれども、そこから先の自己解決能力がどこまで発揮されたのかということに、私は他人事、他人任せのような、要は、区長任せのようにしか感じとれないのですけれども、そこら辺の受け止め、ぜひ教育長からもお聞かせいただきたいと思います。

○塚本委員長 ご答弁は。

○丸谷教育総合支援センター長 自己解決というところでございますけれども、対策委員会の報告書の中身を真摯に受け止めておりまして、具体的に、午前中もありましたが、基本方針の改定でありますとか、教育委員会事務局内で法律に基づいたいじめの改めて認識を行うこと、また、学校に対しては、しっかりと法に基づいたいじめの認知を行うこと、重大事態につきましても、しっかりと法に基づいた認定を行うということで、学校だけではなくて、我々の中でもしっかりと行うということで認識を改めたところでございます。

○田中委員 少しまだ納得いきませんが、要は、いじめ対策委員会の結果と報告と、いじめ問題調査委員会の報告、これ、明らかに内容が全然違っておりまして、どなたかの委員にもありましたけれども、いじめ対策委員会の報告は、教育委員会を大変付度したような内容であるように感じます。一方、いじめ問題調査委員会の報告は、やはりこれは客観的に教育委員会の責任ということもしっかり踏

まえた中で、根本的な問題点の指摘がなされている調査結果だったと思います。

そういったことも見比べると、これはまず区長の英断だったと思いますし、また、私は、教育委員会の方々における現場意識がどこまであるのかということに疑問を感じざるを得ない状況にあります。

例えばであります、学校側で、教室で意識を失い倒れる、過呼吸……。いじめ問題が学校であったということを教育委員会に報告したことに対して、教育委員会側は、それはいじめではないというふうな回答をまずされて、それを受けた学校は、であれば、今後、それ以上の相談はできなくなってしまうと思うのです。

そういうことのもう1つ事例として、私は、教育委員会が現場にもっと積極的に、その当時から立ち入っていれば、私はもっと早い時点で解決に至ったのではないかなという思いがしてなりません。

教育委員会は、よく言われるのですけれども、教育長を中心に教育委員の方が4人いらっしゃるって5人で構成されている教育委員会が正に委員会なのですけれども、これが独立した組織なのですが、私は、教育委員会事務局の方々、現場意識に関して、例えば教育委員会に対して批判的なことがあったら、それは教育長を中心にした教育委員の5人の方々に責任があるというふうな受け止め方をされていたり、あるいは逆に、学校で起きた事案は、その学校現場における事案であって、教育委員会事務局の方は第三者的な立場で受け止めているような、要は、少し言葉、誤解を恐れず言ってしまうと、やはり現場意識というか、認識が少し欠けているし、教育委員会制度とか、あるいは学校が現場で対応しているという状況の中において、教育委員会事務局の方々に、いわゆる現場感覚といったものが少し薄れているからこういうことにつながってしまっているのではないかなというふうに感じます。

そういったことで、ぜひ対応していただきたい。今後、今回の事案を1つの教訓に生かしていただいて、同じような事案が起きないように取組をぜひお願いしたいと思います。

それと、ルネサンス推進事業については、一貫教育、一貫校ができました。プラン21からルネサンス教育ということで改善がなされてきているわけですが、その一貫校の評価といったものが、現場に携わった方々の声をもっと生かしていくべきだと思います。

例えば、一貫校を卒業した子どもが、もう既に8年ぐらいいらっしゃるわけで、9年経験された生徒が。ですから、そういった卒業生の方から、自らの体験をまたフィードバックしていただいて一貫教育に生かしていただくとか、あるいは、学校の先生、携わった先生も、毎年のように130人から150人、転入出が品川区内あるわけですが、その転出された一貫校で携わった先生からも、どうだったかということぜひヒアリングをしていただきたいと思います。

というのは、都内に実は一貫校は8校しかなくて、そのうちの6校が品川で、江東区と八王子市にしかありません。ここまで長く続けていると、そういった現場で担当した人が、それぞれの地域に移って、それぞれの地域でも一貫校を推進しようという動きがあったのではないかなというふうに感じますが、それが現実には、江東区と八王子市にしかないという現状を踏まえると、やはり先生の意見というものも、しっかりと受け止めた中で一貫校の改善に尽くしていただきたいと思います。

もう時間がないので終わりますが、今後、私も質問に対応していきたいと思います。

○塚本委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、375ページ、就学援助費、377ページ、会計年度任用職員給与費、393ページ、登下校区域防犯カメラ維持管理費、この3点をお伺いしたいと思います。

まず、就学援助費ですけれども、経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対して支援する就学援助事業ですけれども、こちらは、対象所得は生活保護基準の1.25倍。ご家庭への周知は、

新年度4月に全児童・生徒を通じてご家庭に申請書が配布されていると認識しております。

現在、社会情勢の影響で、物価高などで、たとえ特別な経済的理由がなくても、家計のやりくりが大変な状況であることから、そうした中でも子育て中の教育費は待たなしの状況でございます。そうした現状から、今後も就学援助事業は、品川区の児童・生徒が皆等しく就学の機会を得るための重要な施策であると捉えております。

そこで、行政評価にもありましたけれども、認定数や認定率など、実績を踏まえて、今後この事業については、どのようにお考えなのか、方向性をお聞かせください。

○柏木学務課長 就学援助についてのお問合せでございます。就学援助ですけれども、ここ何年かは、全児童・生徒に対する就学援助の対象者の比率は年々減少してございます。ただ、最近の物価上昇と、あと、保護者が学習費として、これは国の調査でございますけれども、学習費として保護者が負担している額は、ここ三、四年で、小学校ですと20万円ぐらい増えているという国の調査もでございます。

そういうことを鑑みますと、就学援助に関わらず、保護者が負担する金額については減らす必要があると考えてございます。

○こんの委員 現状を教えてくださいありがとうございます。

現在、授業に必要な私費、個人持ちの教材・教具、これは学納品として納めている。今、課長からもありましたけれども、20万円ほど増えている。そのような現状も国では押さえているということですが、品川区の状況は、小学生で年間で約1万円から2万円、中学生で約3万円、こういう状況でしょうか。この教材・教具について、今年の3月の予算特別委員会でもこのことは取り上げさせていただいて、ご家庭の負担軽減の観点から、必ずしも個人持ちの教材・教具でなくても、教材によっては共有できる教具があるのではないかと、私費による学用品の見直し、工夫をしてはどうですかという、こうした質問をさせていただきました。そのときのご答弁では、例えば算数セット、これは前に使ったものをみんなで使うという、こうした工夫もしているというご答弁もいただきました。

そこで、ご家庭の学納金の納め方の状況をお聞きしたいのですけれども、就学援助を受けていないご家庭の中で、学納金の支払いが滞ってしまうようなご家庭はあるのでしょうか。もしあるとしたら、年間どれぐらいあるのか教えていただきたいと思えます。

また、そうしたご家庭に対して、何か対応しているのであれば、その点もお知らせください。

○柏木学務課長 就学援助以外の方で滞納があるかというということですが、多分あると思います。ただ、教育委員会のほうでは、滞納の人数等は把握してございません。

ただ、そういう突然滞納になったり、滞納が続くような方については、学校を通じて就学援助の紹介をさせていただいて、就学援助は随時受けておりますので、そこで学務課のほうにご相談いただくというようなことをとってございます。

○こんの委員 随時受付をしてくださっているということですが、基準がありますので、そこでご相談をいただいても、そこで本当に認定されるのかどうか、少しそこが懸念されるところです。

冒頭にも申し上げましたとおり、この社会情勢の影響から、家計の負担が大変な中で、教育費は待たなし、こうした状況を考えると、就学援助を受けている、受けていない、こうしたことに限らず、私費による教材・教具のこの点について援助するなど、負担軽減策を検討してはどうかと思えますが、ご見解をお聞かせください。

○柏木学務課長 前回、予算特別委員会でご質問をいただいております、今年度、全校を対象に、保護者が購入しています、教材等の調査を全校に行いました。その調査等を参考に、今後、保護者の負

担を軽減する策等について検討をしております。

○この委員 ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

次の質問に参ります。

会計年度任用職員給与費の中から代替教員の確保についてお聞きしたいと思います。

学級担任の先生が、産休や育休、病気休職などによって長期不在となった場合に、担任の先生の代行を務める代替教員を確保することになりますけれども、近年、この代替教員の不足等で確保が難しい。いわゆる教員不足が社会問題になっております。こうした現状は、品川区でも同様ではないかと懸念するところですが、実際、代替教員が必要になった学校では、校長先生や副校長先生が、講師名簿登録をされている方に、直接1件1件お電話をして探している状況だと聞いております。そうした状況で、ほかに対応しなければいけないお仕事もたくさんある中で、確保できるまで電話をかけ続けているという状況も聞いております。そして、この代替教員を確保できるまでは、校長先生や副校長先生が代行を務めることもあると聞いています。学校は、何とか体制をとろうとごさっておりますけれども、不安定な体制のままで、当該の児童・生徒や保護者は不安になり、学習面においても影響を及ぼすのではないかと懸念されております。

こうした状況について、区の教育委員会としては、どのようにこの現状を捉えていらっしゃいますでしょうか。品川区の教育現場の実態についてお伺いしたいと思います。

○中谷指導課長 教員不足ということのご指摘、ご質問であったかと思えます。

品川区で、今、10月1日の時点で欠員等の状況ですが、病気休職、退職、産・育休代替などの欠員が、義務教育学校を含めまして、小学校では13名、中学校では6名、計19名が不足しているという状況がございます。昨年度と比べると、現時点、半年たったところなので、微増傾向があるかなというふうに捉えているところです。

ご指摘いただいた管理職の先生がこの対応に大変お忙しくなるという状況は把握しておりまして、例えば、教員のご案内というところで、これまでの名簿を使うというところ以外にも、区のほうでホームページで募集を行うとともに、こちらに直接、教員をやれますというようなお話をいただくこともありますので、そういったタイミングで随時できるようにということで、プラスアルファ東京都だけの取組だけではないものをやらせていただいているところでございます。

○この委員 現状、ありがとうございます。今おっしゃってくださったホームページでの紹介だとか、いわゆるそうした紹介だけでも、やるのは校長先生、副校長先生が直接探すという、この作業なのですけれども、これ、非常に大変だと思います。ここをぜひ区教委のほうでこうしたサポートができる体制をとられたらいかがでしょうか。いわゆる学校任せという言い方はあれですけれども、不測の事態が生じた場合は学校で対応する、そうしたことは考えられなくはないのですけれども、学校だけで探すのは、さすがにこれ、現状、厳し過ぎますので、どうか区教委のほうでも、こうした体制をとる支援を検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○中谷指導課長 東京都のほうで、「名簿」と先ほど申し上げまして、それには連絡先であったりとかということがあって、そこに従来ですと、管理職の方がお電話をされてという仕組みでしたけれども、今、それに加えて、都教委のほうで、データバンクのような形で、今は名簿だけではない詳しい情報を入れたサイトというか、データバンクを持っておりまして、これを使い始めているところでございます。もちろんこちらの使い勝手ですとか効果は検証していかなければならないのですけれども、1つだけの方法に頼らない方法ということで、こちらも組み合わせたりということでやってまいりたいと思えます。

○この委員 データバンク等々を作ってくださっているという状況が分かりました。

いずれにしても、直接校長先生、副校長先生のこうした代替教員の確保の作業が大変に負担となっておりますので、今おっしゃってくださった区教委のほうでもしてくださっているということですが、この分野だけでも、区教委で探してさしあげるぐらいまでの体制がとれたらというところですか。学校の先生たちが探す作業のほかにやらなければいけないことはたくさんありますので、その点をいま一度お願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中谷指導課長 現在、副校長先生が、実際、名簿やデータバンク、情報を得たときに連絡をとるところが、校長先生と副校長先生ですと、恐らく副校長先生に負荷がかかっている状況があるかなというふうに把握しております。そのような中で、副校長補佐という事業を少しずつ今導入しております。副校長がやらなければならない仕事の中でも、少し任せていけるような、コンピューターと向かい合わなければいけないような部分、調査への回答ですとか、そういったことも含めて、もう1人の方にプラスアルファで入っていただいて、副校長の業務をこなしていくというようなことを今試みておりますので、こういったものの拡大ということも検討してまいりたいと思います。

○この委員 副校長の補佐、それもあると認識しております。ですが、そこと同時に、もう私が言わなくても学校現場の先生たちの負担は大変だといったところがあると思いますので、ぜひそのデータ、副校長先生の補佐の方が全校にいればいいですけども、そうではない状況でございますので、どうかこのサポートをお願いしたいと思います。要望で終わります。

次に、防犯カメラの件です。

登下校の区域の防犯カメラですけども、これは各校設置が四、五台と認識しております。学校選択制によって通学路は範囲が広いので、この台数で十分なのでしょうかというのが1つです。

行政評価によりますと、捜査に協力をして照会を受けた件数が出ておりました。年々、ここ3年間で少しずつ微増という照会の協力をしているようですけども、この照会というご協力の中から、今、四、五台しか設置されていないこの状況について、やはり安全面、子どもたちの防犯という観点から、もう少し設置が必要ではないかと思われませんが、現状どのように捉えていますでしょうか。お答えください。

○森学校施設担当課長 防犯カメラのご質問でございますけれども、委員ご案内のとおり、各校2台から5台程度、全部で212台設置してございます。

警察からの捜査の照会ということで、年64件だったり、50件ぐらい、そのぐらいの件数で照会が来ております。

カメラの台数が十分かどうかということなのですが、区では、品川区通学路安全安心プログラムの中で、各校それぞれ3つに分けて、3年に1回、通学路の点検をしております。その点検の中で、この通学路には防犯カメラが有効だということが分かり次第、即対応するような考えでおりますが、今のところ、違う方法で対応をとっているところがございますけれども、答申が出れば対応していきたい、そのように考えてございます。

○この委員 答申が出たところでは対応してくださるということですが、いわゆる照会の事案等もありますので、そうしたところには防犯カメラがあつての事案の照会ですけども、そうした事案を見て、積極的に設置をお願いしたいと思います。

○塚本委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 私は、377ページ、教職員の育成研修関係にお願いしたいと思います。

まず初めに、これは先週、私の先輩の都議会議員の方がお亡くなりになりまして、残念でありました

が、自民党の都連の幹事長でもあり、現職の都議会議員の方がお亡くなりになりました。改めてその方の議員時代に言っていた言葉を思い出しました。その方は、常に議員である前に人であれということをおっしゃっていました。その方が言っているのも、さらに、いばらの道ですが、このことを忘れては、人間として、また議員として失格だと、日々努力をしていかななくてはならないと、その方はおっしゃっていました。私も自戒の念を込めて、私も失格しないようにと思っておりますけれども、これはこれだけの世界でもあるのだらうと思っております。

ここで私も、何人かの先生が、教員というのは、どうしても「先生」と言われることが多いわけでありまして、私は、先生だと言われて勘違いをしている方もいらっしゃるのかなと思っております。ここら辺のところは、やはり今言ったように、人であれと私は思っております、ここら辺のことも必要かなと思っております。

ある私立学校の校長先生というか、理事長と話したときがありましたが、教師も生徒も供にと、この「供に」というのが、人偏に共産党の「共」ではないけれども、これを使って「供学」だという話をされていて、それは生徒も先生も供と一緒に育てていくことが大切だということをおっしゃって、これは私立学校だから、パッとこういうことが言えるのだと思っておりますけれども、こういうことも必要だと思っております。

改めて、こういうときに、新任の教員の方、それから、何年目かの教員の方、社会人としての素養がある程度求められるのかなと思っております。職員の研修というのは、言いましたけれども、なかなかここは一緒にやるのは難しいかなと思っておりますが、例えば、言葉遣いとか、礼儀とか、マナーが身につけているのかな、そういう方、そうではない方もいらっしゃる。そうすると、この方々にどういう研修をして、こういう方がいたとき、どういう対応をして、どういうことをされているのか。全体的に。

もう1つ言うと、今、変化が激しい時代だからこそ、教員に求められるのは資質能力を確実に身につけること、これが重要だということでは言われています。モンスター的な方もやはりいらっしゃるし、重箱の隅を突つような方も、ここの議論でも、やけに重箱の隅を突つのだななどと思いながら聞いているときもありますが、私は「重箱の隅は杓子で払え」というぐらいの前向きな答弁の、前向きな発言のほうがいいと思っております、こういうことをやると言っても、モンスターの方、それから児童・生徒でも、こいつ、少し生意気だと思ったりする子どももいます。これは、こういうときに、そういう先生とぶつかるわけですね、父兄も。だから、そういうときに、どういうフォロー体制、ここもどういうフォロー体制、どういうふうにしていっているのか。ここら辺のところを改めて教えていただきたいと思っております。

○丸谷教育総合支援センター長 特に初任者教員への研修についてですけれども、まず、4月当初の全体の研修の中で、まず、教員である前に社会人としての自覚を持つようにということで指導しております。

例えば、身だしなみでありますとか、言葉遣い、時間や期限を守るといった基本的なことをまずは守りなさいと。そして、教員としてのプロ意識、これは1年目であっても、10年目であっても、20年目であっても、教員として見られるのだということで、児童・生徒理解、授業力を身につける。誠実謙虚な姿勢でということで、初任者の教員には研修を行っているところです。

もし、その場に礼儀がなっていないような教員、例えば服装であったり、そういったところで見られましたら、当該の学校管理職に連絡をいたしまして、育成をしっかりと行うようにということで指導しているところです。

また、いろいろな児童・生徒、保護者への対応についてですけれども、対応がうまくいかないときには、管理職を通して教育委員会のサポート体制ということも含めて、フォローの体制をしっかりと整えているところがございます。

○石田（秀）委員 今、教育委員会にもしっかり指導主事もいらっしゃるしということでお話があったと思うのだけれども、この前、この前と言っても少し前だけれども、ある指導主事とお会いするときがありました。これはどういうわけか、PTAの会長会みたいなものがあって、私は会長は経験していないのだけれども、お誘いを受けて、一緒に二次会に行かせていただいたときに、指導主事の経験をしている方とこのような話になったときがあったときに、やはりそこら辺の連携が、その方も、もちろん校長先生も経験されている方なのだけれども、やはり連携がとれていないよねと思ったことがありました。だから、それは校長先生はしっかりやられているのだけれども、そういう方がいたときに、なかなか表へ出てこないということが非常にあるような気がしてならなくて、親御さんのほうは、あんな態度だとか、こういう態度だとか、そういうことで、必ず些細なこと、さっきの重箱の隅という話ではない、些細なことから大きな話になってしまっているようなことがあって、それを相乗りしてPTAも乗ってしまったりしていることがあったりして、こういうことが繰り返されているような気がしてならなくて、もう少し全体的でこういうことに取り組んでいきましょうよということは、こういうところであまり揉めるのはいいことではないと思っている。ここら辺は教育とあまり関係ないから。

もっと言えば、教育委員会が、教育の基本は家庭だと言い切ってしまう方がいい。第一は教育は家庭なのだから。

例えば、小学生でも、学校にいるのは1日7時間ぐらいであって、それ以外は、すまいるスクールとかいろいろあるけれども、塾だとか、いろいろなところ、もちろん家庭なのだよ。その中でやれることを、私は品川の教育はよくやられていると思っているので、それぐらいまでしっかり言い切ったほうがいいような気がしてならなくて、改めて、もう一度そこら辺を教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長 学校と教育委員会の連携についてですけれども、非常にこれは大事なことでございまして、学校が抱える問題について、教育委員会がどのような支援をしていくかというところがございますけれども、例えば、今年から学校リスクマネジメント推進機構というところに相談ができる体制が整いました。指導主事のほうで把握した内容について、何かこれは大きな問題に発展しそうだであるとか、なかなか保護者との関係がうまく構築できない。そういった場合に助言を求められる仕組みになっております。そういったものは今後とも進めていきたいと思っております。

また、家庭教育の大切さについても、品川が特に力を入れているものだと思いますので、例えば、4月の入学時、校長先生から、家庭の役割、学校で教員の役割ということで、しっかりそこを押さえていくということも、併せて、それぞれの学校が同じ温度でできるように周知をしていきたいというふうに考えます。

○石田（秀）委員 よろしく申し上げます。

もう1点、これはどうしてもやりたかったので、389ページ、部活動支援みたいな形なのだけれども、先日、大相撲の巡業がありました。私も見に行かせていただいたということですが、大相撲の世界というのは独特でありまして、そういう意味では、これは隠語だからあれなのだけれども、ひいきにしてくれるお客さんとか、後援をしてくれる人、無償のスポンサー、こういう人に目配せをするというのは、非常に気を配るといっては長けている。それは付き人の人でも、幕下以下の取的という人たちも、関取もみんなできている。その中で、もうそれは座席の位置とか、そういうものもしっかり把握

をして、この人に会ったときは気にして、きちんとそういうのは目配せしよう。それは私もこのような体型なので、席も前のほうで見させてもらっているから、非常に意識しているなどというのは何となく肌で私も感じましたけれども、これぐらいあの世界はしっかりそういうことができている。

これ、例えば、私も高校時代、野球部だから、グラウンドに来る、試合会場に来る、学校に来る、こういうときは必ず挨拶しろとあった。これぐらいのことはしっかりやったほうがいい。学校は朝やっている。だけれども、全然それを聞かないでそのまま行っても、「はい、自由」みたいなどころがある。挨拶ぐらいはしっかりやらせるというぐらいは、ぜひお願いしたい。ここら辺のところ、最後、それだけ聞きたい。

○丸谷教育総合支援センター長 教員、それから子どもたちが挨拶をするというのは非常に大切だというふうに思います。目配せ、アイコンタクトも非常に大切だと思いますので、そうしたことも充実というか、学校が取り組めるようにしたいと思います。

○塚本委員長 次に、まつざわ委員。

○まつざわ委員 私からは、381ページ、市民科・各教科充実経費、関連して376ページの教育指導費について質問します。

私たちが日々目にするニュースです。つい最近までは、新型コロナの感染状況、また、自然災害、最近では戦争、そういった悲劇に関するものが大半を占めています。私も見ている、ポジティブな気分になれるものは、とても少ないと思っています。議会の質疑もそうです。やれとか、どうしてできないのだとか、そういうネガティブな発言をするのではなくて、やはりどうしたらできるのか。そういった前向きな答弁、そういった質問をやっていきたいと思っています。

ネガティブなニュース、そういう情報が増えていると感じているというアンケートの中では、9割の方が大変そういう情報が増えていると感じて、そのうちの25%の人が生活に支障が出ているという結果もあります。

また、このネガティブニュースを見ているときに、感情としては、不安を感じる人が最も多くて、自分自身の身の回り、世の中、未来に対して心配する気持ちを抱いていることが分かりました。我々大人が見てもそう感じるものですから、子どもたちの心境は計り知れないと思います。

まずは、このネガティブなニュース、SNSを見たときの対処法など、教育現場において取り組んでいることがあれば、お示してください。

また、教育委員会として、近年増えつつあるネガティブニュースの課題をどう捉えているのか、お示してください。

○丸谷教育総合支援センター長 例えば、著名人が命を落としたりですとか、子どもに関する事故、戦争などが起こったりしたときなど、児童・生徒の心に大きな影響を起すおそれがあるというふうに認識しております。そうした場合には、区教委から学校に対して、児童・生徒の様子をいつも以上によく観察し、スクールカウンセラーにつなげるなどの必要なケアを行うように通知をしています。

社会で起こっていることが報道されることは致し方のないことではありますけれども、つらい思いをする視聴者への配慮も必要であるというふうに捉えております。

○まつざわ委員 スクールカウンセラーにそういった場合は連携していくということですね、ありがとうございます。

国は、4月以降、学校の授業などで、基本的にマスク着用を求めないとする通知を各地の教育委員会に出しました。これによりコロナに翻弄され続けた子どもたち、そして分散登校、オンライン授業、行

事の中止、国や自治体の通知は参考になりますが、最終判断は現場に委ねられました。区のガイドラインに根拠を求め、悩みながらも常に努力していただきました教育委員会、また、先生方にも、コロナ前の日常がだんだんと戻りつつあるのではないかと考えています。

しかし、コロナ感染症対策で行われた黙食、また、マスク着用、子どもたちの心に影を落とした影響は計り知れないと思っています。子どもたちの考えや意見が尊重される機会が減った3年間だった可能性があるという意見も見受けられます。

そこで、教育委員会としまして、コロナ禍に翻弄されてきた子どもたちや先生の声聞き、どう感じていたのか、どう工夫して乗り越えていたのか。いまだ感染が止まったわけではありません。先ほど、石田しんご委員の質問もありました。修学旅行に行けなかった子どもたちの声であるとか、田中委員が言っていました一貫校の考え方、私の周りにもやはり一貫校の中で、いじめ、不登校になった子どもが、私の周りには5人いたのです。私は少しおせっかいなので、その子どもたちを呼んで話をしました。どうしてそういうことになったのかと。そうすると、私の聞いた話と学校現場の話は違うのです。子どもたちのそういった本音というのは、どういうふうに、学校としては十分に努力しているというのは分かっていますが、やはり本音を聞き切れない部分も少なからずあるのかなというのは私は感じています。

そういった意味でも、いまだマスクを外せない子ども、マスクを外していても、やはり常にポケットにマスクを隠しているというのですか、忍ばせている子ども、「どうして？」と言うと、学校からは、いまだにつけてくださいという指導があるという子もいるのです。そういった子どもたちの声をどう把握しているか、ご見解をお聞かせください。

○丸谷教育総合支援センター長 この3年間は、とにかく一人一人の命を守っていくという意識の下、学校教育を進めておまして、こうしたつらい3年間ではありましたが、子どもたちは、そうした人の命を守る大切さということは学んできた、そういった期間だったのではないかと考えております。

現在では、マスクの着用は個人の判断に委ねるということで、学校現場でもそうした取組を行っております。4月当初は、なかなかマスクを外せなかった子どもたちも、この夏を過ぎまして、特に夏の期間に行われました林間学校や移動教室等の宿泊行事、こうしたものを通して、マスクを外すことに慣れ始めているかなというふうな印象です。2学期は、マスクをしている子よりも、マスクを外している子どもたちのほうが多いような印象を受けております。

しかしながら、インフルエンザであったり、新型コロナウイルスは、全く収まったわけではございませんので、必要に応じてマスクの着用を求められる、例えば風邪症状が見られるといったような場合には、今は咳が出るからマスクをしましょうね、こういった指導は学校のほうでも行っているかというふうに思います。

なかなか子どもたちとの対話もできなかった3年間ではありましたので、今後は保護者や子どもたちの意見を取り入れながら、学校教育を進められるというふうに考えております。

○まつざわ委員 ぜひ子どもたちの、一般質問でもさせていただきました。今はそういう声も聞いているという答弁がありましたけれども、やはり何回も聞いていいと思うのです。何回も聞くからこそ、子どもと正面に向き合うからこそ、子どもも本気で悩みも言ってくれるのかなと私は思っていますので、引き続き、しっかりよろしく願いいたします。

そこで、文科省の中央教育審議会の教育の在り方についてでも、教育においては、どのように社会が変化しようとも、時代を超えて変わらない価値のあるもの。そして、教育は同時に社会の変化に無関心

であってはない。時代の変化とともに変えていく必要がある。そういったことに柔軟に対応していく。これも教育に課せられた課題であるとあります。

いじめや不登校、特別な配慮を要する子どもたちの支援と学校が抱える課題も山積みにしてある今、全ての子どもたちが笑顔で元気にたくましく自分の人生を歩んでいけるため、改めまして、教育委員会が考えることとは何でしょうか、お示してください。

○丸谷教育総合支援センター長 今ございました予測困難なこれからの社会を生き抜くためには、自ら考え、他者と協働しながら、よりよい社会を切り拓いていくことが大切だと、必要だと考えております。そのためには、我々大人、教員も、より柔軟な考え方を持つなど、児童・生徒の見本になることが大切だと考えます。

教育委員会として、不易を大切にしながら、流行にも柔軟に対応できるよう、市民科等の学習活動の中で実践できればというふうに考えております。

○まつざわ委員 いろいろな話の中でも、1つの手だてとして、私からは、ポジティブ教育というものを少しご紹介したいと思っています。

ポジティブ教育というのは、人の強み、心の弱さを引き出し、幸福感を高める教育、方針のことです。これは福井がやられています。ソーシャルスキルの教育、ピアサポート活動、レジリエンス教育、大体この3つを柱にして福井ではやっています。私は、特に、困難に負けず生き抜く力を持つレジリエンス教育が大切だと思っています。ネガティブな感情の対処法をしっかりと学び、ポジティブな考え方、そして感情を増やす方法を学ぶわけです。

これは先生にも当てはまることで、明日も早く学校に行きたいと思う職場であり続けることが、ポジティブ教育を推進する大きな要因だと思っています。ぜひ品川教育ルネサンスの中にも、このポジティブ教育を推進していただきたいと思いますが、ご見解をお願いします。

○中谷指導課長 お話いただいた、例えば大変なことに直面したときに、自分なりの乗り越え方を養っていくことですか、周囲との関係性を尊重しながら、よりよい人間関係を自分らしく構築する方法ですか、こういったことをしっかりやっていくということは、品川教育ルネサンスが掲げている困難に負けず生き抜く児童・生徒、未来を切り拓く力を持つ子どもの育成につながるものであると認識しています。

教職員も、保護者も、地域の方々も、周りの大人……。〔時間切れにより答弁なし〕

○塚本委員長 次に、木村委員。

○木村委員 自席から、また座ったままですみません。

私からは、373ページの教職員福利厚生費から、教職員健康管理費および安全衛生管理費、また、PTA関係費から、PTA活動支援、家庭教育学級、家庭教育力向上支援についてお伺いいたします。

まず、教職員健康管理費および安全衛生管理費について伺います。

それぞれの事業の概要について教えていただきたいと思います。

○宮尾庶務課長 それでは、まず、教職員健康管理費についてでございます。

こちらは、教職員の健康の保持、それから、ひいては学校教育の円滑な実施、その成果の確保を図る、こういったことを目的といたしまして、健康診断、それからストレスチェックなどを行ったものでございます。

次に、安全衛生管理費についてでございますが、こちらは、教職員の安全、健康維持・増進、こういったものを行うことを目的といたしまして、研修、講習会の開催、それから産業医による健康相談や

面接指導、こういったものを行いました。

○木村委員 教職員は、正に未来の品川を支えてくれる子どもたちに、勉強だけではなく、一般常識、そして健康面においてもご指導いただく、また、品川区の成長に尽力されてきた高齢者と同じく、やはり子どもたちは品川区の、いや、日本の宝物だと私たちは思っています。そのことを考えますと、これからは教職員の皆様には、大事に見守っていただきたいが、子どもたちに対してのお考え、何かアイデアがあればお聞かせいただきたいと思います。

○宮尾庶務課長 委員おっしゃるように、学校で、正に子どもたちと、児童・生徒たちと最前線向き合っているのは先生方でございます。そういった先生方の、まず健康面、これが何を置いても第一かと思しますので、こういった健康診断ですとか、様々な福利厚生対策、こういったことも充実させていって、先生方をこのような側面から支えて支援してまいりたいというふうに思っております。

○木村委員 次に、今言われた教職員の皆さんの健康を守るためにも、健康診断の受診状況と、そのストレスチェックの概要、実施状況についても教えていただきたいと思います。

○宮尾庶務課長 健康診断の受診率につきましては、令和4年度は99.9%、令和3年度から令和元年度は、それぞれ受診率は100%となっております。

次に、ストレスチェックについてでございます。こちらは法に基づいて実施をするものでございます。ご自身のストレスがどのような状態にあるか、こういったものを調べるものでございまして、対象となる方は、常勤職員、それから週20時間以上勤務をしている会計年度任用職員の方で、それらの方々にストレスに関する質問書を送って回答をしていただいております。令和4年度の受診率は99.8%でございました。

受診率の向上、それから、回答に係る教職員の皆様の負担を軽減するために、それまで紙ベースでやり取りをしていたのですが、これに加えて、ウェブ上でも回答できるようにしたところでございます。

○木村委員 先生のストレスは大変なものであろうと思っておりますけれども、日々、子どもたちと接していることが原因で、先生方にストレスがたまると考えてもいいということでしょう。そのストレスにより、どのような症状があらわれ、子どもたちにはどのような影響を与えているのか、与えているというのは失礼かもしれませんが、あるのか。そういうことがあればお聞かせください。

○宮尾庶務課長 ストレスチェックの結果、高い方につきましては、やはり残念ながらお休みに入られてしまうということもございます。そのようなことにならないように、このストレスチェック、度合いが、ストレス度の高い方につきましては、産業医による面接指導を行ってございます。

なお、ウェブ上でストレスチェックを受診された方につきましては、その場で結果が分かりますので、そのまま産業医の面接の申込みができるようにということで、方法を改めたところでございます。

また、申込みのなかった方につきましても、別途、こちらのほうから連絡をさせていただいて、面接を受けていただくように勧奨をしているところでございます。

なお、面接というのは、本人のご希望により、産業医と対面形式に加えまして、オンライン形式でも対応できるようにということで選択肢を拡充してございます。

○木村委員 先生方のストレスが子どもたちに与える影響は大きいと思っておりますけれども、十二分にまたチェックをしていただきたいと思います。

健康診断の受診率が高い数値になっておりますけれども、何か工夫をされたようなことはあるので

しょうか。これがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○宮尾庶務課長 健康診断の受診率につきましては、対象者となっている先生方が受診しやすいように、まず実施時期を学校の夏季休業期間を中心に設定しております。また、複数の受診場所、受診機会を設定しているということ。さらに、未受診者の方に対して、私どものほうから小まめな受診勧奨をしております。こうしたことが、結果として高い受診率につながっているのではないかというふうに考えてございます。

○木村委員 昨今、働き方の健康管理については、より一層の強化が求められていると思います。教育委員会で取り組んでいることがあれば、これからストレス、教職員の方々に対して、何か取り組んでいることがあればお聞かせいただきたいと思います。

○宮尾庶務課長 教育委員会では、令和4年、昨年4月から、長時間労働による健康リスクの高い教職員の方を、より確実に把握をするために、時間外労働時間数を適切に把握をいたしまして、それを基に校長への情報提供を行っております。

また、一定の時間数を超えた方につきましては、ご本人、それから校長先生にお知らせをするとともに、産業医の面接を行っております。

面接につきましては、先ほども申し上げましたが、ご本人の負担を軽減するという目的で、希望によりまして、対面プラスオンラインでもできるようなやり方に改めているところでございます。

○木村委員 引き続き、教職員の健康維持に努めていただきたいと思います。

引き続き、PTA関係費から、PTA活動支援、家庭教育学級、家庭教育力向上支援についてお聞きいたします。

それぞれの事業の概要について、簡単にご説明を願います。

○宮尾庶務課長 まず、PTAの活動支援についてですが、こちらは、PTA活動の活性化を図るということを目的といたしまして、研修会、研究発表会、こういった事業をPTAの連合会に委託をして実施をしているものでございます。

次に、家庭教育学級につきましては、保護者の方々が自らの子育てについて考えていただき、学ぶ機会を提供する、こういったことを目的といたしまして、家庭教育に関する学習会、講演会、こういったものを実施してございます。

最後に、家庭教育力向上支援、こちらにつきましては、お子さんの成長に合わせた親の関わり方、また、文字どおり、ご家庭での教育力を高める、こういったことを目的といたしまして、各ご家庭に冊子、チェックシートをお配りしているという事業でございます。

○木村委員 時間がありませんので、ぜひとも未来の大人たちのために、皆さんの力を十二分に発揮できるように頑張ってくださいと思います。

○塚本委員長 次に、西本委員。

○西本委員 379ページのいじめ防止対策費についてお伺いします。

令和2年度の中学校のいじめ問題で調査委員会が設けられました。そして報告がなされました。非常に私は疑問があるところが、要は、被害者の親御さん、それから生徒からの要望であった加害者の特定はできていないのですよね。要望はここだったと思うのです。私は、この調査委員会をなぜ設置したか、もちろん教育委員会の反省点、いじめ対策委員会の調査結果、対策結果の検証ということは分かります。でも、もともと重大事態ではないのかということの疑問を呈した被害者側の要望には、今回、達成されなかったのですよね。これはきっちりと当該の方々に説明されたのですか。そして、誰が説明したので

すか。教育委員会ですか、区長部局ですか、お答えください。

○勝亦総務課長 区長部局におきますいじめ調査委員会の結論につきましては、調査結果がまとまりました段階で、事務局立会いの下、委員長より保護者の方に概要を説明した上で、最終的に報告書をまとめてございます。

○西本委員 ですから、納得されたのですかということです。どうですか。

○勝亦総務課長 こちらの内容につきましては、内容、それから公表につきましても、ご了解をいただいております。

ただ、今、委員がおっしゃったように、最終的に加害者が見つけれなかったこと、そういった解決ができなかったことについては残念だというコメントはいただいております。

○西本委員 そうなのです。私、親だったら、この結果は納得しませんよ。だって、そうでしょう。自分の子どもが学校に行けなくなってしまった、パニック障害になってしまった、どうしてくれるのだというのは当たり前ではないですか。なので、私は、今のご答弁、本当かなという、もっと深いところで納得していないところがあるのではないかというふうに思っております。

それで、今回、補正予算の中で、区長部局にいじめ調査委員会を常設するということになりましたけれども、これ、いじめ対策委員会は設置しているでしょう、教育委員会で。その役割分担はどういう役割分担をされるつもりですか。

○丸谷教育総合支援センター長 品川区いじめ対策委員会の役割でございますけれども、区の教育委員会のいじめ対策の施策の推進に当たるための会議体ということでございます。また、重大事態が発生したときに、調査、報告に当たる機関というふうになっております。

○勝亦総務課長 区長部局のいじめ調査委員会のほうでございますけれども、こちらはいじめ防止対策推進法で定めております教育委員会の調査に当たりまして、重大事態への対処、それから重大事態と同様の発生を今後防止するために必要があると認めるときは、期間を設けて調査を行う等の方法によりという、こういった法律の中の記載に基づいて実施しているもので、そういった役割分担になっております。

○西本委員 分かりません。今の状況では全然分かりません。なぜこの2つの機関があるのですか。法律は分かります。だから、いじめがあった。だから、学校現場では、いじめ対策委員会が開かれて調査するではないですか。それで、そこで問題があって、その報告を区長に話をして、区長が、これは重大事態だという認識があったときに調査委員会を設置するのは分かります。だけど、今回、常設するのは。なぜ常設するのですか。

○勝亦総務課長 いじめの調査委員会につきましては、もともとこの法律に基づいて必要なときに開催できるように条例を定めてございます。常設で委員会を設けるという趣旨での補正予算の要求ではございません。

○西本委員 そうですか。私はそうとっていませんでしたけれども。

それで、9月13日の区長記者会見で資料が出ておりました。その中で、調査委員会を設置する目的があります。ソーシャルワーカーの活用、相談を受けて、関係機関との連携や調整をする、それから、いじめ相談専門委員の活用であったり、いじめポータルサイトの開設、いじめ相談受付やいじめ防止啓発と書いてあるのです。それから、いじめ情報収集促進チラシの配布、積極的な情報収集と早期発見、これ、HEARTSとか教育委員会とかでやっていることではないのですか。これ、なぜ区長部局のいじめ調査委員会がやることなのでしょう。それをお答えください。

○勝亦総務課長　まず、今委員ご紹介いただきましたソーシャルワーカーですとか、専門相談員、こちらは常設で、こちらは区長部局に相談受付体制を設置するという形で常設いたします。

問題の調査委員会につきましては、問題が発生したときに調査をお願いするという形の役割分担になってございます。

HEARTSと実施は同じ内容ではないかというお話でございますけれども、まずははじめのご相談に当たりまして、学校以外の場所に相談ができる、そういった、まず相談を受け付ける相談の窓口、間口を広げる。それから、実際に学校現場に入って、学校の状況ですとか、いじめを受けている方、そういった現場に入って支援を行う、そういったものを第三者的に客観的に行っていくというための機関でございます。

○西本委員　私は、それはおかしいと思います。教育委員会の中でやらなければいけないことがあると思うのです。間口を広げる。いや、いいですよ、選択肢を広げるというのはいいかもしれない。でも、教育に関することは教育委員会の窓口ではないのですか。一本でやるべきでしょう。あちこちにあつたら、保護者自体が迷います。やっと教育センターができて、HEARTSという仕組みができて、やっと「HEARTS」という言葉が保護者の方に根づいてきたのです。なのに、また区長部局のほうに相談窓口をやりますよと、分らないです。分かりづらい。だったら、教育委員会の中で不足があるのだったら、そこにしっかりそれができるように付加する必要があるのではないですか。充実させるという形に、私は税金を使ってもらいたいと思うし、子どもたち、それから親たちも、そのほうが迷わずに相談ができるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○勝亦総務課長　教育委員会のほうでも、様々ないじめですとか、相談の窓口を設置してございます。対面ですとか、電話ですとか、タブレットの形、いろいろ設けてございます。その上で、やはり学校には訴えにくいなというようなお声もあるということで、より広く、そして地域の方、いじめを受けている方以外にも、いじめを見た方、そういった方からもいじめを積極的に情報するという意味で間口を広くとるという形での窓口の設置になりまして、より区民の方に、広くいじめの対策を行っているということが伝わると考えております。

○丸谷教育総合支援センター長　ご指摘いただきました教育委員会内部の支援につきましても充実させるように、次年度に向けて計画を進めているところでございます。

○西本委員　教育は教育委員会が主体であるべきだと思います。そこを中心に進めていくべきでしょう。それがなぜ区長部局が出てくるのですか。私はそれは分かりません。やはりそこは、教育委員会が付加をして、充実をさせて、いろいろなところからのご意見とか問題を収集する、その上で解決していかなければならないのです。それがあちこちあちこちで分散してしまったら、解決の糸口が見つからないですよ。なので、教育委員会でもっと自信を持って、いじめ対策に対してはしっかりやっていくということを意思表示をしてください。

○丸谷教育総合支援センター長　教育委員会で行えること、教育的なアプローチは、我々得意とするところでございますけれども、我々だけではなし得ない行政的なアプローチも必要だというふうに考えまして、連携を進めていきたいと思っております。

○塚本委員長　会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後 3 時 1 6 分休憩

○午後 3 時 3 4 分再開

○塚本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。若林ひろき委員。

○若林委員 371ページ、委員会運営費について、まず、平成27年に、文科省、国のほうで教育委員会の改革というところで、地行法の改正、施行もございまして、ポイントとしては、それまでの教育委員会での責任の所在がなかなか分かりにくいというところで、責任体制の明確化がうたわれましたし、また、いじめ等の問題に関わって、迅速な危機管理体制の構築をというところがまたもう1つのポイント。さらには、同じ関連になりますか、首長との連携の強化という、ほかにもありますけれども、主にこういった改革が、法の一部改正によって求められたところでございます。

そこで、今月11日には、初めて公募されました教育委員がご就任されまして、そういったことも含めて、少し確認をさせていただきたいと思えます。

まず、組織的な所在、また役割分担、分担というか、役割です、そこら辺の整理を少しお聞きしたいというふうに思えます。教育委員会の方は5人いらっしゃいます。教育委員会の中に教育委員会の事務局があると、こういう組織体制。また、教育委員会5人の中には、教育長と教育委員、先ほどの新任の方も含めた4人、合計5人というところでございます。

いつも教育委員会、教育委員会と、この委員会でも、特別委員会でも、普通にそういうふうに表現されるわけですが、教育委員会とは、いわゆる5人の教育委員会と、今日はずっとご答弁をされている事務局という、そこら辺のところの明確化というか、少し仕切りを聞きたいということで、教育長は教育行政の第一義的な責任者であることということが文科省から求められておりまして、また、教育委員におきましては、教育長及び教育委員会事務局のチェックを行うことというふうに文科省から求められているところでございます。

こういったことを踏まえて、先ほどからのいじめのことも関わるかもしれませんが、こういった組織体制について、1回整理をお聞きしたいと思えます。

当然、設置者としての、これは区長、設置者としての役割というか、責務というか、責任感というか、そういうところが当然あるのだろうなというところも思っておりますので、総合的に少し整理をお願いしたいと思います。

○宮尾庶務課長 まず、教育委員会の体制というところでございますが、委員お話のとおり、教育長を筆頭に、4人から成る教育委員から成り立っているところでございます。それを我々、教育委員会事務局として、日々教育委員会で決まったことなどを実際に実務として我々が行うというところでございます。

教育委員会は、それぞれ職務権限を持ってございますので、それに沿って、必要に応じて議題としてお諮りをさせていただいて、そこで決めていただいたことを、また私ども事務局のほうで事務を執行していく、このような基本的な体制で事務を執り行っているところでございます。

ですので、区長と教育長とは独立をしたというところは、これまでも出てきておりますが、一定程度、独立した教育委員会としての職務権限、こちらを教育長の下に事務を執行しているというところでございます。

○若林委員 そういう組織を1回つくりますと、文科省の法改正もありますけれども、責任の所在が、なかなか明確にしたり、また、不明確になったりというところは往々にして組織というのはそういうものだと思います。ぜひそこら辺、設置者としての責任もしっかりとまた皆さんで共有をしていただきな

がら、これからの諸課題に当たっていただきたいと思います。

地行法でも、第21条ですか、教育委員会の職務権限というところで、1から19まで大変たくさんな権限がございます。これを事務局がしっかりと支え、そして5人の教育委員会でこれを決定していくということですので、特に、この度、新たに就任された教育委員を含めて、教育長も含めるかどうかはあれですけども、教育委員の方々に、こういった権限、また、職務の重大さをしっかりと共有していただきたいという希望でございます。

そこで、少し角度は変わりますけれども、教育委員会で毎年予算を組んで、いわゆる視察に行かれています。近年の教育委員会の視察は、どこに、どのような目的で行かれたのか、また、その中で得られたものは何かをお聞きしたいと思います。

また、教育委員会の視察ですので、5名の教育委員が中心になると思いますけれども、ここに区長部局からの方が一緒に参加するという事は可能なかどうか、こういったところも教えていただきたいと思います。

それから、すみません、順番が。388ページの学校管理費については、区立学校における校庭の緊急安全点検の実施が5月24日付の発表で品川区教育委員会、品川区のホームページに発出されました。これについては、ご案内のとおり、杉並区立の小学校で、4月に、校庭にあった釘で児童がけがをしたという、なかなか今まで表に出なかった部分なのかなど。釘が落ちていて、そこで転倒してけがをするというのは、ある意味、毎年どこかであるような気がするのですが、これについて、品川区の教育委員会の点検の方法とか結果、また、今後こういったけが、事故が起こらないための今後の対応を確認させていただきます。

○宮尾庶務課長 私からは、教育委員会の視察に関するお尋ねにお答えをさせていただきます。

教育委員会の視察、コロナ禍前までは、原則、年度に1回行っておりました。ところが、コロナ禍でやはり感染拡大防止という観点から、令和2年度と令和3年度については中止をしたという経緯がございます。令和4年度は、令和5年1月、本年の1月に、コロナ前は大体1泊で行っていた行程を日帰りという形にいたしまして、これもコロナの感染拡大予防という観点から行ったという経緯がございます。

行き先につきましては、教育委員会の中でも、委員の皆様、それから、当然、教育長も含めて、例えば先進的な取組を行っている自治体、こういったところを中心に、皆様から意見をいただいて、事務局のほうで調整をして行っているところでございます。

また、区長部局の職員ということでございますけれども、これまでの実績としてはございませんが、相談なり、お声があれば、こういったことができるかというところは検討の余地はあるかなというふうに思っております。

○森学校施設担当課長 私からは、校庭の釘等についてご報告いたします。

釘等が発見された学校は5校、釘やペグ等の本数は、全てで15本。それ以外に、コンクリートの塊等が2か所から出てまいりました。全て撤去済みでございます。

また、最近なのですけれども、山中小学校の第2校庭のほうで、ガラスの破片であったり、ペグのたぐいかなり出てきたということがございます。基本的に第2校庭はあまり使っておりませんので、今は使用停止にしておりますけれども、それにつきましても、今週中に土をさらってきれいにするという作業を行う予定で、事故等がないように、発見次第、即対応するようしております。

○若林委員 校庭の釘等においては、今初めて公表されたということで、しっかりと文教委員会等、タイミングもあったかもしれないけれども、ご報告をしっかりとよろしくお願いしたいと思います。

また、視察については、他の自治体のものも見てみまして、私も自身が会派とか個人で視察に行った場合は、これは決まりとして、いわゆる視察の報告書を必ず書くのです。大変な作業なのですが、ぜひ教育委員会におかれましても、報告書を作成して、区民、議会と、ぜひ成果を共有させていただきたい。また、区長部局との連携という意味では、そういった観点でも進めていただきたいと思います。

○塚本委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 よろしくお願ひします。379ページ、生徒指導対策費、381ページ、市民科、これは性教育について、383ページ、特別支援教育費、そして4番目、これは項目が分からないですが、ヒヤリ・ハット地図について。

まず、379ページの生徒指導対策費ですが、令和6年度の公立高校の入試、一般も推薦もなのですけども、男女別定員が撤廃されるというニュースがありました。その影響と、区立中学校の進路指導での対応はどのような状況になっているのでしょうか。どのような影響があるかと、学校の進路指導の対応をお尋ねします。

それから、381ページの市民科になるのでしょうか、性教育ですが、先ほど課長から実施したという1校の例がありましたけれども、東京都のほうで性教育に関する講師の補助があると伺っています。その補助について、品川区の学校で、そういった補助金を使ってというか、申請してというのでしょうか、そういうことがあったのでしょうか。また、額などが分かればお願いします。

それから、特別支援教育については、宮前小学校に、令和6年に、自閉症・情緒障害特別支援学級が開設されます。学区外から通学するお子さんたちの登下校について、どのようにお考えかということですが。目黒区などは、保護者等の相談で1人で登校してもいい。世田谷区などは、基本的には保護者が付き添う、ただ、難しい場合は、登下校をサポートするボランティアなどの仕組みを紹介しているということですが。品川区では、どのように登校についてお考えでしょうか。

そして、少し重なるかもしれませんが、学級増の見通しについてお示してください。

それから、特別支援教室のほうですが、指導する校内の教室や場所が非常に問題になっています。現行の学校の中で、どのように確保され、適切に指導が行われているか、そして改築計画で新たな学校の中で、普通教室は当然ですが、この特別支援教室、非常に重要性が増しています。そのスペースというか確保、そして仮校舎をつくる場合の確保については、どのように検討されているのでしょうか。

それから次に、通常学級の発達障害教育支援についてです。これはモデルで5校で、今年15校、まず来年度、どのような計画でしょうか。この支援員たちの成果は大変あって、担任の先生方の負担の軽減につながっています。ただ、その一方で、都のガイドラインで、教室の利用は原則1年になりました。そうすると、退出して通常学級に戻ってくる。そうすると、通常学級における個別の支援の需要が非常に高まっていきます。そうすると、今お話しした支援員の増加が必要になっていきます。その一方で、これは財政のほうになるのでしょうか。学習支援員、先ほどから話題になっていますが、この支援員がいるから、特別学習支援員とか介助員をもう増やさないとかというようにならないで、現行の状況、あるいは、それ以上にしっかりと体制を整えていただけるのでしょうか。

取りあえず、そこまでお願いします。

○丸谷教育総合支援センター長 令和6年度の都立高校の入試の男女枠の撤廃についての対応でございますけれども、先日、東京都の説明会がございまして、進路指導主任会でも区教委から説明を行ったところです。学校もこの説明会を聞いておりまして、現在、各校の進路説明会で、保護者への説明も丁寧に行っているところでございます。

影響でございますけれども、これまで男女枠があった関係で、なかなか女子の生徒が入りにくいというようなものもありましたけれども、そういったものが一切なくなるということで、公平性は保たれるものだと考えております。

また、性教育の補助金についてですけれども、こちらでは補助金を活用したというようなことはございませんで、こういったものも、今後、必要に応じて活用してまいりたいと考えます。

○唐澤特別支援教育担当課長 特別支援教育に関連する質問を幾つか受けております。

まず、宮前小学校自閉症・情緒障害特別支援学級の登下校についてですが、原則、保護者の送迎という形でしております。ただ、保護者の方も様々ご事情がありますので、区の支援、そうした連携なども考えながらということで考えております。

続いて、学級数の見込みですけれども、現在、就学相談、転学相談の最中でございますので、こちらについては、今後、判明してくるという形になっております。

続いて、特別支援教育の教室についてですが、週1回程度、在籍学級から抜けて指導を受けるわけですが、その教室の確保については、普通の教室ではないところの確保を各学校努めているところでございます。

また、改築のところですが、計画のところでは特別支援教室の確保は入っている、そういった形で理解しております。

最後、発達障害教育支援員についてですけれども、委員ご指摘のとおり、令和四、五年とモデル校の実施をしております。今後、その成果を踏まえながら、次年度については検討していければと思っております。

最後に、特別支援教室の1年原則というところがございますけれども、原則1年というところで、また在籍学級での様子を見るという形はありますけれども、必要があれば延長、また、2年目以降のところも校内委員会で踏まえ、特別支援教室の利用が必要ということであれば申請を受けておりますので、そのような形で考えながら、また発達障害教育支援についても検討していければと思っております。

○高橋（し）委員 男女枠の撤廃は、今、女子のことを言ったのですが、試算では男子が600人、都立高校に入れないのではないかとという予想もあります。ということは、男子が私立高校に行くときに、また様々な競争が激しくなる可能性がある。そういった点についても、中学校のほうで、いわゆる中学の進学指導のときに1つ1つ提示していただけるのでしょうか。

それから、先ほどの性教育、東京都の補助金なのですが、小中の校長先生たちのあるアンケートには、「医師等の外部講師の講演は効果的である」90%、「都教委から派遣してほしい」、これは品川区だったら区教委になるのですが、そういった管理職の先生方の希望もあるのですが、東京都から山ほど区立小中学校に文書が来るので、その中にこの補助金のあれが混ざっている可能性、混ざっているというか、見つけにくい状況があるのです。これは品川区教育委員会が、これだけ性教育のことが重要になっていますので、これについてということを改めてしっかりと周知していただきたいと思っております。それがあつたら使いたいというか、やりたいと言われる管理職の先生方がいらっしゃると思うのです。

それから、特別支援教室のほうですが、承知しました。ただ、令和7年に46校に発達障害教育支援員を設置するという目標を品川区は掲げています。そうすると、来年度は、今年15ですから、相当数増やす予定ではないかと思っております。これは東京都の関係があるから、なかなか難しいのかもしれませんが、品川区としては、令和6年度に向けて、どのような構想を考えていらっしゃるのでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長 進路指導についてですけれども、これまでは女子が不利ということで、今後は男子が不利になるのではないかということだというふうに捉えております。そうしたことも踏まえまして、進路指導、都立校にするのか、私立校にするのか、そういったことを丁寧に説明と指導をしていくということでございます。

また、性教育の周知についてですけれども、こちらのほうも教育委員会でしっかり把握をいたしまして、学校のニーズにも応えていけるように努めてまいります。

○唐澤特別支援教育担当課長 発達障害教育支援員について、令和6年度以降という形かと思っておりますけれども、まず、令和4年度5校は会計年度任用職員、令和5年度10校は派遣というような形で実施しております。そうした形態の成果なども踏まえながら、次年度以降、拡充に向けて検討していきたいと考えております。

○高橋（し）委員 特別支援の発達障害教育支援員のところで、1つだけ、先ほど、学習支援員や介助員の予算立ては減らさないでいただきたいというふうにお話ししたのですが、その点についてはいかがでしょうか。

それから、1つだけ、「メールけいしちょう」で不審者の情報はありますが、あれをヒヤリ・ハット地図のように、学区域の中でこういうことが起きているよということを、保護者や児童に知らせることが効果的であると思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○唐澤特別支援教育担当課長 発達障害教育支援員、学習支援員、介助員を含めまして、その在り方、対象となる児童・生徒もおりますので、そうしたものも整理しながら次年度に向けて検討していきたいと思っております。

○丸谷教育総合支援センター長 学区域内で不審者情報があった際には、各校それぞれ、学校からそれぞれの学校、全校に周知するように現在行っているところでございます。

○塚本委員長 次に、澤田委員。

○澤田委員 よろしくお願いたします。399ページ、第四日野小学校校舎等改築工事、385ページ、特別支援学級等運営費、379ページ、いじめ防止対策費、375ページ、学校給食費、学用品給与費について、順不同でお伺いたします。

まずは、399ページ、第四日野小学校校舎等改築工事についてお伺いたします。

第四日野小学校の校舎改築工事が現在も行われておりますが、令和5年3月に卒業予定の6年生に向け、保護者の希望から、区と品川建設防災協議会の協力により、工事中の校舎見学会が開催され、大変好評だったとお聞きしています。校庭の利用制限や騒音への我慢だけでなく、コロナ禍により、移動教室などの様々な学校行事を自粛せざるを得なかった子どもたちにとって、工事中の校舎を見学できることは心に残る貴重な体験、また、学びとなるすばらしい取組だと思います。

10月26日には、同じく改築工事中である浜川中学校でも、第四日野小学校と同様に見学会が予定されており、品川建設防災協議会の皆さんも、子どもたちのために工夫を凝らし、準備しているとのお話もお伺いしました。

新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられてから半年近くが経過し、日常生活や学校行事もコロナ禍以前と大分同じようになってきたと実感しております。コロナ禍に生徒を思う気持ちから始まった校舎見学会ですが、今後も校舎改築の際は、ぜひまたこの取組を区として後押ししていただきたいと要望いたします。区として、この取組について、どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○森学校施設担当課長 委員ご紹介のとおり、第四日野小学校で工事見学会を実施いたしました。今

月の中頃には浜川中学校でも同様に工事見学会を実施いたします。

今後も児童・生徒の安全に配慮しながら、できる限り続けていきたいというふうに考えております。

また、児童・生徒が参加できるような、例えば、芽継ぎや継木等、そういうことであつたりとか、スクールカラーを決めていただいたり、何かできるような、参加していただけるようなことを様々検討していきながら、区とともに、児童・生徒とともに、地域とともにある学校づくりのようなものを考えていきたいというふうに思っております。

○澤田委員 接木など、また、いろいろなことを子どもたちができたら、きっと本当にもっといい経験というか、本当に大切な経験になると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、375ページ、学校給食費、学用品給与費についてお伺いいたします。

まず、給食費の無償化についてお聞きします。

私たち会派、そして他の会派からも要望がありました都立特別支援学校への給食費分補助を早急に実現いただき、大変ありがたく思います。ただ、特別支援学校に関しては、公立、私立に関わらず、地域の学校には障害があることで通うことが難しい方が通っています。区内には私立の明晴学園もあります。まず、国立、私立の特別支援学校に通われている児童・生徒は、把握している範囲で何名いらっしゃるのでしょうか。そして、国立、私立の特別支援学校のお子さんへも給食費補助を拡充していただきたいのですが、ご見解をお伺いします。

○柏木学務課長 まず、国立、私立の特別支援学校に在籍する児童・生徒数でございますが、約25名と把握してございます。

2つ目、給食費補助の国立、私立への拡大でございますが、品川区立学校の給食費無償化と、都立特別支援学校の給食費補助の事業を開始してから、区民というか、保護者の方から、国立、私立の特別支援学校の給食費補助についてはお問合せをいただいております。

教育委員会といたしましては、いただいた内容を踏まえて、国立、私立の特別支援学校の給食費補助について検討をしております。

○澤田委員 ぜひ障害のあるお子さんをお持ちの保護者の支援もよろしく願いいたします。ご検討のほどお願いいたします。

また、先ほど、この委員からも質問がありましたが、品川区では、就学支援の一環として、学用品給与を行っていますけれども、その助成対象に含まれない世帯の方たちからも、学用品の助成を望む声もお聞きしております。そして、障害があるお子さんに関しては、3段階の所得制限付きで補助をしています。子どもに障害があってもなくても、全ての子どもたちが等しく教育を受けられるように、その助成対象の枠を広げることを要望いたしますが、区としてのご見解をお伺いいたします。

○柏木学務課長 先ほどの答弁と繰り返しになる部分はございますが、保護者の負担の軽減については必要であると考えてございますので、今後、保護者負担軽減を図る策について検討をしております。

○澤田委員 ぜひよろしく願いいたします。また、先ほどお伝えしましたが、障害のあるお子さんに関しても、ぜひご検討のほどよろしく願いいたします。

続きまして、第2回定例会の一般質問でも、いじめ予防について質問をさせていただきました。今回は、379ページ、いじめ防止対策費についてお伺いいたします。

品川区では、スクールバディ・プログラムや缶バッジを活用したいじめ防止キャンペーンを行うなど、いじめ防止対策として様々な取組を行っています。また、新たに区長部局内にいじめ対策機関が発足し、教育委員会としっかり連携することで、いじめ予防により一層取り組んでいかれることと思います。

そこでお伺いしたいのは、今年度、いじめ防止プログラムの一環として新たに行われた取組などがありましたら、お聞かせください。

○丸谷教育総合支援センター長 今年度に入りまして、まず、教育委員会内部の認識を改めるというを行いました。また、学校へのしっかりとした法に基づきたいじめの認知ができるようにということで、研修会を行っております。

現在は、研修会を中心ですけれども、今後は、児童・生徒が学校の中でいじめ予防ができるような取組を検討しているところでございます。

○澤田委員 今は研修会が中心ということですが、子どもたちを守る立場の先生方が、まずはいじめを深く理解し、いじめが生まれにくいような環境をつくってくださること、生まれやすい環境を知ること、いじめを抑えることができるのだと思います。

また、子どもたちみんなが安心して笑顔で学校生活を送れるように、品川区で子育てをする保護者の方々が不安を抱くことなく子どもたちを送り出せるように、引き続き、いじめを防ぐための子どもたちに向けた予防プログラムの検討を心より要望いたします。

○丸谷教育総合支援センター長 教員研修についてですけれども、全教員がいじめについて知ることが大切だというふうに考えまして、9月6日には、品川教育の日として、「いじめに関する事実と具体的な対応」ということで、子どもの発達科学研究所の和久田主席研究員をお招きして研修会を行いました。これは品川区立学校の全教員、全管理職を対象としておりまして、いじめについての認識を深めたものでございます。

○澤田委員 ぜひ押し進めていただければと思います。

続きまして、385ページ、特別支援学級等運営費についてです。

品川区では、独自に教育心理相談員である循環相談員を配置したり、特別支援学級の計画的な設置や、全校に特別支援教室を設置するなど、特別支援教育体制の充実を図っておられます。それは今後、子どもを望む方にとっても、また、何らかの障害を持つお子様を育てている保護者にとっても心強いのではないかと思います。

そこでお伺いしたいのは、発達に特性を持つ児童たちの通常学級での支援についてです。これらの質問については、多くの委員の方が質問されていましたが、私からも質問させていただきます。

小学校では、現在、1クラスに35人が在籍しています。その中には特別支援教室に通っている、または退室した児童、今後通う可能性のある児童たちも数人在籍していることが多いとお聞きしています。介助員や学習支援員、発達障害教育支援員を配置することは、それらの児童をサポートするだけでなく、多くの児童を指導する担任の先生をサポートすることとなり、学級の安定した運営へとつながり、みんなが安心して過ごすことができるようになるのではないかと考えています。

学校によって違うとは思いますが、現在の各支援員の配置状況と今後の予定、人材確保の方法についてお聞かせください。

○唐澤特別支援教育担当課長 学習支援員につきましては、小学校（前期）課程には各10時間、中学校（後期）課程は4から7時間程度ということと、あと、介助員につきましては、申請に基づき1から5日配置しております。

発達障害教育支援員につきましては、令和4年度は会計年度任用職員として、御殿山小、鮫浜小、浜川小、鈴ヶ森小、台場小学校、今年度、令和5年度からは、派遣というような形で、城南小、浅間台小、第一日野小、山中小、延山小、中延小、宮前小、源氏前小、戸越小、旗台小学校、こちらの10校に配

置しているところでございます。

人材の確保につきましては、委託である学習支援員、介助員につきましては、特定非営利法人ピアサポートに委託し、人材の確保に努めているところでございます。

○澤田委員 令和4年度のモデル校5校に加え、令和5年度はさらに拡充していらっしゃいますけれども、各学校に発達障害教育支援員は何名配置されているのでしょうか。

○唐澤特別支援教育担当課長 発達障害教育支援員の配置の状況につきましては、毎日1人7時間程度配置されています。その内訳につきましては、2名程度でその5日を分けて、各日、1日いるというような形で実施しております。

○澤田委員 人材の確保や予算の確保など、大変難しい部分もあるとは思いますが、しかしながら、未来を担う子どもたちのためにも、まずはモデル校だけでなく、発達障害教育支援員の全校への配置を強く要望するとともに、可能であれば、今2名を交代で毎日1人が必ず入るようにということですが、1人では足りないのではないかなということがありまして、ぜひ毎日2名以上配置されることを望んでおりますけれども、区としてのご見解をお聞かせください。

○唐澤特別支援教育担当課長 現在、15校、モデル実施しておるところでございますが、まずは今、小学校（前期）課程に15校配置しておりますが、全ての小学校（前期）課程の配置を目指して、成果を振り返りながら拡充について努めていければと思っております。

○澤田委員 2名以上というのは少し難しいのかもしれませんが、まずは全校への配置を進めていただいて、本当に難しいことはたくさんあると思うのですが、よろしく願いいたします。

また、発達障害支援員は、今年度から派遣事業とのことですので、拡充のためには、予算の増額も必要になってくるかと思うのですが、本当に今、子どもたち、小さい子どもたちがどう育っていくかでの品川区も変わっていくと思いますので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

また、介助員や学習支援員の人材確保につきましては、区のホームページで募集しておりますけれども、それ以外にも様々行われている区のイベントなどでチラシを配布したり、SNSを活用するなどして、子育てを終え、時間にゆとりのある世代の方たちや、大学との連携により教員免許を取得しようとしている大学生に向けて、積極的にアピールしたりして募集することにより、人材の拡充を進めていただきたいと考えますが、区としてのお考えをお聞かせください。

○唐澤特別支援教育担当課長 発達障害教育支援員の拡充を含めまして、介助員、学習支援員、または医療的ケアが必要な看護師の配置なども実施しておりますので、そうした配置については今後も努めていきたいと考えております。

また、介助員、学習支援員の人員確保につきましては、ホームページはもとより、区の広報であったりだとか、区内6大学への連絡など、定期的に人員の募集を行っておりますので、こちらも引き続き努めていければと思います。

○澤田委員 もう大学と連携していたということで、大変申し訳ありませんが、ぜひぜひもっと学生や多くの方が集まっていただけるように、アピールというか、周知をよろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○塚本委員長 次に、松本委員。

○松本委員 よろしく申し上げます。本日は、379ページ、いじめ防止対策費、375ページ、少し時間が間に合わないかもしれませんが、プール指導員経費について伺います。

まず、質問に入る前に、先ほど、いじめの対策が、教育委員会なのか、区長部局なのかというふうな

話があって、教育委員会からも、教育的アプローチという話があったので、寝屋川市のやっていることはよくご存じなのだと思います。今、このいじめの問題をどう対策するかというところで、この話はいろいろなところでされているかと思いますが、当区においては、やはり約10年ほど前に、自らの命を絶たれるというふうないじめの事件があったということ踏まえて考えないといけないと思っています。その上で、その後、HEARTSができて、いろいろな対策がとられましたというふうな報告を区議会としても受けてきた。その中で今回の事件が起きてきている。しかも、区長部局が諮問した調査報告書には、教育委員会だけではなくて、いじめ対策委員会に対しても相当強烈なメッセージが伝わっていたというふうに思います。考え方によっては、これまでの教育委員会では、やはり駄目ですよというふうなことが言われているところだと思っています。

その上で、もちろん教育委員会としても対策は考えていかないといけないと思いますけれども、やはりこれはもう寝屋川市がやっているように、教育的なアプローチと行政的なアプローチ、これは当たり前のことだと思いますが、今回は、文言で言ったら「殺すぞ」というふうな文言がはっきりと書かれているものが出てきているわけですね。「殺すぞ」は、これ、普通に考えたら刑法上は脅迫罪に該当し得るものだと思います。これを学校に、あるいは教育委員会に任せて対応していくというときには、加害者のことも考えないといけない。学校教育委員会に任せていいのかということは、これは当然難しいというふうに普通に考えたら思うと思うのです。なので、区長部局がどうするかということが大事になってくる。その中で、区長部局、今回は相談の窓口をつくりますというふうなところで、それももちろん大事なのですが、その後、見つけた後に、教育委員会と連携するというふうになっている。今日も「連携」という言葉は幾つか出てきているのですけれども、連携というのはすごく気をつけないといけないと思うのが、責任の所在が不明確になるということを思います。連携と言って、では、どちらが判断するのですかということが極めて曖昧になる。なので、ここは今日はあくまで事実確認で、総括のほうでまたやらせていただきたいと思いますけれども、その部分、誰が権限を持って判断していくのかというところは考えていかないといけないと思っています。この話はまた総括でやらせていただいて、今日は事実確認のところをさせていただきたいと思います。

今の8月に公表された品川区いじめ問題調査委員会の答申についてですけれども、これ、答申の16ページに、「教育委員会事務局は、いじめ重大事態として区長に報告するための書面を作成したものの、その後決裁手続を行うことを失念したため、結果として、いじめ重大事態の発生が区長に報告されることはなかった」との記載があります。これは、いじめ防止対策推進法30条1項に「地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない」の規定があるからなのですけれども、答申を読んでも、「報告されることはなかった」との記載しかなくて、最終的に、いつ区長部局に、区長に報告されたのかが分からないのですが、ここはいつなのか、教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長 今のお話ですけれども、発生時の報告が起案が漏れていて報告できていなかった。そのまま調査に入っていったということでございまして、調査結果がまとまってから、令和5年4月25日付で書面にて教育長から区長へ報告をしたということでございます。

○松本委員 分かりました。これもやはり時期としてかなりずれているというのは、遅れてしまったということで重大な事態なのだろうなというふうに思います。

続いて、今回は3月の答申と8月の答申、2つあるわけですが、この3月付の教育委員会が諮問されたほうの答申でも、これは再発防止策として、研修の必要性が挙げられている。この3月の答申

から半年ぐらいたっているわけですが、どのような研修が行われたのか、いつの時点で行われたのか、そして教育委員会を対象とした研修も行われているのか伺います。

○丸谷教育総合支援センター長 3月の答申を受けまして、まずは管理職向けの研修を行っております。また、生活指導主任会での研修ということで、いずれも6月に行っているものでございます。

また、9月には、全教職員、管理職を含めた教員を対象に、1,000人を超える教員向けに研修を行っているものでございます。

教育委員会内部に向けての研修ということですが、我々が自ら法律を確認するといったことで、それぞれ委員会の事務局の中で確認をしたものでございます。

○松本委員 教育委員会に対する研修というのは、ここは私は大事だと思っていて、法律を確認しても、何が重大事態なのかということは書いていないというか、抽象規範になっているのです。なので、法律を確認するだけでは何が重大事態なのか分からないというふうなことではないかと思えます。

そこを当区においてすごく大事ではないかと思えますが、今回の8月の答申のほうですが、まず、確認をしておかないといけないのですが、答申のほうで、この重大事態の発生のタイミングは、遅くとも令和2年6月5日、それまで健康であった被害生徒が、教室で意識を失い倒れ、緊急搬送されたというふうな、この時点だというふうに述べられているのですけれども、これ、教育委員会、現在の認識として、この令和2年6月5日が重大事態の発生時期というふうに認定しているか伺います。

○丸谷教育総合支援センター長 重大事態の発生のタイミングでございますけれども、3月の答申には適応障害と診断され、保護者から命の危険があると伝えられた時点、もしくは、頻繁に過呼吸等で倒れるようになった時点というような記載がございまして、いつの時点で重大事態と判断するかというのは難しいところではございますけれども、法に基づいて、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態とございますので、その場合場合によっては変わってくるものと思えます。

今回の事案については、適応障害と診断された時点、もしくは頻繁に倒れた時点というようなことで認識はしているところでございます。

○松本委員 8月のほうの答申と一致しているのかよく分からないところですが、今の答弁は、6月の答弁と矛盾しているのです。6月に中塚委員から一般質問で行われた重大事態発生時期についての質問に対して、教育委員会は何と答えているかと言ったら、「いじめ対策委員会の答申で指摘されたとおり、適応障害という診断があった時点でいじめの重大事態とすべきでした」というふうに、これは議事録が残っている。ですが、対策委員会のほうでも、やはりそれよりも早い段階の可能性もあったというふうに言われているのに、議会の答弁で適応障害時点というふうな話をされているというところでは。

これ、なぜ重大かと申し上げると、適応障害の診断の時点は、恐らく7月の後半だと思うのですけれども、最初にこの被害者が倒れたのは6月5日の時点です。その後、7月20日何日か、30日ですか、7月の終わりの時点まで全部で合計で3回、救急車で運ばれているのです。この2か月弱の認定がきちんとできるかどうかというのは極めて大事だと思っております。

その中で、先ほど、6月にも研修を行って、さらに教育委員会の中で法の確認もしたというふうなお話がありました。でも、やはり法の確認をしても、重大事態かどうかということは認定できないと思っています。そうすると大事になってくるのは、どのように今後、いや、今も、現時点でもですが、重大事態かどうかということ判断するのかというふうな基準がしっかりと教育委員会および学校の中

にあるかどうかというふうな話になると思います。暴行を受けた場合は、けがで分かりますが、今回のような精神的な被害が生じている場合に、現在、品川区はどのような基準をもって重大事態の判断をしているのか伺います。

○丸谷教育総合支援センター長 　いつの時点で重大事態と認定するかというところでございますけれども、8月の答申には、そうした認定のフローがないということが、まず課題として挙げられております。基本方針の中にフローチャートを入れるというようなことも含めまして、今後、適切に認定ができるような対応、対策をとってまいりたいというふうに考えております。

○松本委員 　フローは認定の基準にはならないと思います。今の時点でも、いじめが発生する可能性があって、基準を明確に答えられないというのは、対応ができないというふうに考えられる可能性もありますので、そこはまた総括で伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○塚本委員長 　次に、須貝委員。

○須貝委員 　376ページ、教育指導費についてお伺いしたいと思います。

今現在、先生のなり手が少ない。先生の離職率が高まっている。教員不足に関する報道を我々目にします。2021年、国の調査では、公立小・中・高で、年度初めに不足している先生数は、全国で約2,500人、学校数では約1,900校、これ、ずっと前から出ているのです。別の調査では、2023年度初めの時点で、教員の不足の状況が1年前より悪化したと答えた地域が4割を超えて、調査結果から分かるように、学校では深刻な教員不足が続いているというふうに言えます。教員不足によって1人1人の負担が増えることで、子どものコミュニケーションや授業準備といった本来時間を割くべき業務に使える時間が減ります。また、子どもと触れ合う時間が少ないと、信頼関係を築いたり、子どもの些細な変化に気づきにくくなったりする懸念もあります。

さらに、業務時間が増えて、教員自身の心身の状態が悪化したり、そうした業務環境がブラックだと報道されたりして、教員不足や教員志願者の不足にますます拍車がかかっているという状況です。

教員の業務環境の悪化により、教員の志望者も減少しているようです。授業の準備をする時間が足りない、仕事に追われ生活のゆとりがないという先生は、公立小・中では約8割、保護者への対応が精神的に負担であるという方は約5割、子どもが何を考えているか分からないという方は約3割もいます。最近、ご存じのとおり、中学校の部活顧問の時間さえも長いという問題で、報道関係では「ブラック」という表現が何度もされています。

ここでお聞きします。品川区の公立小・中学校、状況はどうなのでしょう。かなり前からこういう事案は出ていますよね。その品川区の状況を教えてください。

○中谷指導課長 　教員不足についてのご質問をいただいております。先ほども欠員の状況につきましては、病気退職であったり、退職、産・育休代替等の欠員という状況が、合計で19名となっております。昨年度の総計と比較すると、半年がたったところで、やや微増というように捉えています。

例えば、精神面でお休みをとられてしまったり、個々のケースを見ると、そこにはいろいろな原因があると思っています。

例えば、単なる業務によるものなのかという、一概にそうも言えなくて、例えば1人の教員の中には、仕事とご家庭との両立に悩んでいる世代によるストレスであったりとか、もしくは、介護という問題で、ご家族のほうにもっともっと時間を割かなければいけないなど、かなり個々のケースによって違うというような状況もございます。

人数としましては、今、10月1日の時点で、病気退職者数は合計で21名、そのうちの精神面によ

るものは17名というような状況になっております。

教育委員会といたしましては、やはり教員が欠員になってしまうところは直ちに手当てをしなければいけないというふうに捉えておりますので、先ほどもございましたけれども、やはり学校と密な連携をとりながら、しっかり情報交換をしながら、何が今緊急で、最優先事項なのかといったところを話し合いながら進めてまいりたいと思っております。

○須貝委員 そのような折に、教員が不足すると、いろいろな問題が学校に起きる。今回、品川区いじめ問題調査結果が出ました。これ、非常に私としてはショックです。なぜかという、今まで教育委員会の皆さんとは、教育長、次長と、それから指導課長、さんざん、他の委員もそうですが、やり合ってきました。いじめ撲滅、そういうことをやったり、それから、いじめ根絶宣言、これ、各学校に掲げているのではないですか。これを掲げたのが平成25年。それから、いじめ防止対策推進条例も平成28年にできています。相当前です。それで、いろいろな方が、不登校はどうなっているのだ、いじめはどうなっているのだと何度も聞いているわけではないですか。それでこのような結果を出されて、学校および教育委員会の現状認識の確認、いじめを必ず解決しようとする姿勢が欠如している、教育委員会による支援体制が不十分、それから、品川区において、いじめは適切に認知されていない可能性、このようなことを我々に報告されても困ります。何度も多くの皆さんが教育委員会に問いかけていましたよね。その度に、前教育長も、いや、私たちしっかりやっています。いじめ問題、不登校に対してもしっかりやっています。そこにこのようなことを出されたら、では、我々は何のためにいるのですか。何のために予算特別委員会、決算特別委員会で皆さんとお話ししているのですか。何か事情はあるように思っています。このような結果を出したら、私たちは追及せざるを得ないのです。でも、私はしっかり今までやってきていると思います。教育委員会、学校も。でも、こういう書き方、報告が出されてしまったら、我々は何のためにいるのだ、では、議員など要らないですよ。議員など、だって、何も監査できないのだから。このような結果を出されたことが非常に私はショックです。それについてご見解をお聞かせください。

○丸谷教育総合支援センター長 今回の品川いじめ問題調査委員会の報告についてですけれども、我々がいじめの解決に向けた姿勢が足りないというような大変厳しい指摘をいただいております。我々、何もやっていなかったわけではなくて、学校からの報告により、指導主事が現場に向かって対応するなど行ってきたわけではございますけれども、結果的に解決には至らなかった。また、十分な加害者を見つけるといふようなところまで至らなかったというところ、重大事態としての認定が遅れたというようなことで、不十分さがそこにあらわれていたというふうに認識しております。

また、いじめの認知の力が不足しているのではないかとということもうたわれておまして、何か問題が、子どもたち同士でトラブルが発生したときには、必ず教員が対応しているわけですが、それを改めていじめの法律に基づいて認知をしたかどうかと言われると、その認知の力は不足していたのではないかとこのようにところで、我々も認識を改めまして、各学校には現在指導しているところがございます。

○須貝委員 こういう結果報告がやはり出てくれば、多くの父兄の方、これから品川区の小・中学校に入学させようという気持ちも、皆さんなくなってしまうと思うのです。だって、一生懸命やっている、私らは分かる。だけど、何か事情があって、今回、何かを公表できないということがきつとあるのだと、私は総務委員会でもそう申し上げました。だって、これだけ一生懸命やっていて、ここまで列挙されたら、品川区は、このような学校に入れられないですよなってしまいますよ、これだけを読んだら。

でも、学校公開から何から様々ないい取組をしているにもかかわらず、やはりこういう報告書は、私は非常に残念。やはりこれならこれできちんと、反論なりご意見をしっかり区民に明示していただきたいと思います。このままだったら、品川区の公教育、もう駄目だ。そうでなくても、今、公立中学校に入学する生徒は、小学校から中学校へ行くのに65%しか、35%の方が外へ行っているのです、私立。国立もそうですけれども、このようなことでは、ますます人気はなくなってしまふ。やはりそれを今、いろいろな対応をして、何とか回復させるために、教育委員会、指導課を含めて、教育長、それから次長もそうですけれども、取り組んでいるわけですね。私は、ここはやはりそれなりの弁明なり、区民に申し上げることがはっきり申し上げていただきたいと思います。これは先ほどお話ししましたけれども、やはり教員が不足しているということも一因にあるのではないかなということを感じて言わせていただきました。

さらに、ここでまた問題がありまして、全国の公立学校では、ここ10年ほど、毎年約5,000人の教員が、精神疾患、うつ病などで休職しているのです。これ、とんでもない職業になっているのです、今。恐らく品川区の教育委員会でも、これは対応を考えていると思います。現に品川区の公立学校でも、そういう方がいらっしゃいます。それは事実です。それで、先ほど、先生が足りないと、そんなに足りなくありませんとおっしゃっていましたが、現に教室に出ていない先生のカウントまで入れたら、もっと多いのではないですか。それから、担任を持てる資格がある人が、担任すら授業を持てない、そういう先生も来ているのですよね。

そういうことを考えると、やはり品川区は私は心配だな、これは品川区だけではなくて全国もそうですが、その辺について、どのように品川区ではお考えでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長 まず、いじめについてですけれども、我々、今回のご指摘を大変重く受け止めておりまして、やはり何より信頼の回復が大切だと考えております。

各学校が法に基づいたいじめの認知、それから、早期対応ということで進められるように、いじめの予防教育も含めまして、今、検討と申しますか、準備を進めているところでございます。今後も引き続き、区民の皆様の信頼回復ができるように努めてまいります。

○中谷指導課長 教員のメンタルヘルスに関することですけれども、文部科学省のガイドラインで定められていることとしては、1か月当たりの時間外在校時間数、45時間を超えていくと疾患と業務の関連性が強まるというふうにされておりますので、こういったところで教育委員会としましては、毎月の各校の職員の状況をしっかり、管理職をはじめご本人もしっかり理解、確認をして、その上で、次のようにご自身が働いていくかというところにつなげていけるような形で、ご案内と支援をしていきたいというふうに思っております。

また、長く働き過ぎてしまう方には、例えば、産業医の方に診ていただくとか、そういった具体的な策もしっかりやっていきたいと思っております。

○須貝委員 そこでさらに私が問題視しているのは、品川区内の公立小・中学校の教員なのですが、これ、東京都教育委員会で採用し、品川区に配分されていくのですよね。それで人事権、給与負担は東京都となっており、品川区の教員でありながら、地域に根差す意識をやはり持ちにくくなっているということは、今、問題視されています。現に、今日までずっとここ10年間、いじめ、不登校、公立学校離れ、増加している中で、様々な対応をされてきた。だけど、現実に止まらない。こういうことを考えると、実際、東京都で採用して区に配分される。その中には、やはり精神疾患の方も入ってきてしまうのですよね。預けられてしまふ。きちんと授業を持てる、担える人も入ってきますが、そうでない方も

一緒に品川区に配分されてしまうのです。これはおかしくないですか。このようなことをやっていたいのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

○中谷指導課長 まず、地域に根差す教員、品川にずっといてくださって、活躍してくださる教員は、今現在、固有の教員の採用選考をずっと続けてやっております、こちらはご参考としてなのですが、採用の選考倍率は約5倍というところで、今も全国から品川区の教育に携わりたいということで来てくださる方が一定数いらっしゃるということをお伝えしたいと思います。

こういった方々には、品川区の先進的な教育を強力に推進していく役を担っていただく。そして、東京都の教職員、こちらが多いわけですが、この方々には、やはり他地区で経験しているそれぞれの強みを生かして品川で尽力していただくという、こういう2層でやっていきたいというふうに思っております。

○須貝委員 現に品川区で、こうやって採用できるのです。お金は今、品川区持ちだから、予算は大変だと思うのですが、もう品川区は、これだけ大きな、企業でいえば大企業と一緒にです。自分のところの教員は自分のところで採用して、面接も全部自分のところできちんとやって、そういう方を、責任を持った職員を、教員を配置させなければいけないのではないのでしょうか。このようなことを人任せにやって、まして、東京都教育委員会にも言いたいですよ。もっといい人をよこしてくれと。そのようなこともできないのだったら、もう人事権をやめてくれと。そうでしょう。そういう気概を持ってほしいと思います。今、品川区がこれだけの予算を使ってすばらしいことをやろうとしている。私はいろいろ言いますが、やっていることはしっかり見えています。だけど、実際、教員に関しては、あてがわれるだけだ。これではしょうがないと思います。固有教員は、しっかり今、品川区で採用してやっている。これは私は立派なことだと思いますので、できるなら、そういうふうにやっていただきたいと思います。

そして今、若手の教員ですが、教員がなり手が少ない。離職率が高まっている。これはやはり光熱費、生活必需品の高騰、それから残業手当が出ない。家賃の高騰、社会保障費や租税負担がやはり多い。家賃だって、品川区に住めば9万円もするのです。1人で100万円。それで、実際、初任給、手取りで言えば、私は詳しくは分からないけれども、17万円から19万円なのか、租税負担まで取られたら、そういうふうになってしまいます。それだけ大変なのだから、私は、労働環境の改善も大事だと思いますが、若手教員が品川区に来やすいように、区内の高額家賃の負担を減らす、そういう努力をして、借上住宅や災害対策職員待機寮をつくり、通勤時間の短縮や災害対策にもなる安価な家賃住宅を提供して教員の負担を減らしたらいいと思うのですが、ご見解をお聞かせください。

○塚本委員長 どなたかご答弁を。

○中谷指導課長 若手教員の労働改善というところですが、まず、こちらにつきましては、関係課と連携しながら検討を考えていきたいと思っております。若手教員の方がやはり増えているという現状がございます。

こういった中で、学校の中で、今、どういったサポートをとっているかということ、例えば、1つの学校で校長と副校長と主幹教諭がチームとなりまして、若手の先生の声を聞く時間を設ける。その中で、今困っていることは何かとか、あと、今、課題解決したいことについて意見を聞いて、そこにアドバイスをしていくなど、そういったサポートを強力にやっているところなので、いい取組をぜひ全校で広げていくというようなことをやっていきたいと思っております。

○須貝委員 東京都から配置されている教員ですが、3年たった品川区を出ていったいいの

です。希望を出せば、長くても5年から7年。結局、品川区で一生懸命教育しても出ていってしまうのです。何にもならない。小中一貫教育をやっても、いじめだ、様々な問題を、子どもたちのことをやっても、教えてもいなくなってしまう。このようなやり方をいつまでも繰り返しては駄目ではないですか。私は、今日は別件ですけれども、区の職員もそうです。若手がやはり辞めていってしまう。このようなこと、どうして放っておくのだ。我々の品川区の人事課のせいだけではないです。それは東京都で職員を採用して、そして23区、品川区に配分されるのです。それぞれ品川区では面接しますけれども、だけど、このようなことをやっていたら、やはり自分の区は自分たちで採用する。いい人を採用する、そして育てる、そういう姿勢にならないと、いつまでたっても、教員もそうですけれども、職員も集まらない、このような区でいいのでしょうか、財政、企画課、企画部長。

○塚本委員長 固有教員の採用についての考え方ということでの質問だと思いますので、それでご答弁いただければと思います。

○中谷指導課長 固有教員の採用につきましては、今、30名を定数としてやっておるところですけれども、今後様々な課題推進のために、もっと必要だなというふうに指導課としては思っておりますので、こちらの検討を進めてまいりたいと思います。

○塚本委員長 次に、鈴木委員。

○鈴木委員 私からは、376ページ、教育指導費から、続けて教員の働き方改革について、それから、包括的性教育について伺いたいと思います。

教員の働き方改革は、本当に教師の多忙化がずっと問題になり、過酷な働き方がなかなか改善されないという状況になっていますけれども、先ほどから議論になっていますけれども、大もとには、やはり国の問題だと思います。自公政権がお金をしっかりと教育にかけて改善しない限りは、もうこれは改善できないと。だから、国に求めていくという、そのことを自民党、公明党にもぜひお願いしたいなと思います。

それと同時に、やはり区でできることも求めていきたいということで思っております。

文科省のほうでも、5月には、昨年、文科省が行った教員勤務実態調査の結果が発表されました。でも、過酷な実態は改善されていません。また、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）の見直しもされていますけれども、これもなかなか改善になるところまで至っておりません。

改めて、品川区の小中学校の先生の働き方の実態、先ほどから出ていますので、ダブるところは省いて伺いたいと思います。

超過勤務の実態なのですけれども、月によって違うということで伺っています。最も多い月で、最も多い学校の1人当たりの平均超過勤務の時間数を教えてください。

また、直近の9月で最も多い学校の1人当たりの平均超過勤務の時間も教えていただきたいと思います。

病休をとられている方の人数は、小学校、中学校21名ということですが、それぞれ何人なのかも伺いたいと思います。

それからあと、産休と育休の今年度的人数が何人なのか、それから、今年度から4月からの加配ができるようになったということですが、4月から加配された人数が何人なのか。それで改善されたのか、それでも補充できていない状況があれば、その人数も伺いたいと思います。

○中谷指導課長 まず、1年間の中で教員の超過勤務の時間が最も長い月は、昨年度の状況からです

と、4月となっております。平均が最も長い学校で、1日当たり3時間11分、超過勤務の平均時間数となっております。

そして、直近で9月の超過勤務の状況では、平均超過勤務時間数が最も長い学校で、1日当たり2時間43分となっております。

それから、現時点で病気休職を取っている方は、21名となっております。小学校、中学校の内訳が、申し訳ありません、今、手元にないので省かせていただきます。

それから、産休・育休、今年度の人数ですけれども、小学校、中学校別に申し上げますと、10月1日時点で、小学校については78名、そのうち代替の教員で補充できた数が67名、時間講師の任用ができた数が4名、未補充が7名となっております。

それから中学校につきましては、必要数20名というところで、そのうち代替教員で補充できた数が16名、時間講師の任用は0名ということで、未補充が4名という状況でございます。

それから、加配ということで、今年度より新規に開始されました産・育休代替の教員の前倒し任用、加配という形が最大4か月前からできる制度でございますけれども、これまでに15名が実績として活用されているというような状況でございます。

○鈴木委員 超過勤務なのですけれども、これ、1時間当たりということではなくて、1か月当たりということを出していただけると、これに何日を掛ければいいということなのか、それが何日なのか、1か月当たりで時間数を教えていただけたら、イメージが、45時間を超えているのか、そこら辺のところも分かりますので、1か月当たりということでお聞きしたので、それをお願いしたいと思います。

今の実数から伺っても、本当に欠員の状況ですとか、それから産休・育休の代替も補充されていないという本当に深刻な実態だと思います。この教員の異常な長時間の実態、それから欠員の実態、これは教員とその家族だけでなく、子どもたちの教育に大きく影響する切実な問題だと思います。

少し前、教員の不足問題について、中学生が子どもの権利委員会の委員会室に、私たちの学ぶ権利が守られていないのではないかとということで訴えて、NHKの「クローズアップ現代」でも取り上げられました。

また、共産党の国会議員が、教員不足問題での教員へのネットアンケートを行ったのですけれども、その中でも、もう本当に悲鳴のような、怒りが渦巻くような、そういうアンケートの回答が寄せられています。今、抜本的に改善をしないと、全国の学校が崩壊しますよと、後から騒いでも間に合いませんと、こういう怒り。それから、教育学部の学生からも、日本の教育に絶望していると、ただでさえ教員は足りないのに、目指す人もいなくなっていると、自公政権は、すべきことが明白なのに、それなのに動かない国に憤りを覚えていると、急がなくては本当に教員がいなくなると、こういうぎりぎりの状況、品川区でも大変な実態も先生方から伺っていますけれども、そのような状況になっていると思います。

改めて品川区として、これらの改善のために取り組んでいることがどのようなことなのか、また、東京都採用の教員の採用人数に対する応募の割合、先生のなり手がすごく少なくなっているということでも伺っているのですけれども、その応募者の割合についても伺いたいと思います。

○中谷指導課長 先ほどの最初のご質問で超過勤務の平均時数ですけれども、4月で3時間11分が1日当たりになります。勤務日数は20日ですので、掛けるというところで、64時間となります。

そして9月につきましては、1日当たり2時間43分、20日で掛けますので、54時間となります。少し目安として、今のこの9月で申し上げますと、教職員の1つの学校の中で45時間という基準を

超えている教員数が17名。これが全体の6割超えというようなところになっております。

こちらに対する対策ですけれども、まず、45時間を超えた教員に個別に丁寧に対応していくことや、必要に応じて産業医の面談、また、組織全体として超過勤務を行う教員を減少させることができるような手だてを考案、実施していただくようお願いしているところでございます。

それからもう1つ、東京都の教員の採用の応募率ですけれども、東京都のホームページでは、全ての校種において、平均として全体で2.7倍。そして報道で出てきております小学校の採用応募率が1.1倍ということで、過去最低というようなご報告がございました。

○鈴木委員 超過勤務も一定落ち着いているところでも54時間ということで、本当に深刻な実態がここに表れていると思います。

それで、区としても様々取り組んでいるという、先ほどのご答弁でも、副校長に対しての補佐も行うというふうなことですけれども、本当にこういう形で担任以外の教員、職員の配置は本当に大事なことだと思います。これは区としてできることとして、これからも充実をしていただきたいと思います。

それと同時に、このような実態の大もとの1つに、給特法の問題があると思うのです。給特法は、超過勤務命令が出せるのは限定4項目となっていますけれども、実態は給特法によってどれだけ残業しても残業代を出さないと、こういう状況になっている中で、結果、労働時間が無制限となり、今の実態を招いているということになっていると思います。

この残業代が払われない制度を廃止して、残業代を支給できる仕組みに変えることが必要ではないかと思っておりますけれども、区の見解を伺いたいと思っております。

○中谷指導課長 まず、副校長補佐の件でございますけれども、やはり副校長の仕事が大変大量になっていて負担であるということは明らかでございます。実は9月の超過勤務の状況で最も短い学校においても、副校長の超過勤務時間が45時間を超えているというようなことがありますので、様々な対策を打っていかねばならない中で、副校長補佐を配置するという事は一番の急務であると捉えています。そのことによって、副校長の業務が減るだけではなくて、教員と向き合える時間もきちんとつくっていきたく思っております。

給特法の改正につきましては、国の通知を待っていきたくというふうに思っているところです。こちらを踏まえて、変更が生じた場合には適切に対応してまいりたいと思っております。

○鈴木委員 やはりこれは大きな問題の1つだと思っております。それなので、区としても、給特法の抜本改善、残業代不支給の制度の廃止、それから教員の増員、これを求めていただくことを要望しておきたいと思っております。

それから、包括的性教育について伺いたいと思っております。

何人かの方から外部講師の活用にというふうなところでお話がありましたけれども、これ、ぜひとも進めていただきたいと思います。そして、包括的性教育、今、生命の安全教育が今年度から始まりましたけれども、その中でも、学習指導要領では、中学校の保健体育の中で、妊娠の経過は取り扱わないということで、性交や避妊の方法についてなどは教えないという学習指導要領になっていると思うのですけれども、これは品川区でも、生命の安全教育の中でもそういう立場でやっているのかということを一つ伺いたいと思っております。

それから、日本産婦人科医会では、このホームページに性教育が必要な理由が書かれていて、2016年の中絶統計を示して、ここで15歳までの中絶が839人、出産が189人、それから16歳の中絶が1,452人、それから出産が570人ということで、予期せぬ妊娠が起きる背景に、

妊娠の仕組み、避妊の知識、中絶ができる週数も、自分の体についての知識もない、こういうためにこのような状況になっているということで、子どもたちの実態は、中学校で性交や避妊、中絶について、こういうことを取り上げるべきではないなどと悠長なことを言っていられないということで指摘をしているのです。

さらに、予期せぬ妊娠・出産が負の連鎖として続くことを危惧して、食い止める方法として、義務教育の終わる中学校卒業までに教えておかないと間に合わない。それを担うのが性教育だと、こういうふうに言っているのですけれども、区教委もこの立場に立つべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長 性に関する教育につきましては、国の学習指導要領で定められた立ち位置で区立学校においても指導しているところでございます。生命の安全教育につきましても、国が出している方針に従って、発達段階に応じた指導をしているところでございます。

なお、今回、浜川中学校の実践取組を紹介させていただきましたけれども、まずは保護者の了解を得るなど、東京都が示しているものをしっかりと段取りを組みまして実践しているということで、今後これがよい取組であるということで学校からございましたら、広がりを見せていくものというふうを考えております。

○鈴木委員 この歯止め規定の内容についても、文科省では、各学校で必要であると判断すれば指導することができるとなっているのです。それなので、ぜひ私は、この外部指導の講師の活用を広げていただきたいと思います。

○塚本委員長 次に、吉田委員。

○吉田委員 私からは、373ページ、PTA関係費と、387ページ、図書館運営費から伺います。最初に、図書館運営費について伺います。

福祉まつりで、さわる絵本を作成しておられるボランティアグループにお話を伺いました。お話を伺う中で、品川図書館の4階に行けば、そういうお部屋があって、たくさんありますよということを教えていただいたので訪ねたところ、本当にたくさんの絵本があって、私、針仕事とかがすごく苦手なので、感動いたしました。お話を伺うと、全国に貸出しをしておられるということでした。ということは、品川区としての特別なというか、特有の政策なのかなと思います。品川図書館4階は、さわる絵本だけでなく、障害者の読書支援サービスがたくさん用意されております。行政評価シート、650ページに、図書館運営費全体についての評価があるのですが、残念ながら、「障害者サービスの拠点」と一言、必要性のところ記述されているだけで、特に障害者サービスについての評価がありませんでした。私は、障害者の読書支援の政策は大変意義がある事業と考えるのですが、今回は特にさわる絵本作成に関して、貸出し事業に対する図書館としての評価を伺いたいと思います。

○吉田品川図書館長 さわる絵本についてのご質問かと思えます。さわる絵本自体は、一般の絵本を基にしまして、視覚障害のある方、特に子どもに向けて触って分かるような本になっております。厚紙等の上に布等、今、委員がおっしゃったように、布等で盛り上げて物を作って、それを触ると分かるような、例えば『三びきのこぶた』であれば、こぶたがいるようなものとなっております。

活動自体は、品川区にあるボランティア団体「むつき会」が、昭和45年辺りから、品川図書館と大崎図書館を拠点に活動なさっているところです。

障害者サービスにつきましては、それ以外にも、例えば、デイジー図書であったりだとか、あと、音声、音で聞く図書であったりだとか、そのようなものを障害者向けのサービスとして、品川図書館が中央館として責任を持って用意しているものでございます。

○吉田委員 貸出しを全国に向けてしておられるということで、その実績など、1年間のことがあったら教えていただきたいと思います。

各会計予算事項別明細説明資料では、8ページのところに、さわる絵本製作謝礼、1冊4,000円掛ける25冊、新規作成と修繕を合わせて年間25冊を、先ほどおっしゃっていたむつき会にお願いしているということです。

単価の4,000円なのですから、これ、材料費なのでしょうか、製作費も込みなのでしょうか。はっきり言って、これで事業継続に十分なのでしょうか。さっきも言いましたけれども、私は針仕事がとても苦手なので、素晴らしいお仕事だと思うのですが、これで十分なのでしょうか。ぜひ継続していただきたいのですが、ボランティア団体への支援など、ほかに政策的なものがあったら教えてください。

○吉田品川図書館長 まずは貸出実績でございますけれども、令和4年度につきましては69件、令和3年度につきましては45件でございます。

貸出先としましては、自治体間の図書館同士のやり取りが、相互貸出しという制度がありまして、この制度によって、ほかの自治体から要求といたしますか、貸してほしいというものがあつたものについて対応しているところでございます。

特に、このさわる絵本については、品川が最初に始めたところがありまして、先日もほかの自治体のほうから、むつき会を紹介してほしいという連絡も入っているところでございます。

それから、単価4,000円、25冊というところでございます。単価4,000円につきましては、製作費、材料代も込みでというところでやっているところです。25冊につきましては、全体としては25冊なのですから、新しく作るものは、昨年度にしてみれば12冊。それから、やはりさわる絵本でございますので、普通の絵本より傷みます。そういうところがありまして、修繕につきまして13冊ほどかかっているところでございます。

あと、こちらのむつき会の運営に関しまして、私どもがボランティアとしてお願いしているところもある関係上、施設、定期的に毎週火曜日、こちらの品川図書館のほうに来ていただいて、品川図書館の会議室で作業をしていただいているところでございます。

○吉田委員 分かりました。やはり全国から貸出しの依頼があるということは、品川区の非常に特色ある事業なのではないかというふうに思っておりまして、むつき会のお力はぜひ必要で、ぜひ今後も継続していただくためには、やはり何らかの支援の要請があったら、ぜひ検討していただきたいと思いません。

それで、さっきの4,000円というのは十分なのでしょうかということも、お答えになりにくいかもしれませんが、ぜひ費用の面でも、必要なものであったら支援をしていただきたいと思いません。

それから、視覚障害者への読書のサポートは、そのお部屋に行くと、進化の過程がよく分かるのですが、デイジー図書からだんだん進化している。しかし、やはり高齢の方にとっては、対面での朗読が必要と思われるのですが、今も障害者福祉のしおりには、対面朗読のサービスの記述があります。品川図書館の事業として継続を求めたいのですが、その点についても見解を伺いたいと思いません。

次のPTA関係費のほうへいきます。

行政評価シートには、587ページに記載があります。PTAと学校の関係について、原則的な在り方について確認をさせていただきたいと思いません。

これは少し前に品川・生活者ネットワークにご相談がありました。その方はPTAの活動の意義はと

でも認めますが、PTAに入会するか否かは個人の自由ではないのかというお問合せでした。学校のほうからも、当然、参加ですよねという形で、いきなりお仕事の話があって、しかも、働いているにもかかわらず、短いこの期間に必ず来てくださいみたいなことがあって、自分は入会の申込みをした覚えはないのに、子どもたちを通してPTA活動の役員とかお手伝いのお誘いのお手紙が来たことについて、学校とPTAの関係について伺いたいというお問合せでした。この点について見解を伺います。

○吉田品川図書館長 2点ご質問いただきました。支援については、4,000円の費用感のところでございますが、こちらにつきましては、ほかの例えばデジタイズ図書作成の委託だとか、この辺とのバランスも兼ね合まして定まっているものと考えているところでございます。

それから、2番目にいただきました、対面朗読につきましては、品川図書館に3つほどブース、イメージとして防音室みたいなところがありまして、そちらに小さな机があって、音訳ボランティアの方が座るスペース、それから反対側に聞きに来られた方が座るという形で、事前申込みは必要になりますけれども、このような形で対面朗読はやっているところでございます。

○宮尾庶務課長 私からは、PTAに関するご質問にお答えしたいと思います。

PTAは、保護者の方にとって、ご自身のお子さんを含む全ての子どもたちが豊かな学校生活、それから地域生活を送ることができるように、保護者の皆様、そして教職員によって学校ごとに組織されているものでございます。会員の総意に基づいて自主的に運営される団体でございますので、加入に関しては、あくまでも任意でございまして、会員になれば、誰もがご自身の意思で活動に参加ができるものというふうに認識をしております。

○吉田委員 図書館のほうについて、対面朗読も継続していかれるということで了解いたしました。ぜひ継続していただきたいのと、さわる絵本については、十分な支援の上、継続していただきたいと思います。

それから、PTAのほうです。分かりました。加入、脱退は自由ということで、その方が少しむっとされたのは、加入の意思表示も何もしていないのに、加入が前提のようになってしまったということなのです。この方は非常に行動的な方なので、そういうことであれば私は脱退いたしますということで、脱退届をしました。最初、では、脱退したいのだったらという感じで、少し不利な扱いを受けたのですが、それもきちんと抗議をされて、以後は不愉快な思いはしておりませんというお返事が来ました。

PTA関係費について、行政評価シートを見ると、必要性・有効性のところでは、「地域とともにある学校づくりを推進する品川区にとって、PTAは学校運営に欠かせない存在であり、地域と学校をつなぐ存在として引き続き支援する必要性が高い」という評価です。それは私もそのとおりと考えます。ただ、だからといって、一人一人の保護者が、その活動に参加することを強制されるべきではないと考えます。今のご答弁を伺うと、その考えでよいですねということと、それからもう1つ、PTA会費の徴収について、学校との関わりなどルールがあるようなのですが、そのルールについては、どのようになっているか伺いたいと思います。

○宮尾庶務課長 まず、PTAに加入するかどうかということですが、こちらは任意でございまして、強制等をするべき性格のものではないというふうに認識をしております。

会費についてですけれども、こちら当然のことながら、加入の意思をお示しになられた方を対象に、適正な方法で徴収をするべきだというふうに考えてございます。

○吉田委員 徴収については、本当におっしゃるとおりだと思うのですが、そこにやはり学校

が便宜的に仕組みを使っておられますよね。それはそれで、きちんとPTAと学校同士でそういう取決めがあってという、一応独立した団体であれば、簡単であっても、お互いこういう取決めをして、この部分については学校が担いますみたいなお約束が、別団体というのであれば、あってしかるべきかなと思ったのですけれども、今のところ、当然のように学校が代わりに徴収しているのではないのかというように伺ったのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○宮尾庶務課長 特に教育委員会のほうから、会費の徴収方法についての細かな方法等について、何か考えというようなものをお示しをしたということはございませんけれども、もしそういう会費の徴収に当たって、保護者の方が何か疑義をお感じになるようなことがあれば、それは何か改善できるべきところがあれば、学校等からもお話を伺っていくべきだというふうに考えます。

○吉田委員 分かりました。さっきも言いましたけれども、大変行動的な方なので、少し疑問に思ったら、きちんと直接おっしゃるでしょうし、こちらにもまたご相談が来ると思います。そのときは、また私のほうからもご相談をいたしますので、よろしく願いいたします。

私自身、子育て世代のときには、私も転勤族で、子どもが2人いて、小学校だけで4つ学校に行っていますので、むしろPTAに参加したほうがお友達も早くできるしみたいな感じだったのですけれども、やはり時代も変わってきて、その辺の個人情報のやり取りとか、非常にセンシティブな問題になりつつあると思います。その点については配慮していただきたいと思いますが、その点については大丈夫というふうにお返事をしてよいですねということを確認させてください。

○宮尾庶務課長 時代の変化、移りよるとともに、PTA活動のありようというものも柔軟に変えるべきところは変える、しっかりと守っていくところは守っていく、このような考え方で学校とPTAの皆様とが、よりよい関係づくりができるように、我々教育委員会としてもしっかりとお支えしてまいりたいというふうに考えております。

○塚本委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 私からは、399ページ、学校施設建設費、城南第二小学校改築実施設計委託について伺います。

実施設計に従いまして、現在、東品川の城南第二小学校の改築工事が始まっていますが、関連して、通学路の安全について伺ってまいります。

今年の8月から改築工事に着手をして、令和10年度の末に外構工事を含めて工事完了ということで、ほぼ6年間にわたる長期間の工事となります。今年の8月、工事が始まりましたが、それに伴って通学路が変更となりました。これまで東品川公園、通称交通公園の向かい側のところが正門で、そこからガードパイプで守られた広い歩道が正門で、そこが通学路でしたが、今回の改築工事に伴って、この正門が封鎖されました。その代わりに、正門と逆側の校舎の裏側の海岸通りと元なぎさ通りを結ぶ比較的細い道路に面した裏門、北門が登下校のための出入口となりました。そして、この細い道路が出入りするための児童の臨時的仮の通学路として使用されるようになっております。

先月、9月に地元の方と交通指導員の方からご相談をいただいて、私も朝7時半に現地に伺って、登校の様子を拝見いたしました。思いがけず、校長先生とか副校長先生も、あと用務の先生もお待ちになっていただいていたので、お話も伺うことができました。学校は、朝は7時50分に開門するため、それまでは施錠しています。既に7時半過ぎの段階で早めに登校した数人の男女児童が列をつくって解錠を待っていました。その間、数台の自動車がその横を走っていく様子も見ました。工事の始まる直前の今年の7月頃、城南第二小学校側から、校長先生側から所轄署である品川警察署に相談をして、改築によ

る通学路の変更に当たって、自動車が登校する児童のすぐ近くを通るので、スクールゾーンの指定をしてほしいという依頼をしました。しかし、警察署は、現地調査の結果、スクールゾーンの設置についてはできないという回答だったそうです。

ここから少し伺いますけれども、まず、城南第二小学校の改築に当たっての通学路変更は何年まで必要なのか伺います。

また、スクールゾーン設置の要望は、通常、教育委員会は関与しないで、学校側が直接警察へ相談をするのか、その手順を教えてください。

そして、今回の城南第二小学校のスクールゾーン設置の要望について、教育委員会は把握をしているのでしょうか。そして、把握をしているのであれば、その経緯と、なぜ設置が認められなかったのか教えてください。

○森学校施設担当課長 スクールゾーンについて幾つかご質問をいただきました。

今の北側の通学路を使うのは、令和7年頃までを想定しております。そこで第1ステップの工事が終わりましたら、そこまでが北側の通学路を使うというふうになっています。

それと、スクールゾーンのことにつきましては、教育委員会としても把握をしてございまして、こちらからも警察にご相談に参りました。そのところ、なぜスクールゾーンに入ることができないかというところなのですけれども、やはり他の学校のスクールゾーンよりも道路幅員が広いというところ。それと、車両の通行量があまり多くないというところがあるということでした。

区教委といたしましても、9月1日、9月4日に、担当が朝の7時50分から8時半までの40分間、現地を確認しております。9月1日は天気もよかったこともありますけれども、車、バイクの通行量が8台。9月4日少し雨が降っておったこともありますけれども、17台というところで、確かに通行はあるのですけれども、そこまでは多くないというような状況でございました。

学校のほうも、もともと北側のところは車止めになっておるのですけれども、その部分をガードパイプにしてほしいという意見もあったのですが、今現在のところ、まだ車止めのままでも大丈夫だというふうには聞いてございます。もし安全が脅かされるようなことがあれば、学校と教育委員会で連携をとりまして、安全性を高めるために、各関係機関に働きかけをしていきたいと、そのように考えてございます。

○あくつ委員 安全が脅かされるようなことがあっては遅いと。

〔「そうだよな」と呼ぶ者あり〕

○あくつ委員 今、お話をされたということですがけれども、そもそも今回は、学校側とか、保護者とか、あとは私が相談を受けた誘導員の方が、危ないということで警察に働きかけたというところの危機感とか責任感から生じている話だと思います。教育委員会のほうでも動いてくださったということですが、スクールゾーンは、やはり期間限定、その通学路を使うのは令和7年までということで、期間限定というと、やはり警察は恐らくそんなにやりたがらないのではないかなと、あとは交通規制がかかってしまうので、そこはマンション群の真ん中ですから、車が通れなくなってしまうと、これは地元に住んでいる方も通れなくなってしまうので、許可を得ないといけなくなってしまうということで、なかなかやりたがらないというのはよく分かるのですけれども、例えば、今までは、子どもたち、広い道路沿いのガードパイプで守られた正門側の、さっき言った東品川公園の前の歩道で通学をしていましたけれども、歩道部分には、今、緑の舗装と赤いゴムポールは立っているのですけれども、万が一、車が突っ込めばひとたまりもありません。例えば、同じ道路沿いの数十メートル先には認証保育所があり

ます。滋賀県大津市で、2019年5月、散歩中の保育児の列に乗用車が突っ込み、16人が死傷した事故を受け、キッズゾーン制度というものが国のほうで創設されています。議会でも何度か取り上げられています。品川区では、所管は保育課になります。保育所を中心とした半径500m程度の範囲が対象で、保育施設周辺や利用する公園へのルートなどを想定し、散歩の散歩道です。例えば、車道と歩道が分離されていなかったり、見通しが悪くなったりする道路に、緑色のキッズゾーンの路面標示や巻き看板を設置する、自動車等の運転者への注意喚起を目的としています。キッズゾーンの設定自体には時間規制などの交通規制は行わないということです。

委員長の許可を得て、目黒区のキッズゾーンの路面標示と巻き看板を掲示いたします。

〔「品川はないのか」と呼ぶ者あり〕

〇あくつ委員 品川には、今はないのです。また、城南第二小学校を含む一帯は、ゾーン30に指定されています。最高速度30kmの速度規制が面的に実施されていますが、国では、新たにゾーン30プラスという区域規制を設けています。これも2021年6月に千葉県八街市で下校中の小学生の列にトラックが突っ込んで5人が死傷した事故を受け、国土交通省と警察庁が同年8月に創設したものです。これは既存の面的規制であるゾーン30と、適切な箇所へ道路管理者によるスラロームや狭窄、ハンプの設置といった物理的デバイス等のハード整備を組み合わせた対策となります。品川区での所管は、道路課、交通安全担当課となります。

委員長の許可を得て、墨田区のゾーン30プラスの設置写真を掲示します。

一番いいのは、やはりスクールゾーンを設定していただいて車両の出入りをなくすことなのですが、できないのであれば、知恵を使ってキッズゾーンとかゾーン30プラスなど、正に今回、学校側、保護者側が心配しているような悲惨な事例があったから創設をされた通学路の安全対策を活用することもできるのではないのでしょうか。

ただ、所管がまたがりますので、こういう活用は、当然、城南第二小学校の校長先生が、道路課に直接言うかということ、言いませんし、交通安全担当課にも言いません。やはりこれは教育委員会でないと、やはりそういう知恵とか工夫とか、知識というか、情報もないでしょうから、そのところがやはり必要なかなと思います。

何よりも子どもたちの安全を守るために、保護者、そして学校側の不安に応えるためにも、やはり品川区教育委員会が主導して、警察への働きかけや庁舎横断的な安全対策の強化を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇丸谷教育総合支援センター長 通学路の安全管理についてですけれども、こちらは教育総合支援センターでも定期的に確認をしております。現在の城南第二小学校の現状を見ながら、学校とも連携しながら、必要な関係各所とも連携をしながら、児童の安全確保に努めてまいります。

〇あくつ委員 今日、私が質問したのは、これはやはり議事録に残したかったのです。いわゆる地元の要望があって、学校側の要望があって、そして私も現場を見て、そして議会からも要望させていただいて議事録に残したと、何か起こる前に、これ、今、ボールは、私は教育委員会に渡されたと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、関連をして、学校改築における2024年問題について伺ってまいります。

先ほど私が申し上げたページには、城南第二小学校のほか、源氏前小学校、鈴ヶ森小学校などの設計委託などが計上されています。現在、学校改築が進んでいるのは、今後予定されているのは、浜川小学校、浜川幼稚園、第四日野小学校、浜川中学校、城南第二小学校、源氏前小学校、鈴ヶ森小学校とい

うことで、6校1園に及んでおりますけれども、他自治体と比較しても、かなり積極的に改築に取り組んでおられまして、教育に力を入れる品川区として、これはもう他自治体とか業者からも大変評価をされています。

さて、今から4年前の2019年に働き方改革関連法が施行されました。労働時間の上限が規制されて、違反をした企業に罰則が科せられることになっています。大企業においては法施行と同時の2019年4月から、中小企業ではその翌年2022年4月から順次適用になりましたけれども、建設業と運送業だけは5年間の猶予機関が設けられました。背景もいろいろあるのですが、高齢化とか労働人口の減少に伴う人材不足で、なかなか短期間では準備が難しいだろうということで猶予された。しかし、いよいよ来年の4月から、この規制が適用されることになり、週休2日が義務化されます。それに向けて建設業が是正しなければならない労働環境の問題を総称して2024年問題といいます。

区内90社以上から構成される建設業団体からも、今年の夏のヒアリングの際、次のような要望がありました。

令和6年度より働き方関連法案の施行が開始されます。時間外労働の上限規制や4週8閉所など、完全週休2日の徹底など、建設業を取り巻く環境はますます厳しさを増すこととなります。学校改築工事のための仮校舎の用地取得についても検討をお願いしますとの要望がありました。

ここで聞きますが、学校改築については、教育委員会の庶務課学校施設整備担当が担っておられますが、改築を実際に行う事業者が、仮用地の用地取得を求めています、その理由をどうお考えか現状教えてくださいというのが1つ。

時間がないので、次にまた質問してしまいますけれども、結局、週休2日になることで、工期が変わらなければ、その分、仕事が詰め込まれる。土曜日が一切できなくなると、今までやっていたことができなくなるということで、当然やるが多くなって、激務化するということが1つ。

それと、コストが増えます。というところで、工期はやはり柔軟に設定をしなければいけないというところ。学校建築というのは、やはり子どもたちにとって一生のうちで、入学式、卒業式とか、運動会とか、そういうものを逃したら、一生取り返しのつかないことになってしまうので、かなり工期が厳しく設定をされていると聞いていますけれども、ただ、週休2日を工期を柔軟に設定しなければ、働き方改革に逆行するような、本当に現場の方たちが非常に激務で、ストレスで、また若者も入職しないような、そういう職場になってしまいますので、そここの協議、これは国交省もガイドラインを出しているのですけれども、時間がないので読みませんが、こうしたことも今しっかりと行っているのか、さっき私、ずらずらと、今やっている6校1園の話をしましたけれども、既に進んでいるところについては、工期の見直しも含めて、また、これから契約をするところについては、柔軟な工期、そして適正な予算が確保されないと、工期が延びれば、当然、人件費もかかります。現場監督を常駐させる期間も延びますので、当然、予算もかかりますけれども、適正な予算をこれから積算していかなければいけない。このことについては、現状、そういった実施している団体と協議をしているのかどうか。これからは、そういう適正な工期とか予算を設定していただけるのかどうか、最初に質問したものと併せて伺います。

○森学校施設担当課長 大きく2点ございました。

1点目、なぜ業者の皆さんが仮校舎の用地を取得ということを行っているかというところですが、今現在、学校の敷地の中で解体、建築を繰り返しながら建て替えを行っているという状況でございます。その工事ですと、大体一校を建て替えるのに6年ぐらいかかっています。仮校舎用の敷地へ学校

が出ていくことになれば、大体3年半ぐらいで終わるので、工期を短くするためにも、仮校舎の用地があればいいなというところをご意見をいただいているところでございます。

それと、今後の4週8閉所の問題でございますけれども、新しく契約するところにつきましては、当然、4週8閉所で考えています。実は、現在改築工事中の各学校についても4週8閉所で考えてはいるのですけれども、どうしても工期が詰まってきて、土日に出るというような状況が起きています。今後もしそういうことがないように、土日は休むことができるように、しっかり検討をしていきたい、そのように考えております。

○塚本委員長 次に、せりざわ委員。

○せりざわ委員 389ページ児童・生徒用のタブレット端末等運用、それから、教育費全般から教育長の方針についてお伺いしたいと思います。

まず、タブレット端末からお伺いしたいと思います。

かつて品川区では、GIGAスクール構想が始まる前から、2014年に特別支援学級でiPadを使っただけの教育を行っていて、2017年にICT推進校を8校と2校で計10校を指定して、当時、1人1台のタブレットという非常に珍しい取組をGIGAスクールの前から実施していると認識をしています。

それを受けて、私も2020年に本会議で、区の区立学校全体でタブレットを1人1台にできないのかというような提案をしました。当然、当時は、区の財源でやっていますから、できなかったのですが、2021年にGIGAスクール構想が進められましてできたのです。自公政権でできました。何でも自公政権のおかげだったりとか、何でも自公政権のせいだと言うつもりはないのですが、今では、このGIGAスクール端末を使っただけの教育が当たり前にできていると思いますが、当時、すごく前から品川区がやってきた、これは非常にメリットがあったのではないかなと思うのですけれども、このICT推進校を使って、タブレットを使っただけの教育を、GIGAスクール構想が始まる前から先にやってきた、そのメリットというか、どういう効果があったのかをまずお聞かせください。

○丸谷教育総合支援センター長 2014年に、主に規模の小さな学校を中心に、1人1台のタブレット端末を配布して活用を進めてきたという経緯があります。当時は、今ほど学習アプリですとか、そういったものは多くなかったのですけれども、まずはカメラ機能から使ってみましょうとか、プレゼンをやってみましょうとか、そういう形で少しずつ進めてきたというようなことがあります。そういったこともありまして、それぞれの学校の活用については、実践事例集のようなものも作成いたしまして、各校に広めてきたという経緯があります。

今回、2021年にGIGAスクール構想の1人1台タブレット、全校に広がるその基礎となったというふうには認識しております。

○せりざわ委員 GIGAスクール構想が始まって、実際に実施される前の基礎をつくってきたというようなメリットだというふうには認識をしています。

ぜひこのICT推進校10校を、今、お話いただいたとおり、少し小さめの学校でやってきたということですが、今、GIGAスクール構想で端末が全員に配られて、残念ながら、ICT推進校という肩書きというか、名称がなくなって、全ての学校が一律同じようなICTの取組をされていると思いますが、ICT推進校をぜひ復活をしていただきたいなと思っています。今お話いただいたとおり、小規模の学校だからチャレンジできる様々なICTの取組があると思うのですが、まず、そこについてお聞かせください。

その具体的な提案も続けてさせていただきます。

以前、姉妹都市、3つある中で、区長も行かれたオークランドが時差が非常に少なく、例えばZoomを使って英語でのディベートをしたらいかがですかであったりとか、まもるっちを補完する形で、例えばヘルスケアウォッチみたいなものが、今は5,000円を下回るぐらいで、どれぐらい眠っていますよとか、歩いていますよ、座り過ぎですよということを注意してくれたりします。そういったあまり予算がかからないところでも、新たなICTの取組ができるのかなと思うのですが、ICT推進校の復活について、ご見解をお聞かせください。

○丸谷教育総合支援センター長 タブレットの配備が全校に行き渡りましたので、ある一定の学校を推進校とするのではなくて、全校で推進するというふうに教育委員会では考えております。

また、毎年2校ずつ、2年計画で研究校というものを指定してありまして、今年度も2校、ICTも活用しながら教育活動を進めていくということで研究を進めておりますので、そういった研究校については、また周辺の学校にも取組を広げられるような取組を進めていきます。

また、海外との交流についてですけれども、これはコロナ禍の前から品川学園で、例えばイギリスの学校やリンフィールド・カレッジとオンラインで、当時はSkypeを使った実践を進めておりました。こういった取組も学校で進められるというふうに考えております。

また、ヘルスケアウォッチというようなものにつきましては、こういった形で活用できるかということは、今は持ち合わせていないのですけれども、そういった時流に合ったものを取り入れられると、教育活動も充実するかなというふうに思いました。

○せりざわ委員 研究校も存じ上げておりますが、大きな予算だけではなくて、小さな学校で一律でやっていくということも挑戦をしていただきたいと思います。

情報リテラシーというところで、例えば、今、フェイクAIであったりとか、またはChatGPTと、いろいろ議会でも出てきていると思います。これを教育にどうやって取り入れたらいいのだろうという話も出てくると思うのですが、私は、これは主観ですけれども、ChatGPTを教育でシャットアウトしてしまうのではなくて、私自身は、むしろ取り入れてしまっているのかなと思っています。

例えば、読書感想文とか、ChatGPTであえて書いてもらって、それに対して、しっかり自分も本を読んで、このChatGPTの感想文は、ここがおかしいのではないかと、僕はこう思うなどというような反論をできるような、もしくは自分でフェイクAIを作って、人を傷つけないような画像で、現実空間ではあり得ない画像を作ってみるとか、そういうあえて取り組んで新しい技術を学んでいくということも1つ方法かと思いますので、こちらは要望で終えたいと思います。

教育費全般の中で、昨晚、「国連を支える世界こども未来会議 in SHINAGAWA」が行われまして、区長と教育長もそちらに参加されていらっしゃいました。最後、講評の中で、区長のほうから、SDGs、2030年の未来を支えているのは、今参加されている小学生たちが主体となる、そういったお話を、最後、講評でされていらっしゃったと思います。正にそのとおりで、2030年の未来を支える世代を、これから品川区が教育をしていくという非常に重い責任だと思っています。この品川区においては、区長と教育長が新しいツートップになって、特に教育については、教育委員会のビジョン、もしくは教育長のビジョンが、子どもたちの未来を大きく左右される、そのような重い使命を持っているかと思っています。

SDGsが掲げている、誰一人取り残さない未来を、福祉部として、これまでも体現してきた伊崎教育長だと思いますが、ぜひ最後に、これからの世代に向けて、こういった教育をしていくのかという強

いメッセージをいただければと思います。お願いします。

○伊崎教育長　ただいま、これからの教育方針についてお尋ねをいただきました。ご挨拶のときにも申し上げたのですが、一人一人がよりよく生きる、また、それとともに社会としても、よりよい社会をつくっていくという意味で、ウェルビーイングを大切にしているということを常に考えてきているところでございます。

これまで品川区では、様々教育改革を行ってきており、今現在も地域とともにある学校づくり、3校種体制における学校教育の推進、9年間の一貫したカリキュラム、これを3つの柱として、品川区独自の教材である市民科や英語教育の早期取り組みなど、様々特色のある教育を行っているところでございます。

こういったものを土台としながら、未来を切り拓く力を持つ児童・生徒の育成を目指してこれまでも進めてきておりますが、これからも、よりいろいろな考え方や視点を持つ人の多様性ということ、そこをきちんと子どもたち一人一人が認識をしながら、また、みんなで誰一人取り残されない共生社会をつくっていくためには、自分たちが何をしていけばいいのかということを中心に主体的に考えられるような、そのような教育をしていきたいと思っております。

学校教育、様々な位相からの視点がございますけれども、やはり教育というのは、一人一人の命を育むための基本的なケアであると考えております。そういった視点を忘れずに、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指して、誰一人取り残されない、そのような全ての子どもたちの可能性を引き出す学びを学校教育の中で進めていきたいと考えております。

○塚本委員長　以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、10月19日、午前10時から開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後5時36分閉会

委員長　塚本　よしひろ

